

令和2年6月定例会

長和町議会会議録

令和2年 6月 1日 開 会

令和2年 6月15日 閉 会

長 和 町 議 会

令和2年6月 議会関係日程表

令和2年6月1日招集

月	日	曜日	区 分	摘 要
5	18	月		12:00 一般質問締切日
	19	火		9:00 議会運営委員会
	20	水		
	21	木		
	22	金		
	23	土		
	24	日		
	25	月		
	26	火		
	27	水		
	28	木		
	29	金		
	30	土		
31	日			
6	1	月	本 会 議	9:30 6月定例会開会（議案の上程）
	2	火	休 会	
	3	水	休 会	
	4	木	本 会 議	9:00 一般質問
	5	金	休 会	
	6	土	休 日	
	7	日	休 日	
	8	月	委 員 会	9:30 社会文教常任委員会…役場 議場
	9	火	委 員 会	9:30 総務経済常任委員会…役場 議場
	10	水	休 会	
	11	木	休 会	
	12	金	休 会	
	13	土	休 日	
	14	日	休 日	
	15	月	本 会 議	9:30 議会再開（委員長報告・質疑・討論・採決・閉会）
16	火			
17	水			

会期15日間

第 1 号

(6 月 1 日)

議 事 日 程

令和2年 6月 1日
午前 9時30分 開会
長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 5号 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 報告第 6号 令和元年度長和町土地開発公社事業会計決算について
- 日程第 5 報告第 7号 令和元年度長和町一般会計繰越明許費について
- 日程第 6 承認第 2号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認について
(町長提出)
- 日程第 7 承認第 3号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認について
(町長提出)
- 日程第 8 承認第 4号 専決処分した長和町介護保険条例の一部を改正する条例の承認について
(町長提出)
- 日程第 9 承認第 5号 専決処分した令和元年度長和町一般会計補正予算(第8号)の承認について
(町長提出)
- 日程第 10 承認第 6号 専決処分した令和元年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第5号)の承認について
(町長提出)
- 日程第 11 承認第 7号 専決処分した令和元年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算(第2号)の承認について
(町長提出)
- 日程第 12 承認第 8号 専決処分した令和元年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)の承認について
(町長提出)
- 日程第 13 承認第 9号 専決処分した令和元年度長和町介護保険特別会計補正予算(第6号)の承認について

- (町長提出)
- 日程第 1 4 承認第 1 0 号 専決処分した令和 2 年度長和町一般会計補正予算 (第 1 号) の承認について
- (町長提出)
- 日程第 1 5 承認第 1 1 号 専決処分した令和 2 年度長和町一般会計補正予算 (第 2 号) の承認について
- (町長提出)
- 日程第 1 6 議案第 3 8 号 長和町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出)
- 日程第 1 7 議案第 3 9 号 長和町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出)
- 日程第 1 8 議案第 4 0 号 長和町長等の町に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- (町長提出)
- 日程第 1 9 議案第 4 1 号 長和町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出)
- 日程第 2 0 議案第 4 2 号 長和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出)
- 日程第 2 1 議案第 4 3 号 長和町電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出)
- 日程第 2 2 議案第 4 4 号 令和 2 年度長和町一般会計補正予算 (第 3 号) について
- (町長提出)
- 日程第 2 3 議案第 4 5 号 令和 2 年度長和町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 1 号) について
- (町長提出)
- 日程第 2 4 議案第 4 6 号 令和 2 年度長和町観光施設事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- (町長提出)
- 日程第 2 5 議案第 4 7 号 令和 2 年度国庫補助元災公共土木施設災害復旧工事 (普) 大呂出川建設工事請負契約の締結について
- (町長提出)

日程第 2 6 議案第 4 8 号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少
及び規約の変更について

(町長提出)

日程第 2 7 意見書第 4 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

(議員提出)

日程第 2 8 意見書第 5 号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

(議員提出)

日程第 2 9 委員会付託について

散 会

令和2年長和町議会6月定例会（第1号）

令和2年6月1日 午前 9時30分開会

出席議員（10名）

1番	佐藤 恵一 議員	2番	渡辺 久人 議員
3番	田福 光規 議員	4番	羽田 公夫 議員
5番	伊藤 栄雄 議員	6番	田村 孝浩 議員
7番	柳澤 貞司 議員	8番	小川 純夫 議員
9番	宮沢 清治 議員	10番	森田 公明 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	羽田 健一郎 君	副 町 長	高見沢 高明 君
教 育 長	辰野 登志男 君	総 務 課 長	金山 睦夫 君
企画財政課長	藤田 仁史 君	建設水道課長	龍野 正広 君
建設水道課専門幹	上野 公一 君	こども・健康推進課長	長井 剛 君
町民福祉課長	藤田 孝 君	情報広報課長兼会計管理者	城内 秀樹 君
産業振興課長	藤田 健司 君	教 育 課 長	宮阪 和幸 君
教育課専門幹	大竹 幸恵 君	総務課長補佐	小林 義明 君
代表監査委員	依田 典仁 君		

議会事務局出席者

事 務 局 長	中原 良雄 君	議会事務局書記	牛山 美智子 君
---------	---------	---------	----------

◎開会の宣告

○議長（森田公明君） おはようございます。

定数定刻ともに至りましたので、令和2年6月長和町議会第2回定例会を開会いたします。

なお、本定例会は、既に御案内のとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止に関わる取組に基づき開催してまいりますので御承知ください。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森田公明君） 日程第1 会議録署名議員の指名について、会議規則第127条の規定に基づき、議長において1番、佐藤恵一議員、5番、伊藤栄雄議員の両議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（森田公明君） 続いて、日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。

会期につきましては、5月19日開催の議会運営委員会において決定しておりますので、議会事務局より報告いたします。

中原議会事務局長。

○事務局長（中原良雄君） それでは、議会日程を申し上げます。お手元の議案書1ページを御覧ください。

5月19日に開催された議会運営委員会で会期の決定をいたしました。

6月1日、本日ではありますが、6月定例会の開会でございます。

6月4日、一般質問が5名の議員の方からございます。

6月8日、社会文教常任委員会、6月9日、総務経済常任委員会を開催いたします。

6月15日、議会の再開、委員会報告、質疑、討論、採決、閉会という運びになっております。

会期は15日間となりますが、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（森田公明君） ただいまの報告のとおり、本定例会の会期を本日6月1日から6月15日までの15日間とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 御異議なしと認め、本定例会の会期は本日6月1日から6月15日までの15日間と決定いたしました。

○議長（森田公明君）　ここで報告いたします。

本定例会に提出された案件は、報告第5号から第7号までの報告案3件、承認第2号から承認第11号までの専決承認案10件、議案第38号から議案第43号までの条例案6件、議案第44号から議案第46号までの令和2年度補正予算案3件、議案第47号、契約締結案の1件、議案第48号、長野県町村公平委員会関係の1件、意見書案第4号から第5号までの2件、合計26件であります。

これより会議に入ります。

◎日程第3　報告第5号　例月出納検査結果報告

○議長（森田公明君）　日程第3　報告第5号　例月出納検査の結果について、依田典仁代表監査委員から報告を求めます。

依田典仁代表監査委員。

○代表監査委員（依田典仁君）　では、失礼いたします。

例月出納検査結果の報告をさせていただきます。議案書の3ページをお開きください。

報告第5号

令和2年6月1日

長和町長　羽田健一郎様

長和町議会議長　森田公明様

長和町監査委員　依田典仁

〃　柳澤貞司

例月出納検査結果報告（令和元年度4月分）

（令和2年度4月分）

令和2年5月26日、令和元年度4月分及び令和2年度4月分の例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、議案書を御覧いただければと思います。

以上でございます。

○議長（森田公明君）　報告を終わります。

◎日程第4　報告第6号　令和元年度長和町土地開発公社事業会計決算について

○議長（森田公明君）　次に、日程第4　報告第6号　令和元年度長和町土地開発公社事業会計決算について報告を求めます。

高見沢土地開発公社理事長。

○土地開発公社理事長（高見沢高明君）　改めまして、おはようございます。

それでは、報告をさせていただきます。議案書の4—1ページをお願いいたします。

そこに記載してあるところの資料からでございますが、令和元年度長和町土地開発公社事業会計の決算につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、役員会におきまして書面決議により御承認をいただき、地方自治法第243条の3第2項の規定に従い報告をするものでございます。

決算の内容は、立岩落合団地分譲地17区画中、令和元年度においては5区画の販売に至りました。よって、17区画中13区画が販売済みとなり、現在、3区画にお申込みをいただいている状況でございます。

残りの1区画につきましても、引き続き土地開発公社理事会の御意見を頂戴しまして、完売に向けて推進してまいりたいと思っております。

また、有坂団地の区画が1つ残っておりましたが、おかげさまをもちまして売却することができ、有坂団地の区画が全て完売となりました。

そのほか造成地の残区画につきましては、細尾団地3区画となっております。この販売に向けましても引き続き注力してまいりますが、販売のみならず、土地の有効利用も併せて検討してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、決算書4-2から4-16までを御覧ください。

以上、報告といたします。

○議長（森田公明君） 報告を終わります。

◎日程第5 報告第7号 令和元年度長和町一般会計繰越明許費について

○議長（森田公明君） 次に、日程第5 報告第7号 令和元年度長和町一般会計繰越明許費について報告を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） それでは、よろしくお願いたします。議案書の5-1ページを御覧ください。

報告第7号 令和元年度長和町一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令の規定により御報告をいたします。

5-2ページをお願いいたします。

繰越明許費につきましては、総務費のケーブルテレビ放送事業、農林水産業費の耕地一般経費、地方創生事業ワイン産業プロジェクト展開ほ場整備事業、水利施設等保全高度化事業、災害復旧費の農業用施設、林業施設、土木施設の各事業につきましては、台風19号による影響により繰越事業となっております。

民生費の福祉施設建設事業につきましては、旧和田診療所の解体においてアスベストの処理をしなければならず、解体工事に期間を要したためでございます。

衛生費の自動車充電インフラ整備事業につきましては、国庫補助の交付決定が9月下旬と遅くな

ったことによりまして、標高1,900メートル超の工事現場で冬季の掘削及び基礎工事を行うことが困難であり繰越しとなりました。

教育費、小学校費の和田小学校及び長門小学校における特別教室空調設備設置事業、GIGAスクール構想情報通信ネットワーク環境施設整備事業につきましては、国の補正予算により、急遽事業を実施することとなったためでございます。

教育費、社会教育費の史跡星糞峠黒耀石原産地遺跡保存整備事業及び発掘調査事業につきましては、7月に集中豪雨がございまして、この影響により事業の進捗に遅れが生じ、それぞれ繰越し事業となったものでございます。

社会教育費の文化財一般保護経費につきましては、町指定文化財、名勝夜の池に架かる腐朽劣化した太鼓橋を修繕するものでございますが、台風19号及び積雪の影響で事業が実施できなかったため57万2,000円を、和田宿保存整備事業では、旧旅籠の寄附について所有者との協議に時間を要し、敷地内の立木伐採に着手できなかったため230万円を、また、歴史の道中山道保存整備活用事業のうち旧長久保本陣建物内外の調査事業は、建物所有者が遠方に居住していることにより協議調整に時間を要したため、歴史の道和田峠橋梁修理事業は、台風19号により倒木や道が荒れたために、腐朽劣化した丸太橋2か所の修繕することができなかったため275万7,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

今申し上げますこの3件につきましては、令和元年度補正予算（第8号）専決において繰越し明許補正の追加をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上の理由によりまして、それぞれ記載の額を次年度に繰越しいたしました。

報告は以上でございます。

○議長（森田公明君） 報告を終わります。

◎日程第 6 承認第 2号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認
について

（町長提出）

◎日程第 7 承認第 3号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認
について

（町長提出）

◎日程第 8 承認第 4号 専決処分した長和町介護保険条例の一部を改正する条例
の承認について

（町長提出）

◎日程第 9 承認第 5号 専決処分した令和元年度長和町一般会計補正予算（第8
号）の承認について

（町長提出）

- ◎日程第10 承認第6号 専決処分した令和元年度長和町国民健康保険特別会計
(事業勘定) 補正予算(第5号)の承認について
(町長提出)
- ◎日程第11 承認第7号 専決処分した令和元年度長和町国民健康保険歯科診療所
事業特別会計補正予算(第2号)の承認について
(町長提出)
- ◎日程第12 承認第8号 専決処分した令和元年度長和町後期高齢者医療特別会計
補正予算(第4号)の承認について
(町長提出)
- ◎日程第13 承認第9号 専決処分した令和元年度長和町介護保険特別会計補正予
算(第6号)の承認について
(町長提出)
- ◎日程第14 承認第10号 専決処分した令和2年度長和町一般会計補正予算(第1
号)の承認について
(町長提出)
- ◎日程第15 承認第11号 専決処分した令和2年度長和町一般会計補正予算(第2
号)の承認について
(町長提出)
- ◎日程第16 議案第38号 長和町行政手続等における情報通信の技術の利用に関す
る条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出)
- ◎日程第17 議案第39号 長和町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出)
- ◎日程第18 議案第40号 長和町長等の町に対する損害賠償責任の一部免責に関す
る条例の制定について
(町長提出)
- ◎日程第19 議案第41号 長和町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
(町長提出)
- ◎日程第20 議案第42号 長和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条
例の制定について
(町長提出)
- ◎日程第21 議案第43号 長和町電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条
例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

◎日程第22 議案第44号 令和2年度長和町一般会計補正予算(第3号)について

(町長提出)

◎日程第23 議案第45号 令和2年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について

(町長提出)

◎日程第24 議案第46号 令和2年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)について

(町長提出)

◎日程第25 議案第47号 令和2年度国庫補助元災公共土木施設災害復旧工事(普)大呂出川建設工事請負契約の締結について

(町長提出)

◎日程第26 議案第48号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

(町長提出)

○議長(森田公明君) 次に、日程第6 承認第2号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認についてから、日程第26 議案第48号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてまでを一括して上程いたします。

全議案について、町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長(羽田健一郎君) 少し長くなりますので、マスク取らせて説明をさせていただきますので、御了承いただきたいと思います。

皆さん、おはようございます。

本日ここに、長和町議会6月定例会を招集いたしましたところ、大変お忙しい中、議員全員の皆さんの出席を賜り開会できますことに、心より感謝を申し上げる次第であります。

3月定例議会開会の頃から問題が大きくなってまいりました新型コロナウイルス感染症対策につきましては、その後の急速な感染拡大によって、緊急かつ最大の懸案事項となってまいりました。

感染の拡大防止対策の実施に関しましては、町民の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様に御協力をいただきました。この場をお借りいたしまして、心から感謝を申し上げますとともに、今後の新しい生活様式の実践につきましても、引き続き御協力をお願いをしたいと思います。

このような状況の中でも、長和の里に例年どおりの新緑が映え、早苗田が広がってきたことに、僅かながら胸をなで下ろすところです。

しかし、これからは梅雨の季節、台風シーズンと豪雨が心配な時期を迎えようとしております。昨年の令和元年東日本台風による被害箇所完全復旧は難しい状況でありますので、行政といたし

ましても例年以上に降雨状況を注意してまいります、町民の皆様にも天候と雨の降り方に注意をしていただきまして、早めの避難等、命を守る行動を取っていただきたいと思っております。

さらに、新型コロナウイルスの感染が心配される中での避難も予想されますので、感染防止対策を考慮した避難の方法や、避難所運営について検討と準備を進めておるところであります。

さて、先ほども申し上げました新型コロナウイルス感染症につきましては、3月下旬から全国的に感染者数が急増したことに伴い、4月16日には全国に緊急事態宣言が発令をされました。

県内でも2月25日に初めて感染者が確認されて以降、感染者数が増加し、4月8日には上田保健所管内で確認されるなど、県内全ての保健所管内で感染者が確認される事態となり、一時は爆発的感染が心配されたところです。

当町としましては、2月25日の県内感染者の確認を受けて、翌26日には長和町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置をいたしました。その後、新型コロナ対策の特別措置法成立によって、これに基づく対策本部に移行をし、これまで通算13回の対策本部会議を開催して、感染防止対策と政府の進める経済対策への対応、さらに町独自の対策などの検討を進めてまいりました。

今のところ、緊急事態宣言に伴う対策が功を奏し、5月25日には全ての地域で宣言が解除されるなど、感染の拡大は抑えられているようでありまして、県内感染者数は昨日まで76人、先月12日以降、新たな感染者は確認されていない状況となっております。

政府は、緊急事態宣言解除後も第2波、第3波を警戒して、3つの密を今後も避けるなど、新しい生活様式を提案して感染防止を呼びかけております。

当町を含みます上田保健所管内は、現在まで7名の感染が確認されており、東京圏と直接高速交通網で結ばれ、経済的結びも強い当地域は、これからも一層注意が必要であると考えられます。気を緩めることなく、県のロードマップに沿いながら、地域の社会経済活動の再開、復活に当たっていかなければならないと考えております。

これまで小中学校では、3月2日以降、春休みまでの臨時休校、さらに4月7日の緊急事態宣言とその後の宣言の延長を受けて、4月10日以降、5月いっぱい臨時休校といたしました。先月18日からは分散登校を実施をしまして、本日からの学校再開に備えてきたところです。この間、保護者、御家庭の皆様のお協力に心から感謝を申し上げたいと思っております。

臨時休校により学習の遅れが心配されると思いますが、今後の長期休業の短縮や行事の見直しなどにより、授業時間を確保して、遅れを取り戻そうと検討を進めております。本日から学校を再開していますが、引き続き保護者、御家庭の皆様に、感染防止のため御協力をお願いをしたいと思います。

また、感染拡大防止のため、各種イベントや行事、会議等の自粛が進められ、町民皆様の生活にも大きな影響を続けていることは、議員皆様も御承知のとおりでありまして、感染予防に十分注意しつつ、元の生活に戻れるように少しずつ進めてまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症の対策は、世界と日本経済に、そして地域経済に大きな影響を与えま

した。GDPは2年連続マイナスとなり、日銀松本支店が発表した5月の県内金融経済動向は、4か月連続して引き下げられ、厳しさを増しているとされており、さらに宿泊、飲食、観光関連も外出や営業の自粛で大幅な減少と聞いているとありましたとおり、当町のペンションなどの宿泊業をはじめとするサービス業全体、さらには製造業や建築業者へも経済的影響が深刻化していると確認しております。

政府の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に沿って、できるだけ敏速に事業を進めるため、5月12日の議会全員協議会で御説明したとおり、5月1日付で一般会計補正予算1号を、15日付で第2号を専決処分をさせていただきました。

これによりまして、特別定額給付金の給付は、予算計上2,633世帯、5,942人中、5月29日現在1,497世帯、3,485人、約6割の町民の皆様に給付をさせていただきました。

また、臨時子育て応援金につきましても、同じく5月29日現在、対象377世帯中265世帯から申請をいただいております。

帰省を自粛した学生等への支援である長和っ子応援便事業につきましても、42件の申請がございまして、36件の発送を済ませております。

30万円を上限として、売上減少率に応じて支給する長和町事業継続給付金につきましては、商工会を相談・受付の窓口として、先週末までに42事業者の相談・申請の手続を終え、順調に進捗しているというところでございます。

また、県と町の協働事業として、1事業者に30万円が支給される新型コロナウイルス拡大防止協力金・支援金につきましては、商工会が窓口となり、53事業者の申請が終了をしております。

引き続き、特に給付事業につきましては、申請漏れのないように、確認とサポートを行いながら、迅速な予算執行に努めてまいります。

さらに、政府では、今年度の第2次補正を閣議決定したところであり、これにつきましても、詳細が示され次第、できるだけ早い予算化と執行に努めてまいりたいと考えております。

新年度がスタートいたしまして2か月が経過をしましたので、事業進捗状況について述べさせていただきます。

ケーブルテレビネットワーク光化促進事業は、現在、宅内工事を主に進めておりまして、和田地区、大門地区はほぼ終了しており、残る長久保地区におきましては約50%、古町地区においては約5%の進捗状況になっております。各戸に連絡を取りながらの工事となっておりますので、住民の皆様のお協力をいただきながら早期の完成を目指してまいります。

和田地区に整備しますグループホーム和田建設事業につきましては、5月15日に建設工事等の請負契約を締結し、令和3年1月31日完成に向けて、今後本格的に建設工事を行ってまいります。工事期間中は、近隣住民の皆様には何かと御不便をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

完成後は、認知症高齢者の方への介護サービスの拠点として、高齢者福祉の充実が図られるもの

と思っております。

昨年度の国の補正予算を受けて、繰越事業で計画をいたしました小中学校のGIGAスクール構想のためのWi-Fi環境整備につきましては、政府が新型コロナウイルスへの対応策としてまとめた緊急経済対策に、GIGAスクール構想の前倒し実施に関わる施策が盛り込まれ、令和5年度までの整備予定となっております、児童生徒1人1台端末の整備を加速化することとされましたので、町といたしましても事業を前倒しして整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、史跡星糞峠黒耀石原産地遺跡保存整備事業関係では、昨年7月の集中豪雨による影響で工程の一部が繰越しとなったものですが、この5月には新たな展示施設の躯体が立ち上がり、順調に工事が進んでおります。

災害復旧事業関係では、5月末時点で、建設関係21件、耕地関係82件、林務関係40件の工事を発注済みとなっております。令和元年東日本台風の復旧工事の集中によりまして、請負業者の皆さんからは材料の入荷困難や重機の不足などの声をお聞きしていますが、残りの箇所の早期発注と発注済工事の調整、工程管理に努め、1日も早い完成を目指してまいりたいと考えております。

さらに、県で復旧します道路、河川関係につきましても、発注率は約30%となっておりますので、町としても工事間の調整はもとより、地元と建設事務所、業者間の連絡調整に当たってまいりたいと考えております。

道の駅に整備しました大型農畜産物直売所「マルシェ黒耀」につきましては、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、開店に併せたイベントなどは自粛し、当初の予定どおりの6月13日土曜日に店舗並びに足湯を開店することといたしました。指定管理者であります株式会社マルメロエイトを主体に、関係者が一丸となりその準備を急ピッチで進めておる状況でございます。

また、長野県事業として実施をしております、トイレの改修工事の関係につきましては、新型コロナ関連の影響により完成が遅れておりますが、9月末の竣工を目指して進めている状況でございます。

地域の皆様に愛される直売施設を目指し、スタッフ一同鋭意努力し、オープンしてまいる所存でございますので、多くの皆様の御利用をお願いをしたいと思います。

最後に、会計年度任用職員制度、包括業務委託に関わります役場の事務処理状況であります、4月1日から76名の方に包括業務委託会社に転籍をいただき、それぞれの事務に当たっていただいております。

本庁舎窓口業務など、これまでの経験者を中心に配置をしまして、住民の方の移動が多くなります4月当初を含めて、おおむね支障なく事務が進められたと判断をしております。今後も委託先と連絡調整を進め、業務に支障のないよう進めてまいります。

また、当初からの目的であります、正規職員が本来行うべき業務への集中と、それによる人件費を含めたトータルコスト削減に向けて取り組んでいかなければならないと考えております。

その他、今年度予定をしております各事務事業に取り組むとともに、新型コロナウイルスの感染

症対応で大きな影響を受けております依田窪病院の経営安定にも、継続的に鋭意取り組んでまいり所存であります。

それでは、今議会に提案させていただきました承認案10件、条例案6件、補正予算案3件、請負契約の締結案1件、長野県町村公平委員会規約の変更案1件について順次御説明を申し上げます。

まず、承認第2号及び3号の専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認についてでございますが、第2号では、地方税法等の一部改正に伴い、町税条例の改正が必要なものについて、本年3月31日付で改正をさせていただきました。

第3号では、新型コロナウイルス対策として、納税猶予の特例などについて、地方税法の一部が4月30日に改正されましたので、町税条例におきましても同日付で改正を行ったものです。

続いて、承認第4号 専決処分した長和町介護保険条例の一部を改正する条例の承認について御説明をいたします。

介護保険法の改正に伴い改正したものでありまして、介護保険料について、昨年10月からの消費税増税に合わせて令和元年度より軽減を行っておりますが、さらなる軽減を行う政令の改正が本年3月31日に公布されたことから、町介護保険条例の改正が必要なものにつきまして、本年3月31日付で専決処分により改正をさせていただきましたものです。

次に、令和2年3月31日付で専決処分させていただきました、令和元年度補正予算の関係について御説明を申し上げます。

初めに、承認第5号 令和元年度長和町一般会計補正予算（第8号）であります。歳入では、町税、地方譲与税、地方消費税をはじめとする各交付金、地方交付税、国及び県からの負担金・補助金の確定等に伴う補正、基金及び他会計繰入金、地方債の補正が主なものとなっております。このうち、災害復旧費の関係では、国庫補助金がかさ上げにより増額となったことから、災害復旧事業債を減額補正をさせていただきました。

歳出につきましては、3月定例議会でお認めをいただきました、第7号補正予算の取りまとめ後に変動を来したものに關わる補正でありまして、国庫の補助事業及び地方債に關わる事業の補正など、各種事務事業の精算に伴う補正が主なものとなっております。

民生費において、障害者施設サービス費の減額、土木費においては、除排雪関連経費及び社会資本整備総合交付金事業の減額等の予算を計上をさせていただきました。

一般会計全体では3,772万3,000円の補正減となり、補正後の予算総額は78億6,000万円であります。

次に、一般会計と同様に専決処分をさせていただきました、承認第6号 令和元年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）から承認第9号 令和元年度長和町介護保険特別会計補正予算（第6号）の各特別会計の補正予算につきましても、一般会計と同様に保険税や保険料、補助金の確定、繰入金の精算に伴った歳入の補正、各種事務事業の精算に伴う歳出の補正が主なものとなっております。

承認第10号 令和2年度長和町一般会計補正予算（第1号）及び承認第11号 令和2年度長和町一般会計補正予算（第2号）であります。先ほど申し上げましたとおり、第1号では特別定額給付金に関係します補正を、第2号では国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に町の単独事業を加えて補正予算を専決処分をさせていただきました。

次に、条例案について御説明をいたします。

議案第38号 長和町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例及び議案第39号 長和町手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政のデジタル化を推進するためのデジタル手続法の施行に伴い、必要な条例改正を行うものです。

議案第40号 長和町長等の町に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定につきましては、地方自治法の一部改正によりまして、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責が新たに規定され、条例において損害賠償の限度額を定めることとされますので、政令で定める基準に沿って条例を制定するものであります。

議案第41号 長和町国民健康保険条例の一部を改正する条例及び議案第42号 長和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給するために必要な条例改正を行うものであります。

議案第43号 長和町電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、美ヶ原高原の駐車場に整備いたしました充電器の使用について、設置場所を追加するものであります。

次に、議案第44号 令和2年度長和町一般会計補正予算（第3号）につきまして、主な内容を御説明を申し上げます。

歳出におきまして、農林水産業費及び災害復旧費では、歳入で計上いたしました森林環境譲与税基金繰入金を充当し、上田地域広域連携で行う森林経営管理に関する負担金、町単独の災害復旧工事費の補正予算を計上をさせていただきました。

商工費では、たかやまスキー場のスノーマシン給水施設改修に関わる補正予算を計上をさせていただきました。

歳入におきましては、たかやまスキー場の施設改修工事の過疎債ほか、国庫、県支出金、繰入金
の補正は歳出予算の補正に伴うものとなっております。補正額は9,685万7,000円であり、補正後の予算総額を75億8,565万7,000円とするものであります。

議案第45号 令和2年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）につきまして御説明を申し上げます。

先ほど御説明いたしました長和町国民健康保険条例の一部を改正する条例に基づき、一定の要件を満たした被用者に対して傷病手当金を支給するために必要な予算計上といたしました。

議案第46号 令和2年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、主な内容を御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、町営別荘地での新型コロナウイルス感染拡大防止のための往来自粛要請のチラシの郵送料や、同じく新型コロナウイルスの影響により納期が遅れております、別荘地内の整備機器の借り上げ費用などを計上をさせていただいております。

次に、議案第47号 令和2年度国庫補助元災公共土木施設災害復旧工事（普）大呂出川建設工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

令和元年東日本台風により甚大な被害を受けました普通河川大呂出川の復旧災害工事請負契約について、地方自治法及び町条例の規定によりお諮りするものであります。

最後に、議案第48号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてであります。構成団体の減少に伴い規約の変更をお願いをするものです。

以上、本定例会に提案させていただきました承認案件及び議案について概要を説明させていただきましたが、詳細につきましては御審議の際、それぞれ担当者より説明を申し上げますので、原案を御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（森田公明君） 提案理由の説明が終わりました。

ただいま10時15分であります。これより10時25分まで休憩といたします。

休 憩 午前10時15分

再 開 午前10時25分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここでお諮りいたします。

日程第6 承認第2号から日程第15 承認第11号まで及び日程第25 議案第47号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することとし、本日審議したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 御異議なしと認め、承認第2号から承認第11号までの専決処分の承認について及び議案第47号の契約締結案は、本日審議することに決定いたしました。

それでは、日程第6 承認第2号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） それでは、議案書の6—1ページを御覧ください。

承認第2号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認につきまして、地方自治法第179条関係規定により報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことから、町税条例関係規定を改正したものでございます。

6—3 ページから改正文ございますけれども、内容につきましては、固定資産税に係る現所有者の申告の義務化、使用者を所有者とみなす制度の拡大、個人住民税に係る独り親控除の見直しについて改正したものです。

施行日は令和2年4月1日ですが、各規定ごと施行日を定めている規定もございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、これより承認第2号を採決いたします。

承認第2号について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第2号は承認されました。

次に、日程第7 承認第3号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） それでは、議案書の7—1 ページをお願いいたします。

承認第3号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認につきまして、地方自治法第179条関係規定により報告いたしまして、議会の承認をお願いするものでございます。

改正理由につきましては、今般の新型コロナウイルス対策として地方税法が改正されたことによるもので、内容は、納税猶予の特例、中小事業者が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置、住宅ローン控除の適用年度の延長、イベントを中止等した主催者に対する払戻しを放棄した場合の寄附金控除の適用を定めたものとなっております。

施行日につきましては、改正法の施行日と合わせて令和2年4月30日としておりますけれども、一部規定は令和3年1月1日施行としております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、これより承認第3号を採決いたします。

承認第3号について、承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、承認第3号は承認されました。

次に、日程第8 承認第4号 専決処分した長和町介護保険条例の一部を改正する条例の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

金山総務課長。

○総務課長(金山睦夫君) それでは、続けてお願いします。

議案書の8-1ページを御覧ください。

承認第4号 専決処分した長和町介護保険条例の一部を改正する条例の承認につきまして、地方自治法第179条関係規定により報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

介護保険法の改正に伴い、介護保険料について、消費増税の対策として今年度さらなる軽減を行うもので、議案書8-4ページ、新旧対照表におきましても、なかなか一目で分かる記載とはなっていないわけなんですけれども、所得段階、第1段階では年額2万3,940円を1万260円に、第2段階では3万4,200円を1万7,100円に、第3段階では4万7,880円を4万4,460円に軽減するといった内容となっております。

施行日は令和2年4月1日でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(森田公明君) 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わり、これより承認第4号を採決いたします。

承認第4号について、承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、承認第4号は承認されました。

次に、日程第9 承認第5号 専決処分した令和元年度長和町一般会計補正予算(第8号)の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長(藤田仁史君) それでは、議案書の9-1ページをお願いいたします。

承認第5号 専決処分した令和元年度長和町一般会計補正予算(第8号)について御報告をさせていただきます、承認をお願いするものでございます。

ページをおめくりいただきまして、補正予算書の1ページを御覧ください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,772万3,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ78億6,000万円とするものでございます。

第2条です。繰越明許費につきましては、6ページを御覧ください。報告第7号でも申し上げましたが、文化財一般経費57万2,000円、和田宿保存整備事業230万円、歴史の道中山道保存整備活用事業275万7,000円は、それぞれ追加で補正をお願いするものでございます。

また、ケーブルテレビ放送事業、和田小学校及び長門小学校の学校改修事業、史跡星糞峠黒耀石原産地遺跡保存整備事業及び発掘調査事業、農業用施設災害復旧事業、土木施設災害復旧費につきましては、それぞれ事業の進捗状況に合わせまして変更をお願いするものでございます。

第3条の地方債の補正につきましては、7ページの第3表のとおりでございます。過疎対策事業債及び災害復旧事業債につきまして、実績に基づきまして借入額を減額補正するものでございます。

なお、災害復旧事業債の大幅な減額は、国庫補助金が見込みよりも増額されたことによるものでございます。

歳入歳出の詳細につきましては13ページからになります。

歳入につきましては、3月補正予算取りまとめ後の額の確定などによる補正が主な内容となっております。

固定資産税130万円、市町村たばこ税の353万円、地方揮発油譲与税719万1,000円、自動車重量税458万1,000円、続きまして14ページになりますが、地方消費税交付金3,741万7,000円、15ページになります、子ども・子育て支援臨時交付金1,046万9,000円、特別交付税8,721万8,000円の増額となっております。

続きまして、16ページから19ページにかけての国庫支出金及び県支出金につきましては、事業の実績によりそれぞれ補正を行ったものでございますが、17ページの災害復旧費につきましては、補助率のかさ上げにより、農業施設災害復旧費補助で4億2,962万9,000円、土木施設災害復旧費補助で3,620万円の増額計上となりました。

19ページになりますが、19ページの中段では、財産収入でございますが、基金積立金の利子分で19万4,000円の増額となっております。

寄附金でございますけれども、ふるさと納税寄附金分で67万5,000円の増額となり、寄附の総額は2,067万5,000円となりました。

20ページをお願いいたします。繰入金の関係でございますが、充当していた事業の精算に伴い、それぞれ基金繰入金での5,313万7,000円の減額補正、また他会計繰入金では、繰り出しを行っている介護保険特別会計の精算に伴い、戻入れの形で2,300万円の増額補正となっております。

諸収入において、商工費その他雑入のうち、暖冬やコロナの影響により、振興公社の経営状況から、公債費元利償還金分として見込んでいた1,223万円の減額補正となっております。これに

つきましては、後年度への繰延べで対応していきたいと考えております。

21ページから22ページの町債では、実績に伴った過疎債におけるそれぞれの事業の増減、災害復旧事業債においては、国庫補助のかさ上げや起債充当できなかった町単独事業があったことにより、5億9,010万円の減額補正となっております。

次に、23ページからの歳出でございます。歳出につきましても、事業の完了によります精算及び財源充当が主なものとなっております。

25ページでございますが、25ページの中ほどになります。ケーブルテレビ施設運営費につきましては、事業の精算に伴った331万8,000円の減額となっております。

27ページでございますが、障害福祉費では、実績に伴いまして、福祉医療給付事業で858万円、障害者自立支援給付事業で1,136万9,000円などの減額補正となっております。

また、28ページでは、事業費精算に伴った介護保険特別会計への繰出金297万2,000円の減額となっております。

30ページでございます。衛生費ですが、予定をしておりました風疹抗体検査やインフルエンザ等の予防接種が、コロナの影響によりまして行えなかったことにより、296万2,000円の減額となっております。

少し飛んで33ページをお願いいたします。土木総務費では、県単工事の負担金150万円の減額、土木維持費の除排雪関連経費につきましては、最終的に見込みよりも降雪量が少なかったために、賃金、重機借上料、凍結防止剤等で230万円の減額、社会資本整備総合交付金事業では、事業の精算に伴いまして520万円の減額補正となっております。

34ページをお願いいたします。教育費の小学校費では、3月補正でもありました、国の補正予算に伴った校内ネットワーク環境整備関連の事業に対しまして、さらに上乘せがあったことにより、121万円の増額計上となっております。

37ページの災害復旧費の土木施設災害復旧費では、事業費の中で節の組替えを行うとともに、国庫補助のかさ上げやそれに伴う災害復旧事業債の減額により、事業費は変わりませんが、財源充当の補正を行いました。ここでは一般財源が増えた形になっておりますけれども、災害関連で特別交付税措置がなされているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、これより承認第5号を採決いたします。

承認第5号について、承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、承認第5号は承認されました。

次に、日程第10 承認第6号 専決処分した令和元年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第5号)の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長(藤田 孝君) それでは、説明をさせていただきます。

議案書の10-1を御覧ください。

承認第6号 専決処分した令和元年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第5号)の承認について、地方自治法の規定により専決処分をさせていただきましたので報告し、承認を求めるものでございます。

10-2ページ、1ページ目をお開きいただければと思います。

既定の歳入歳出予算から6,281万6,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ7億7,465万5,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、歳入歳出におきまして、保険給付費等交付金、保険給付費等の額の確定及び実績による補正でございます。

9ページをお開きください。

歳入の款1国民健康保険税ですが、徴収実績によりまして137万3,000円の減額となっております。

以下、款6県支出金、款10繰入金、款12諸収入におきましても、各種交付金等の決定と実績確定による増減の補正となっております。金額につきましては御覧をいただければなと思っております。

次に、11ページをお開きください。

11ページからの歳出ですが、款2保険給付費ですが、医療費の給付実績が当初見込みより減でございました。実績の確定によりまして、12ページ、款1療養諸費については合計で4,680万6,000円の減額、以下12ページからの項2高額療養費から13ページの項5結核精神諸費につきましても、各種給付の実績の確定による減額となっております。

同様に、13ページの款3国民健康保険事業納付金につきましては、財源内訳の変更となり、款6保健事業から14ページの款9諸支出金につきましても、各種事業の確定、還付金等の額の確定による減額補正となっております。金額は御覧のとおりでございます。

15ページの款12予備費につきましては、以上の歳入歳出によりまして総額調整をするための補正となっております。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長(森田公明君) 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わり、これより承認第6号を採決いたします。

承認第6号について、承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、承認第6号は承認されました。

次に、日程第11 承認第7号 専決処分した令和元年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算(第2号)の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長(藤田 孝君) それでは、議案書の11-1を御覧ください。

承認第7号 専決処分いたしました令和元年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算(第2号)の承認について、地方自治法の規定により専決処分をさせていただきましたので報告し、承認を求めるものでございます。

議案書の11-2の1ページ目をお開きください。

それでは、説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出予算からそれぞれ49万5,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ950万5,000円とするものでございます。

今回の補正は、令和元年度分の歯科診療所の診療報酬の確定に基づく補正でございます。

9ページをお開きください。

歳入の款1診療収入ですが、歯科診療報酬の確定に基づきまして49万5,000円の減額となり、歳入の減額に伴いまして、10ページの歳出ですが、款1項1目1歯科一般管理費の歯科医師診療報酬も同額の49万5,000円の減額をするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長(森田公明君) 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わり、これより承認第7号を採決いたします。

承認第7号について、承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第7号は承認されました。

次に、日程第12 承認第8号 専決処分した令和元年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、議案書の12-1を御覧ください。

承認第8号 専決処分した令和元年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の承認につきまして、地方自治法の規定により専決処分いたしましたので報告し、承認を求めるものでございます。

12-2の1ページ目をお開きください。

既定の歳入歳出予算からそれぞれ334万1,000円を減額をし、総額を歳入歳出それぞれ8,460万3,000円とするものでございます。

今回の補正は、保険料、後期高齢者医療広域連合納付金等、歳入歳出の実績及び確定に基づく補正でございます。

9ページ目を御覧ください。

歳入の款1後期高齢者医療保険ですが、保険料徴収実績によりまして、特別徴収、普通徴収合計で311万3,000円の減額となっております。

款4項1目1事務費繰入れにつきましても、一般会計繰入金の事務費繰入金の金額の確定によりまして、22万8,000円の減額となっております。

10ページですけど、歳出ですけど、款1項1目1一般管理費及び項2目1徴収費につきましても、実績に基づきまして、それぞれ1万円、21万8,000円の減額となっております。

款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金につきましても、広域連合への納付金額の確定によりまして、289万6,000円の減額とするものでございます。

款3項1目1保険料還付金につきましても、還付の実績に基づきまして9万9,000円の減額となるものでございます。

款4予備費につきましても、総額の調整ということで11万8,000円の減額となっております。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、これより承認第8号を採決いたします。

承認第8号について、承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、承認第8号は承認されました。

次に、日程第13 承認第9号 専決処分した令和元年度長和町介護保険特別会計補正予算(第6号)の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長(藤田 孝君) それでは、議案書の13-1を御覧ください。

承認第9号 専決処分いたしました令和元年度長和町介護保険特別会計補正予算(第6号)の承認につきまして、地方自治法の規定により専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

13-2の1ページ目をお開きください。

既定の歳入歳出予算からそれぞれ548万8,000円を減額をし、総額を歳入歳出それぞれ1億3,497万円とするものでございます。

今回の補正内容につきましては、保険料、国庫支出金、繰入金、保険給付費等、歳入歳出につきまして、交付金等の決定及び実績の確定によります補正でございます。

9ページをお開きください。主なものについて御説明をさせていただきます。

歳入の款1 保険料につきましては、徴収実績に基づきまして1万6,000円の増額、款3 国庫支出金、項2 国庫補助につきましては、介護給付費、地域支援事業の実績に伴いまして240万8,000円の減額となっております。

以下、9ページの款4 項1 目2 地域支援事業支援交付金から10ページの款1 1 項2 目3 利用者負担金につきましても、交付金、負担金の決定による補正でございます。補正の額については、予算書を御覧いただければなと思っております。

11ページの歳出でありますけど、款1 項1 目1 一般管理費におきましては、事務用備品購入及び社会福祉軽減措置事業の実績によりまして、37万6,000円の減額となっております。

11ページから12ページ、款2 項1 介護サービス等諸費につきましては、介護保険の要介護者の方への各種サービス利用時に給付をいたします保険給付費で、保険給付費の確定によりまして、12ページの下段、合計で2,408万9,000円の減額となっております。

同じく12ページから13ページの款2 項2 介護予防サービス等諸費につきましても、介護保険の要支援者への各種介護サービスの利用時の保険給付費となっております。こちらにつきましても介護給付実績によりまして、13ページの下段、合計で109万6,000円の減額補正となっております。

以下同様に、14ページの款2 項3 その他の諸費から15ページの款2 項6 高額医療合算介護サービスにつきましても、給付実績の確定による補正となっております。

19ページの款6諸支出費、項2繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、先ほど一般会計で説明に触れましたけど、令和元年度におけます保険給付費の支出に対応するため、一般会計より繰入金をさせていただきました一般会計繰入金について、介護給付費等支出額の確定によりまして、当初見込んでいたよりも支出額は減となっておりますので、介護給付費等支出額の確定によりまして、2,300万円を一般会計に繰入金として戻すための補正を取らせていただきました。

19ページ、款8予備費につきましては、総額調整のための補正となっております。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、これより承認第9号を採決いたします。

承認第9号について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第9号は承認されました。

次に、日程第14 承認第10号 専決処分した令和2年度長和町一般会計補正予算（第1号）の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） それでは、議案書の14—1ページをお願いいたします。

承認第10号 専決した令和2年度長和町一般会計補正予算（第1号）について御報告をさせていただきます、御承認をお願いするものでございます。

ページをおめくりいただきまして、補正予算の1ページをお願いいたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億320万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ73億9,820万円とするものでございます。

内容につきましては、過日の議会全員協議会において概要を説明させていただいたものとなっております。

歳入歳出の詳細は9ページからになります。

歳入につきましては、国庫支出金において、特別定額給付金の事務費補助で900万円、個人への10万円の給付金として5億9,420万円の増額となっております。

次に、10ページからの歳出でございます。

民生費において、特別定額給付金の事務費で1名の人件費で397万6,000円の増額、システム改修や需用費などの事務費で502万4,000円の増額、給付金として、4月1日現在の人

口5, 942人分の5億9,420万円の増額補正となっております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、これより承認第10号を採決いたします。

承認第10号について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第10号は承認されました。

次に、日程第15 承認第11号 専決処分した令和2年度長和町一般会計補正予算（第2号）の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） それでは、15—1ページをお願いいたします。

承認第11号 専決処分した令和2年度一般会計補正予算（第2号）の承認について御報告をさせていただきます、御承認をお願いするものでございます。

ページをおめくりいただきまして、補正予算書の1ページを御覧ください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,060万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ74億8,880万円とするものでございます。

歳入歳出の詳細は9ページからになります。

これは、補正予算（第2号）につきましても、過日の議会全員協議会において概要を御説明したのになりますので、よろしくお願いいたします。

9ページの歳入でございます。

国庫支出金において、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の地方創生臨時交付金6,762万3,000円の増額、子育て世帯への臨時特別給付金への補助金588万円の増額となっております。

また、町の単独事業に対し、財政調整基金の繰入金1,709万7,000円を増額補正するものでございます。

歳出につきましてもは10ページからになります。

総務費では、感染症拡大防止としまして、消毒液や飛沫防止用アクリル板、感染防止服、防護具のセット、ゴム手袋などの費用に957万9,000円の増額、県外からの帰省を自粛している学生への支援に100万円の増額、庁舎内に感染者が発生した場合における、リモートワークを可能

にするためのシステム構築に181万円の増額補正となっております。

11ページの民生費でございますが、在宅福祉費では、高齢者への介護予防体験パンフレットや見守りのための訪問委託、健康維持のための啓発番組作成委託で89万6,000円の増額。

児童運営費では、児童手当を受給している子育て世帯に対する臨時特別給付金とシステム改修など事務費を合わせまして588万円及びゼロ歳から18歳、これは高校3年生の学年に相当する年齢でございますが、の子供がいる世帯への応援給付金1,043万5,000円の増額補正となっております。

12ページになりますが、商工費では、県・市町村連携の新型コロナウイルス拡大防止協力企業への協力金及び支援金の3分の1相当額の長和町分で800万円、商工会が窓口となる、町内の事業者に対して事業継続を支援するための事業継続給付金5,000万円、その商工会に対しまして、経済対策相談窓口強化として300万円の増額補正となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、これより承認第11号を採決いたします。

承認第11号について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第11号は承認されました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

休 憩 午前11時03分

再 開 午前11時10分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第16 議案第38号 長和町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の概要説明を求めます。

金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） それでは、議案書の16—1ページをお願いします。

議案第38号 長和町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

この条例改正につきましては、デジタル手続法の施行に伴い改正するもので、内容につきまして

は、議案書 16—9 ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、条例題名を変更し、目次を追加いたします。

第 1 条、目的につきましても、行政運営の簡素化、効率化に資するといった趣旨から、これに加えて、社会経済活動の円滑化によって町民生活の向上といった趣旨に改めます。

以降、第 2 章から第 6 章まで、御覧のとおり改正するものでございます。

施行日は公布の日からとしております。

説明は以上です。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

なお、今定例会に上程された議案のうち、議案第 38 号から議案第 46 号まで及び議案第 48 号については委員会への付託を予定しておりますので、詳細な質疑については、後刻、所属する担当委員に尋ねていただき、総括的大綱的なものについての質疑をお願いいたしたいと思っております。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第 17 議案第 39 号 長和町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の概要説明を求めます。

金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 議案書の 17—1 ページをお願いいたします。

議案第 39 号 長和町手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

この条例改正につきましても、デジタル手続法の施行に伴い番号利用法が改正され、通知カードの再交付がなくなったことから、手数料を定めた別表を改正するものでございます。

新旧対照表、議案書 17—4 ページを御覧ください。

最下段の通知カードの再交付の項目を削るものとなっております。

施行日は公布の日からとしております。

説明は以上です。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第 18 議案第 40 号 長和町長等の町に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の概要説明を求めます。

金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 議案書の18—1ページを御覧ください。

議案第40号 長和町長等の町に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

地方自治法の一部改正により、町長等や職員、行政委員等が職務行為によって損害賠償責任を負った場合、その行為が善意かつ重大な過失がないときは、条例によって賠償の限度額を定めて、損害賠償責任を免責することができるものとされたものであります。

政令の基準に沿う条例案でありまして、具体的には、議案書を1枚めくっていただきまして、18—2ページ、条例案第2条、括弧項目にあるとおり、町長は基準給与年額の6倍、副町長、教育長、教育委員、選挙管理委員、監査委員は4倍、農業委員、固定資産評価審査委員は2倍、町職員は1倍を限度額として、これを超える部分は免責とするものでございます。

なお、本条例の制定に当たりましては、地方自治法の規定により、あらかじめ監査委員の意見を聞く必要がありますので、4月24日の例月出納検査時に本条例案を御説明し、条例の必要性を確認していただきました。

この条例の施行日は、令和2年7月1日としております。

説明は以上です。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第19 議案第41号 長和町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の概要説明を求めます。

金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） それでは、次に、議案書の19—1ページをお願いいたします。

議案第41号 長和町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

1枚めくっていただきまして、本改正案は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を、附則に6項目にわたって定めるものです。

第6項において傷病手当金の額を、第7項において支給期間を定めております。

条例施行日については、公布の日からとしまして、適用については、令和2年1月1日から規則で定める日までとしております。

説明は以上です。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第20 議案第42号 長和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の概要説明を求めます。

金山総務課長。

○総務課長(金山睦夫君) 議案書の20—1ページをお願いいたします。

議案第42号 長和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

本条例改正案も国民健康保険条例の一部改正と同趣旨でございます。

県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に係る傷病手当金の支給が定められたことから、新旧対照表の20—3ページを御覧いただきまして、その事務を取り扱う旨追加するものでございます。

この条例は公布の日から施行し、令和2年4月27日から適用としております。

説明は以上です。

○議長(森田公明君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第21 議案第43号 長和町電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の概要説明を求めます。

金山総務課長。

○総務課長(金山睦夫君) それでは、議案書の21—1ページをお願いいたします。

議案第43号 長和町電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、議案書21—2ページ、新旧対照表を御覧ください。

美ヶ原の駐車場に整備いたしました充電器の設置について、別表最下段にありますとおり追加をするものでございます。

説明は以上です。

○議長(森田公明君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第22 議案第44号 令和2年度長和町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の概要説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） それでは、議案書22ページをお願いいたします。

1ページおめくりいただきまして、予算書の1ページです。

議案第44号 令和2年度長和町一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,685万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ75億8,565万7,000円とするものでございます。

第2条、地方債の補正につきましては、4ページを御覧ください。第2表地方債補正、今回の補正に合わせまして、過疎対策事業債の借入限度額を9,000万円増額し、2億5,000万円にするものでございます。

それでは、歳入歳出の詳細は9ページからになります。

まず歳入につきましては、マイナンバーとの連携体制整備に関するシステム改修に対する国庫補助金18万6,000円の増額。県支出金では、採択を受けた健康づくり関連事業の元気づくり支援金67万4,000円の増。繰入金では、森林環境譲与税基金繰入金の取崩しを行い、森林等整備等を行うため599万7,000円の増。町債で、たかやまスキー場の施設改修工事に伴う過疎債9,000万円の増額補正となりました。

10ページの歳出についてでございます。

民生費で、マイナンバーとの連携体制整備に関するシステム改修に28万1,000円の増。衛生費では、医療用備品購入に係る90万円の増額。農林水産業費では、歳入に計上いたしました森林環境譲与税基金繰入金を充当し、上田地域広域連帯で行う森林経営管理に関する負担金として300万円の増。商工費では、たかやまスキー場のスノーマシンに関する給水管等施設改修に9,000万円の増額。災害復旧費では、先ほどの森林環境譲与税基金繰入金を充当しまして、町単独の災害復旧工事として299万7,000円を増額補正をさせていただきました。

詳細につきましては、委員会審議におきまして各担当から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第23 議案第45号 令和2年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予

算（第1号）についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の概要説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、議案書23ページで、1ページ目をお開きください。

議案第45号 令和2年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ16万8,000円を追加させていただきまして、歳入歳出それぞれ7億9,330万8,000円とするものでございます。

歳入歳出についての御説明は9ページをお開きください。

今回の補正理由につきましては、先ほど説明等させていただきましたけど、この議会に議案として上程をさせていただきました長和町国民健康保険条例の一部を改正する条例に基づきまして、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした一定の要件を満たした被用者に対しまして、傷病手当を支給するために必要な予算を計上するものでございます。

なお、今回の被用者に支出した場合の傷病手当金につきましては、支出額全額について、国が特別な財政支援を行うこととなっております。

以上の補正理由から、歳入につきましては、款6項1目1保険給付費等交付金として、また歳出の10ページですけど、款2項6目1傷病手当金として、それぞれ16万8,000円を増額補正するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第24 議案第46号 令和2年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の概要説明を求めます。

上野建設水道課専門幹。

○建設水道課専門幹（上野公一君） それでは、議案書の24ページからになります。

1ページをおめくりください。それでは、議案第46号 令和2年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

条文予算の第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ26万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億306万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、9ページからお願いしたいと思います。

まず歳入につきましては、今年度から別荘の管理人の身分が包括業務委託に移行したことに伴い、

今まで管理事務所で行ってた町営別荘地内の電気メーターの検針作業を中部電力が直営で行うことになったため、検針手数料として見込んでいた79万4,000円の減収と、この検針業務を町が長年にわたり行ってたことに対する解約報償金が、中部電力から106万円支払われましたので歳入計上いたしました。

おめくりいただきまして、10ページからの歳出では、町営別荘地での新型コロナウイルス感染拡大防止のためのチラシの郵送料や、今年度導入を予定している小型バックホーが、やはり新型コロナウイルス蔓延に伴う部品不足から納期が遅延になったため、納品までの代替機の借り上げ期間を延長する費用、また、管理人の配置替えに伴う除雪用重機の作業免許取得費用などで、合わせまして68万8,000円を計上し、それを、一番下段になりますが、款の3予備費において42万2,000円減額し調整するものでございます。

補正予算の説明は以上になります。よろしくお願いたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第25 議案第47号 令和2年度国庫補助元災公共土木施設災害復旧工事（普）大呂出川建設工事請負契約の締結についてを議題とし、審議に付します。

なお、先ほど御決定いただいたとおり、議案第47号は本日、審議即決をいたします。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） それでは、議案書の25—1ページをお願いいたします。

議案第47号 令和2年度国庫補助元災公共土木施設災害復旧工事（普）大呂出川建設工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

これは、令和元年10月の台風19号により被害を受けました、長久保の松尾神社よりも少し上の上流箇所になりますが、そちらの災害復旧工事になります。

工事の概要でございますが、コンクリートブロック積み工、延長379メートル、根継ぎ工18.9メートル、底張り工9メートルなどでございます。

契約の目的は、記載のとおり工事請負契約の締結でございます。契約の金額は1億560万円、契約の相手方は株式会社羽田組、契約の方法は指名競争入札でございます。

25—2ページの仮契約書を御覧ください。工期でございますが、令和3年3月22日までというところでございます。

ページをおめくりいただきまして、25—4ページでございますが、入札経過調書をつけてございます。5月21日に入札を行い、記載のとおり経過で落札したものでございます。落札率は9

9. 9%となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第47号を採決いたします。

議案第47号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第26 議案第48号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の概要説明を求めます。

金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） それでは、議案書の26—1ページを御覧ください。

議案第48号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてでございます。

東筑摩郡筑北保健衛生施設組合が令和2年6月30日をもって解散するということになりまして、この組合の脱退することを認め、26—4ページ、新旧対照表ございますが、新旧対照表のとおり、別表から同組合を削ることについて、地方自治法252条の7関係規定により議会の議決をお願いするものでございます。

説明は以上です。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◎日程第27 意見書第4号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
（議員提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第27 意見書第4号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を上程いたします。

上程された議案について、小川純夫議員より提案理由の説明を求めます。

小川純夫議員。

○8番（小川純夫君） それでは、意見書第4号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についての御説明を申し上げたいと思います。

議案書の27—1ページから3ページでございますが、会議規則の第14条第2項の規定に基づき提出をいたします。

内容は、地方議会における議員のなり手不足が大変深刻な問題、全国的な問題でございますが、そうした現在、人材確保の一つの方策として、これが全てではありませんけれども、その一つの方策として、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備をしていただきたいという、早急に実現するため意見書を提出したいと、こういうものでございます。

議案書の27—3ページのとおり提出先したいと存じますが、議員諸公の御賛同をお願い申し上げたいと存じますが、この中で、もし文言及び提出先に不具合等がありましたら、議長に一任をさせていただきたいと、こういう趣旨でございますが、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

意見書第4号については最終日に審査いたします。

◎日程第28 意見書第5号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

（議員提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第28 意見書第5号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書を上程いたします。

上程された議案について、羽田公夫議員より提案理由の説明を求めます。

羽田公夫議員。

○4番（羽田公夫君） 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書ということで、議会規則第14条2項の規定により提出いたします。

意見書案第5号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書について御説明申し上げます。

議案書28—1ページを御覧ください。

本意見書は、議会規則第14条2項の規定に基づき提出するものです。

次ページを御覧ください。

現在、日本国内において感染者数が減少しているとはいえ、今後、第2波、第3波の懸念もあり、依然予断を許さない状況であります。

また、町内において感染者は出ておりませんが、自粛等により観光業、飲食業をはじめ、産業全般に大きな影響が出ており、いつ、またどのように回復するか、見通しも立てられない状況にあります。

国はもとより、町においても様々な対策を講じていただいているところでありますが、長和町議会としても国に対して、さらなる感染防止対策、経済支援策を講じていただくよう強く要望するも

のであります。

内容につきましては議案書を御覧ください。

また、意見書提出先としては、27—3ページにあるとおりであります。

議員諸氏の御賛同をお願い申し上げ、意見書の説明といたします。

○議長（森田公明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

意見書第5号についても最終日に審査いたします。

◎日程第29 委員会付託について

○議長（森田公明君） 次に、日程第29 委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に提出されました議案第38号から43号までの条例案6件、議案第44号から46号までの令和2年度補正予算案3件、議案第48号、長野県町村公平委員会に関する案1件につきましては、委員会付託表のとおり、それぞれの委員会に付託したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、別表のとおり各委員会に付託することに決定いたしました。

各委員会は、本会期中に審査の上、結果報告願います。

次に、6月4日に一般質問を予定しておりますが、開議時刻を午前9時からといたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、一般質問につきましては午前9時から開会いたします。

◎散会の宣告

○議長（森田公明君） 以上をもちまして、本日、予定しておりました会議は終了いたしました。

会議を閉じ、散会といたします。御苦労さまでした。

散 会 午前11時38分

第 2 号

(6 月 4 日)

議 事 日 程

令和2年 6月 4日
午前 9時00分 開議
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 一 般 質 問
散 会

令和2年長和町議会6月定例会（第2号）

令和2年6月4日 午前 9時00分開議

出席議員（10名）

1番	佐藤 恵一 議員	2番	渡辺 久人 議員
3番	田福 光規 議員	4番	羽田 公夫 議員
5番	伊藤 栄雄 議員	6番	田村 孝浩 議員
7番	柳澤 貞司 議員	8番	小川 純夫 議員
9番	宮沢 清治 議員	10番	森田 公明 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	羽田 健一郎 君	副 町 長	高見沢 高明 君
教 育 長	辰野 登志男 君	総 務 課 長	金山 睦夫 君
企画財政課長	藤田 仁史 君	建設水道課長	龍野 正広 君
こども・健康推進課長	長井 剛 君	町民福祉課長	藤田 孝 君
産業振興課長	藤田 健司 君	教 育 課 長	宮阪 和幸 君
総務課長補佐	小林 義明 君		

議会事務局出席者

事 務 局 長	中原 良雄 君	議会事務局書記	牛山 美智子 君
---------	---------	---------	----------

◎開議の宣告

- 議長（森田公明君） おはようございます。
長和町議会第2回定例会を再開いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
-

◎日程第1 一般質問

- 議長（森田公明君） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、本日5名の一般質問を行います。
3番、田福光規議員の一般質問を許します。

田福光規議員。

- 3番（田福光規君） 議長の許可を頂きましたので、一般質問を行わせていただきます。議会運営委員会の了解により、質問中はマスクを外して質問をさせていただきますのでよろしくお願ひします。

本日は、「新型コロナウイルス感染症」への当町の対応と対策について質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、今年我が国に猛威を振るいましたが、まだまだ油断はできません。当町では、感染者は出さなかったものの、観光業を初め経済活動に、また学校教育に大きな影響を受けています。私は、町民の皆さんの命と健康、そして生活を守るという立場で、当町の対策と対応について質問をさせていただきたいと思ひます。

最初に、国民1人に10万円を支給する特定定額給付事業について質問いたします。

当町の受給対象者は何人ですか。そのうち何人の方の手續が終了し、受給されていますか、答弁をお願いします。

- 議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 初めに、この場をお借りいたしまして、新型コロナウイルスの感染拡大防止に御協力をいただきました町民の皆さん、来町を自粛いただいた皆様など多くの関係者の皆様にお礼を申し上げたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止は、「町内から感染者を一人も出さない」、こういった目標にして、小中学校の休校を初め、各種行事の中止や縮小、さらには学生の帰省や来町の自粛など様々な行動の制限を町民皆様へお願いをしてまいりました。先月25日をもって緊急事態宣言の解除に至ったことは、町民の皆様を初め、多くの皆様の自覚と御協力のおかげであると心から感謝とお礼を申し上げます。

しかしながら、感染は終息に至ったわけではありませんので、引き続き「新しい生活様式」の実

践に御協力をお願いを申し上げる次第でございます。

さて、特別定額給付金事業につきましての御質問でございますけれども、特別定額給付金事業につきましては、新型コロナウイルスの感染症緊急経済対策が、令和2年4月20日に閣議決定をされまして、4月30日に国のほうの補正予算が成立をしたわけでございます。そして、その新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言のもと、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある、それから医療現場を初めとして、全国各地であらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連携して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならないと示されまして、このため感染症の拡大防止に留意をしつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うこととなっております。

長和町では、オンライン申請方式であるマイナポータルを利用した電子申請の受付を5月1日に開始をしまして、郵送申請方式による申請を5月18日から開始をいたしました。

なお、当町の受給対象者数等につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、当町の受給対象者数及び申請状況について答弁をさせていただきます。

今回の特別定額給付金の受給権者につきましては、基準日、令和2年4月27日において、住民基本台帳に記録をされている者とされており、当町の受給対象者数は、2,629世帯、5,920人となっております。

6月2日現在の数字になりますけど、2,291世帯、5,310人、約9割の方の申請を受付受理をしております、そのうち1,497世帯、3,485人、約6割の方に対しまして支給を行ったところでございます。

なお、申請済みで、まだ支給されていない方につきましても、順次、給付をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 現在で手続が未了の方への対応は、今後どのように行われますか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 手続の未了の方の対応についてですけど、特別定額給付金の申請期限は、郵送申請方式の申請を受付開始日から3カ月となっているため、当町では8月17日が申請期限となっております。手続未了の方への対応といたしましては、申請の状況を踏まえまして再通知の発送を考えております。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めた上で、独居高齢者や高齢者世帯の皆様へは、

地区担当職員による戸別訪問等をさせていただき、全ての皆様が漏れなく申請していただきますよう申請等の支援を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 世帯主が代表して手続を行うことになっておりますが、DVなどの理由により世帯主と同居されていない方への配慮はどうされていますか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） DVなどの理由によりまして、世帯主と同居されていない方への配慮についての御質問ですが、DV等により避難されている方につきましては、今お住まいの市区町村の特別定額給付金の担当窓口、長和町におきましては、町民福祉課の福祉係になりますが、そこへ申出書を提出していただくことで給付金を受け取ることができます。当町におきましても、ホームページを利用して周知をいたしました。

また、対象者からの相談等があれば、DVを担当いたします担当部署であるこども・健康推進課、町民福祉課の各部署と連携協力をさせていただき、支援をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 次の質問に入ります。

地方創生臨時交付金を活用した当町の経済対策の説明をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） それでは、よろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対応のための経済対策等に関しましては、地方創生臨時交付金の第一次交付限度額6,762万3,000円を活用しつつ一般会計補正予算（第2号）に8つの事業を総額8,291万円を盛り込んで、5月15日付で専決処分を行ったところでございます。

事業の検討に当たっては、町民の皆様、商工会や観光協会を初めとする町内各団体の皆様から町に届けられた声などを受けて、今緊急に必要なことを事業化するために、町の対策本部でも協議をした上で内容を決定いたしました。

まず、県市町村連携新型コロナウイルス拡大防止協力企業等特別支援事業につきましては、長野県における緊急事態措置等による施設の使用中止、休業等の要請に応じた事業者に対して、協力金及び支援金を県と町が協調して、1事業者当たり30万円を支給するものでございます。

内訳は、県が20万円、町が10万円を負担することとなっております。この関係の町の事業費は、800万円を見込んでいるところでございます。

次に、事業継続給付金事業につきましては、国の持続化給付金や県からの協力金及び支援金も踏まえつつ、商工会や観光協会の皆様からの要望や意見交換の結果を施策に反映させ、町独自の制度を設けたものでございます。

これは、令和2年2月から5月のうち、1カ月の売上高が前年同月比20%以上減少している事業者を対象に、減少率に応じて10万円から30万円の上限を設けて事業継続支援のための給付金を支給するものでございます。事業費は5,000万円、対象者は240事業者を見込んでおります。

今回の事態を受けまして、売り上げの大幅な減少が続き、事業継続が危ぶまれる事業者がいることや、国や県の支援対象とならない事業者においても売り上げの減少があることなどの状況を十分に考慮し、苦境に置かれた事業者に対し、町として、速やかで、かつきめ細やかな支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 町内の事業者、特に被害が大きい観光宿泊業と飲食業の方への支援について質問をさせていただきます。

長野県全体、また当町でも、観光宿泊業の方々にとって、夏期、夏の期間ですね、特に8月の収入が大きな割合を占めております。当面の観光の回復が見込めない現状の中で廃業者を出さないためには、引き続きの支援が必要だと思います。国と長野県に対して、引き続きの財政的支援の要請をする考えはありますか、答弁をお願いいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 先般、県と市町村の共同で、国に対しまして新型コロナウイルス感染症対策に関わる緊急要望を行ったところでございます。この中で、事業継続の支援や雇用対策につきましても要望をさせていただいております。そしてまた、引き続き、町の現状をしっかりと把握したものを基盤としまして、町の代表として、長野県の町村会長として、地方創生臨時交付金の増額などの財政的支援の要請を積極的に国や県に対しまして行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

そして、経済の回復状況が見通せない中、この状況が長引くようであれば、事業者の皆さんが継続していただく上で、さらなる給付金等が必要であると認識するところでございます。そして、国のGOTOキャンペーンや県の支援事業などに歩調を合わせるべく注視するとともに、地方創生臨時交付金の第2弾が計画された上は、事業者支援策や地域商品券発行事業のような地域内消費喚起となるような経済対策などの事業を、商工会、そしてまた観光協会などの関係する諸機関などと連携を深めながら実施してまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（森田公明君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 今後のことについて質問させていただく予定でしたが、町長、今答えられましたので割愛をさせていただいて、次の質問に入りたいと思います。

町内の企業と雇用の状況、特に倒産や失業などの報告をお願いいたします。

○議長（森田公明君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 企業を専門対象といたします国内最大手の信用調査会社でござい

ます帝国データバンクによりますと、国内の令和2年度の倒産、その件数につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、7年ぶりに1万件を超すといった見通しを明らかにしてございます。また、倒産の集計には入らない自主的な休廃業などにつきましては、2万5,000件を見込んでおるようでございます。企業の破綻が相次げば、働く場を失う方の増加が懸念されるわけでございます、その対策が大変憂慮されておるところでございます。

先般でございますが、町の商工会におきまして、会員の皆様に対して、新型コロナウイルスによる経営の影響調査を行いました。2回目の調査では、100件を超す回答がございました。

結果といたしまして、町内企業の状況とすれば、アンケートの結果から分析いたしますと、4・5月では前年対比で宿泊業が95%の減、飲食業が65%の減、小売業が55%の減、製造業につきましては、一部増えたところもございますが、平均して55%の減、サービス業が40%の減、建設業・建築業の関係でございますが、25%の減というふうになってございます。

雇用の状況についてでございますが、県内の4月の有効求人倍率につきましては、1.29ということで減少してございまして、上田管内におきましては1.10ということになってございます。大手企業の受注生産等の状況によりまして、町内の中小企業は大きな影響を受けていることが予想されているわけでございますけれども、現在のところ、町内事業者の倒産はありません。

また、先ほどの実施したアンケートの中で、事業所の都合で退職された方が2名、13事業者で35名の方が休業を余儀なくされているという状況でございました。このアンケートの結果が、町内の状況を全て把握して網羅したものであるとは理解しておるところではございませんけれども、大変に厳しい状況であるということが確実にうかがえると考えてございます。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 町民の皆さんの感染予防についてお伺いします。

高齢者、独居者を中心に、マスク、アルコール消毒液が購入できないままの方がおられるとお聞きしています。マスクは大分改善したとは思いますが。特に、アルコール消毒液が購入できていない町民の実態を調査し、無料配布の検討をお願いしたいと思っております。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） マスクにつきましては、今回の感染拡大が心配され始めた2月頃から非常に入手が困難となりまして、対策本部といたしましても、様々なルートを通じて入手先を探したわけでございますが、なかなか手に入らない状況でございました。

町では、備蓄は1万5,000枚ありましたので、状況を見ながら、一部は町の、町内の医療機関に提供させていただきましたが、近頃になりまして入手が容易になってきたところというふうに理解をしております。

一方、アルコール消毒液につきましては、いまだに溶液とか容器とも入手困難な状況が続いております。しかし、これも今後だんだんと入手ができるようになってくるものであるというふうに考

えております。

議員おっしゃられる実態調査につきましては、こういった状況が日々変化をしている中で、どういった理由でどの程度入手困難なのか、必要量はどのくらいなのか、的確に把握することはなかなか難しいというふうに思っております。

したがいまして、福祉関係者や社会福祉協議会、あるいは高齢者支援係と連携をとりながら、様々な機会や相談の中で、「手に入らない」といった声に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 町民の皆さんの負担軽減、助成制度について質問をいたします。

国税のほか、住民税、国保税、社会保険料の納付が困難な場合、1年間の猶予及び差し押さえも猶予することになっています。納税決定等の送付が6月に行われますが、その際、こうした猶予、減免申請も可能なことを周知する文書を同封し、町民が的確に活用できるようにしていただきたいと思っております。

また、電気、ガス、水道料などの公共料金も同様であることを周知していただきたいと思っております。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 税等の納税の猶予、減免は、各種給付事業と並んで、現在の景気状況から重要な政策であるというふうに考えております。

町民への周知としましては、町税の徴収猶予、国保税及び介護保険料、それから後期高齢者保険料の減免について、6月号広報とあわせてチラシを全戸配布いたしました。また、国保税及び介護保険料につきましては、7月に発送します納税通知書送付等の通知文に減免の制度がある旨記載する予定でおります。

水道料につきましても、現行条例の猶予規定に従って猶予してまいりますので、御相談いただきたいと思いますし、電気やガスなどについても契約先に問い合わせさせていただくよう広報してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 国民健康保険、後期高齢者医療では、新型コロナウイルス感染者及び感染が疑われる者に傷病手当金を支給することができるようになりました。対応する条例を速やかに改定するとともに、利用者のみならず、個人事業主及び専従家族も適用対象にするように検討いただきたいと思っておりますが、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 国民健康保険、後期高齢者医療保険における傷病手当の御質問ですが、両保険における傷病手当金とは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、給

与等の支払いを受けている被保険者で、新型コロナウイルス感染症の感染、または発熱等の症状があり感染が疑われることから療養のために労務に服することができなかつた場合に傷病手当を支給するものでございます。

対応する条例につきましては、この6月議会に議案として上程をさせていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

専従家族においては、所得税法第28条第1項に規定する給与等の支払いを受けている者に青色・白色事業専従者も含まれているため、傷病手当適用の対象となっております。

なお、個人事業主も適用対象にするということにつきましては、国の今後の動向や後期高齢者医療広域連合の対応を見ながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 次に、医療分野、依田窪病院への支援について質問をいたします。

全国の医療機関が受診控えと感染防止のための利用制限、感染防止費等の費用等の拡大により、経営に深刻な影響が出ていると言われております。当町の依田窪病院も同様な状況であります。

国は、第2次補正予算案を閣議決定いたしました。その中でもコロナ感染を受け入れた病院の一部の保険診療の加算や医療従事者への手当は加えられましたが、経営に深刻な影響が出ている病院や診療所への財政的支援は加えられていません。国に対し、医療機関への抜本的な支援の要請をしていただけるかどうかお伺いいたします。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） お話しのとおり、このたびの新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、公立、公的、あるいは民間を問わず、全国の多くの医療機関で外来患者数が減少しまして、4月の経営状況が前年に比して悪化していることが、全日本病院協会や日本病院協会などが行った緊急調査の結果から明らかになっておりまして、国保依田窪病院におきましても、この4月の患者数は前年同月に比べまして309人、率で6.8%減少をしておる状況でございます。

現在、政府は、今お話ございました、この新型コロナ患者への対応に当たる病院を支援するため、一部の診療報酬の増額を決めていますが、この収入の減少による影響のほうが、はるかに大きいと思われるので、町といたしましても、第2次補正予算案での対応を含めたさらなる支援を国や県に対しまして求めていきたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 介護・福祉分野についての支援についてお伺いいたします。

介護福祉施設の経営が、利用控えと感染防止の利用制限等により深刻な影響が出ていると言われております。当町の介護福祉事業の実態を把握されておりますか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 介護福祉事業の実態の把握についての御質問ですが、長和町におきましては、介護福祉施設として、社会福祉法人依田窪福祉会、依田窪老人保健施設いこいの2つ

の事業所があり、また障がい者施設として、社会福祉法人樫の木福祉会があり、計3つの事業所があります。

町内の社会福祉法人等が提供いたします各種サービスは、利用者の方々や、その家族の生活を継続する上では欠かせないものであり、十分な感染防止対策を行いながら、利用者に対して必要な各種サービスを継続的に提供していただいておりますことに、まずは、この場をお借りしまして敬意と感謝の気持ちを申し上げたいと思います。

議員の御質問の介護保険事業所等の実態についての御質問ですが、社会福祉法人依田窪福祉会につきましては、新型コロナウイルス感染症防止対策として、利用の休止や利用制限等の対策を行ったことから、対前年度比でおおむね30%弱の減収見込みとのことでした。

依田窪老人保健施設いこいにつきましては、できる限り受入れの制限を行わず、事業を継続してまいりました。利用者の都合で利用を見合わせたり、新型コロナウイルスの影響かはわかりませんが、新規利用者数が減っており、収入減となっているとのことでした。

社会福祉法人樫の木福祉会につきましても、利用者がサービスを控えるなどの状況から収入減となっております。また、利用者が行う生産活動につきましては、企業からの収入、仕事量が減っており、大幅な減収というふうになっているとのことでした。

○議長（森田公明君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 現在のところ、国による介護福祉分野への直接的な支援策は示されていません。国と長野県に支援の要請をお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 国によります直接的な支援策についての御質問でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響による支援策としては、現在、社会福祉施設に対しましては、独立行政法人福祉医療機構によりまして、無担保、無利子での経営資金の貸付けが行われております。

また、国県におきまして、新型コロナウイルス感染防止対策といたしまして、マスクや手指消毒用のエタノールの無償提供や優先提供の支援を行っております。

しかし、今後の感染状況等にもよりますが、議員がおっしゃるとおり、国県による様々な支援につきましては、今後も必要であるというふうに考えております。

国県への支援要請につきましては、様々な機会を捉えまして、必要な支援を行っていただくよう要請を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 当町として、介護福祉施設への支援の検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか、答弁、お願いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 当町におきます介護福祉施設等への支援の検討についてでございますけ

れども、介護福祉施設等の状況を把握させていただきながら、どんな支援が必要なのか、どんな支援ができるのか、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 次に、新型コロナウイルス感染症のPCR検査について質問いたします。

長野県の方針を受けて、上田保健福祉事務所管内にPCR検査センターを設置するとのことですが、現状はどうなっていますか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） それでは、私のほうから、上田保健所管内でのPCR検査センターの設置につきまして、5月20日付の信濃毎日新聞にも掲載されておりますが、長野県からの要請を上田市が受託をし、設置者となり、上田市医師会が医師を派遣、ドライブスルー方式により上田市内に上田地域検査センターを開設、5月26日から検査を実施しております。

現時点では上田保健所からの紹介者のみの検査を行う完全予約制でございまして、1日当たり6人の検査を予定しております。原則、毎週火曜日、木曜日、土曜日の13時から15時まで検体採取を行っております。

また、上小地域2カ所目の検査センターの設置に向け、小県医師会や県と協議中であるということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（森田公明君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） PCR検査が必要なときにすぐできるようにするためには、現状の上田保健所の帰国者・接触者相談センターを通して実施する方法に加えて、かかりつけ医が必要と判断したら、すぐに実施できるような働きかけをお願いしたいと思っておりますが、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 上田地域検査センターの検査方法は先ほど申し上げたとおりでございますが、今後につきましては、上田市医師会、上田保健所等関係機関で協議していくということでございますので、町としましては、その判断を確認した上で、必要な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 次に、小学校・中学校の休校に伴う対応について質問いたします。

長野県の緊急事態宣言が解除された5月15日以降、5月末までの小学校・中学校の登校状況等についての報告をお願いいたします。

○議長（森田公明君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） それでは、私のほうから、長野県の緊急事態宣言解除後の小中学校の登校状況に関する御質問でございますが、4月7日に、全国を対象に発令されました緊急事態宣言につきまして、長野県の緊急事態宣言が5月14日に解除されました。これを受けまして、小中学校につきましては5月31日まで臨時休校期間としておりましたけれども、5月18日から29日

までを分散登校期間として対応させていただきました。

この分散登校期間につきましては、小学校におきましては学年ごと、中学校におきましてはクラスごとに登校日を設ける分散登校とさせていただきます。

分散登校の状況でございますけれども、各分散登校日の登校可能な児童生徒に対する実際に登校した児童生徒の割合でございますが、長門小学校では97.8%、和田小学校では100%、依田窪南部中学校では96.8%となっておりますでございます。

○議長（森田公明君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 小学校、中学校の現状についての報告をお願いします。

○議長（森田公明君） 宮阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） それでは、小学校と中学校の現状の関係ですが、最初に、臨時休校の経過について説明をさせていただきたいと思えます。

2月27日に、内閣総理大臣より、全国の公立小中学校、高等学校、特別支援学校の臨時休校要請が行われました。これを受けまして、長門小学校、和田小学校につきましては3月2日から3月16日まで、依田窪南部中学校におきましては3月2日から3月13日を臨時休校期間とさせていただきます。

小中学校とも、この臨時休校期間終了後に終業式及び卒業式を、規模を縮小する中で実施しまして、それぞれ春休みに入りました。

新学期につきましては、小中学校とも4月6日に入学式及び始業式を、それぞれ簡略化した中で実施し、新学期がスタートしたわけですが、4月7日に全国を対象とした緊急事態宣言の発令や、上田保健所管内で新型コロナウイルス感染者が確認されたため、小中学校ともに4月10日から4月24日まで臨時休校とさせていただきます。

4月16日に全国を対象に緊急事態宣言が発令されたため5月6日まで、また5月2日から6日までの間に、上田保健所管内で感染者が確認されたため5月31日まで臨時休校期間を延長しました。

この後、先ほども答弁の中にありましたが、5月14日に緊急事態宣言の発令区域から長野県が除外されたことにより、5月18日から5月29日にかけて、小中学校とも分散登校を開始しました。分散登校期間中の状況につきましては、先ほどの答弁の中で申し上げたとおりでございます。

このように、3月から5月にかけては、臨時休校及び分散登校を実施してまいりましたが、今月6月1日からは、感染予防対策を講じた中で、通常登校・通常日課の中で実施をしております。

○議長（森田公明君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 長期の休校を終えて、今必要なことは、子供たちの心身のケアと学びの保障だと言われています。子供たちの心身のケアを行いながら、「学びの保障」、4・5月の休校に伴う授業の遅れをどのように回復していくのか、その対策についてどのように考えておられますか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） 臨時休校終了後の児童生徒の心身のケア、それから学びの保障に関する御質問でございますけれども、3月から始まりました小中学校の臨時休校につきましては5月で終了し、6月からは通常の登校が始まったわけではありますが、やはり長期間、学校へ登校していない状況であったため、子供たちの心身のケアにつきましては、常に心がけていかなければならないというふうに思っているところでございます。

小学校では、まず、朝の活動におきまして、子供たちの体温や心身の状態を把握するようしております。また、子供たちの状況について、注意深く様子を見て、児童に不安や心配なことがあれば、個別に相談に乗るようにはしています。保護者とも連絡帳や電話などで連絡をとり合うようにはしておりまして、臨時休校中の子供たちの様子がどうであったかなどを全職員で情報共有するなどして、子供たちの心身のケアに努めているところでございます。

中学校におきましては、午後の学級の時間を長くとりまして、生徒一人一人の様子を見たり、個別に声をかけながら、安心できる環境をつくるようにして、子供たちの心身のケアに努めております。

次に、学びの保障の関係でございますけれども、5月15日に文部科学省より「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について」という通知が発出されました。この通知は、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、最大限、子供たちの健やかな学びを保障することを目指して、取組の方向性を示しているものでございます。

この中では、「新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上での「学びの保障」」、「子供たちの「学びの保障」のための教育活動について」について触れられております。

特に、「子供たちの「学びの保障」のための教育活動」の関係では、学校においては、家庭における学習の支援を最大限行うとともに、感染防止を徹底した上で、分散登校などの可能な限りの工夫を行い、子供たちの「学びの保障」に努めることが必要であるというふうにされております。学校としましても、いろいろと工夫をしながら、子供たちの「学びの保障」に努めていきたいというふうに考えております。

次に、臨時休校に伴う授業の遅れの回復についてでございますけれども、4月から5月にかけて、ほとんど授業を行うことができず、授業時間が不足する状況となっております。この授業時間の不足に対する対応策としましては、長期休業期間の短縮、いわゆる夏休み等でございます。運動会などの学校行事の中止や見直し、準備や練習時間等時間の短縮、それから計画休業日を見直し、登校日に振り替えて授業時間を確保するなどの方法が考えられますが、現時点では、まだ決まっておりません。今後、学校と協議を進め、不足する授業時間の対応策について検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） コロナウイルス感染症の第2次感染対応として、オンラインでの遠隔授業の準備も必要と考えます。長和町でも検討を行っていただきたいと考えますが、どのように現在考えられていますか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 宮阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） オンラインでの遠隔授業に関する御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として実施されました学校の臨時休校におきましては、子供たちの在宅での学習方法が大きな課題として取り上げられました。

長和町におきましては、プリントやドリルなどの配布、あと町のケーブルテレビを利用して、先生方の授業などに関する動画を放映したり、県教育委員会の家庭学習動画の放映などを行い、子供たちが家庭において自分で学習を行うという方法をとらせていただきました。

一方、タブレットなどの端末機器の整備が進んでいる学校においては、子供たちが家庭と学校とをオンラインで通信し、授業などを行っているところもありました。

オンラインの遠隔授業を実施するためには、学校における端末機器の整備を行うことが第一段階であると考えています。国が推進しています児童生徒1人に1台端末機器を整備するGIGAスクール構想の推進により機器の整備を行い、児童生徒が各家庭においてオンラインで学習するための方法について検討し、整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 次に、新しい生活様式の実践について質問をさせていただきます。

「新しい生活様式」は、第1に、一人一人の基本的感染対策、第2に、日常生活を営む上での基本的な生活様式、第3に、日常生活の各場面別の生活様式、第4に、働き方の新しいスタイルの4つに区分して実践例が示されております。「新しい生活様式」は、今年だけでなく、ワクチンや治療薬が開発されるまで三、四年にもわたり続けていくことが必要とも言われています。

第1に、町民の「新しい生活様式」の啓蒙、推進をどのように進めていきますか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） それでは、町民に新しい生活様式の啓蒙、推進をどのように進めるのかという御質問でございますが、国から示されました新しい生活様式の実践例につきましては、6月号の広報にあわせまして全戸配布をし、周知をしたところでございます。

新しい生活様式は、ワクチンや治療法が確立するまでは、当たり前の日常生活として、今後、何をするにおいても、一人一人が感染予防のために、今自分が実施していることを引き続き実行していくというものでございます。仕事に行く、買い物に行くなど出かける上での基本が、発熱等風邪症状がないことが前提でございます。その上で、マスクの着用、手洗い、ソーシャルディスタンスと言われてはいますが、身体的距離の確保等の対策が必要となってきております。

なお、6月1日には、長野県から、新たな方針として、ロードマップとして示されておりますの

で、町としましても、ホームページ等により周知を徹底してまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 町が企画してきたこれまでの大人数のイベント、学習会や運動会、敬老会等は、今後どのように開催、または中止になりますか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 宮阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） 「新しい生活様式」の実践に伴いますイベントの方向性に関する御質問でございます。

新型コロナウイルス感染対策として、「新しい生活様式」への移行が進められています。長野県におきましては、「5月16日以降の長野県としての対応」の中で、県主催のイベントなどにつきまして、「5月31日までの間は、可能なものは延期を検討することとするが、参加者が特定できる県民向けのイベントであって、開催の必要性が高いものについては、感染防止策の徹底を図りながら実施できるものとする。ただし、参加者が50名を超えるような大規模なもの、屋内で行われるなど感染リスクが高いものは実施しない」とされています。

6月に入りまして、各種施設、講座などが再開されていますが、引き続き、県の対応に沿った新型コロナウイルス感染防止対策を徹底する中で進めていきたいと考えています。

このような状況の中で、学習会的な要素があり、多くの皆様に参加していただいております町民大学につきましては、明治大学から講師をお招きしたり、また、こちらから明治大学を訪問するといった活動を行うため、県域をまたいでの移動となることから、9月までは開催を見送ることとしています。

また、9月下旬に開催しています町民運動会につきましては、毎年、大勢の皆様方に御参加をいただき、盛大に開催していますが、今年度、開催するのか、延期、または中止するのかということにつきましては、未定の状況です。国や県の対応方針や感染状況を見ながら、町のスポーツ推進委員会や町民運動会実行委員会で開催・延期・中止の決定をすることになるかと思います。

あと11月上旬に開催しています総合文化祭につきましても、大勢の皆様方に作品展示を御覧いただいたり、芸能発表会に出演していただいております。現在のところ、町民運動会と同様に、開催するのか、延期または中止するのかということにつきましては、未定の状況です。総合文化祭につきましても、国や県の対応方針や感染状況を見ながら、展示作品の募集や芸能発表会への出演者を募集する時期までには決定したいと考えております。

敬老祝賀会の関係につきましては、町民福祉課長より答弁をいたします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 私のほうからは、敬老祝賀会の開催について答弁をさせていただきます。

当町では、今日の豊かな郷土を築き上げてくださいました高齢者の皆様に感謝の意と、高齢者の

皆様の長寿を祝い、健康を願って、例年9月の中旬に町内の77歳以上の方を対象に敬老祝賀会を開催しております。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、全都道府県に出されていた緊急事態宣言については、現在解除をされておりますが、都道府県を「特定警戒」、「感染拡大注意」、「感染観察」に区分をし、適切な感染防止対策が求められています。

長野県は、「感染観察」に区分をされている状況ではありますが、「新しい生活様式」の徹底により感染拡大を防ぐこととなっており、敬老祝賀会は、例年400名を超える大勢の皆様にご出席をいただき、飲食を伴うものとなっているため、密集・密接・密閉のいわゆる「3密」の回避等の十分な感染防止対策が整わないため、例年どおりの開催は難しい状況であり、中止とさせていただきますというふうに思っております。

なお、敬老祝賀会は中止としますが、何らかの形で高齢者の皆様へ、感謝の意と長寿をお祝いしたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 保育所や介護事業所など、人と人との接触が不可避である分野もありますが、今後、どのように進めていけばよいでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） それでは、私から、まず保育園の対応について申し上げます。

保育園では、5月の14日、緊急事態宣言解除を受けまして、それまでお願いをしていました登園自粛のお願いを解除しまして、5月18日より通常の保育を行っております。

今後の新しい生活様式の実践につきましては、先ほども申し上げましたことを基本としまして、特に保育園として次のような内容について重点的に実施をしてみたいというふうに考えております。

1つ目としまして、マスク着用での登園、2としまして、送迎の方へマスク着用をお願い、続いて3、手指消毒——手と指ですね——の消毒、そしてうがい、手洗いの徹底、4、朝の検温、健康観察の様子をカードに記入をしてもらい、5としまして、換気の励行、6番目として、手指や体の触れるところの消毒の徹底、7としまして、年齢の低い子供たちには難しいところもあるわけですが、給食のときなどできるだけ机の距離を離す、8番目としまして、行事のときには、子供たちができるだけ密集にならないよう配慮などの対応を行ってまいります。

今後におきましても、対応を継続しまして、新型コロナウイルスだけでなく、様々な感染症の防止に努めてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 私のほうからは、介護事業所等につきまして答弁をさせていただきます。

地域の介護事業所等につきましては、国等から発出されております「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点」等に示されている対策をもとに、各施設において対応策を検討し、感染症の防止に努めております。

なお、町民福祉課所管の長和町福祉企業センターにおきましても、新型コロナウイルス感染症の発生状況により対応策を定めて対応しております。現在は感染防止対策として、朝の検温等による健康管理、マスクの着用、手指消毒、うがい、手洗いの徹底、休憩時間の換気の徹底、利用者同士の距離が密接にならないよう作業場所の配置に配慮、関係者、これは取引業等にもなるんですけど、関係者の施設への立入り制限等を実施しており、今後も継続し、感染症の防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 小学校・中学校での屋内の授業、体育など人と人との接触がある授業や部活、音楽の授業や部活、給食などは、どのように実施することになりますか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 宮阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） 学校での授業の実施方法に関する御質問でございます。

まず、屋内授業につきましては、密閉・密集・密接の3密を避けるために、窓の換気をよくして授業を行う、全員マスクを着用して机の間隔を十分にとる、授業を担当と副担任でクラスを2つに分けて行う、理科の実験など子供が密集するような場合は、実験器具の数を多くし、集まる人数が少なくなるようにするといった方法によって授業を行っていきたいと考えております。

体育など、人と人との接触機会がある授業につきましては、まず小学校におきましては、密集が予測されるボール運動などの単元と、マット運動や鉄棒運動など個人でも実施が可能な単元とを入れ替えて実施する、全校運動は全校で実施せず、1・2年、3・4年といった連学年ごとで人数を減らして行う、また扱う種目は長距離走や短縄跳び——短い縄跳びといった個人で行えるものにするといったような対応を行っていきたいと考えております。

中学校におきましては、近い距離で組み合わせるような授業、例えば、剣道が該当しますが、このような授業は実施しないこととしています。

次に、音楽の授業の関係ですが、小学校では、音楽室では窓を開け、児童の座席の間隔を空ける、あとマスクを着用し、授業を受ける、歌のときも同様ということでございます。あとカリキュラムを変更して、音楽鑑賞やリズム演奏などを先に実施するなどの対応を行っていきたいと考えています。

中学校におきましては、歌唱の授業は実施しないようにしています。

また、中学校の部活動につきましては、登校再開後は感染防止対策に努めながら、通常に実施しております。また、水曜日はノー部活デーとし、対外試合につきましては、当面の間は行わないこととさせていただいております。

次に、給食の実施方法の関係ですが、教室の窓を開け、座席はグループにしないで前を向いたま

まの形で行う、全員マスクを着用し、手洗いをしっかりと行う、配膳が終わっても、食べ始めるまではマスクを外さない、給食中は無駄な話をしない、後ろを向かない、配膳後は、3密を避けるために教室を分けて食べるなどの対応を行っております。

○議長（森田公明君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 町内のサークル活動の進め方、特に「歌のサークル」などはどのように進めていけばよろしいでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 宮阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） 町内のサークル活動に関する御質問でございます。

町内のサークル活動、いわゆる小集団グループ活動につきましては、参加者数が比較的少人数であることが想定されますので、密閉・密集・密接の3密が発生しないよう、室内の換気やマスクの着用、会話の際には近い距離では会話しななどの感染予防対策を講じていただくことにより活動していただければよいのではないかと考えております。

「歌のサークル」につきましては、5月25日に文化庁政策課長から発出されております「5月25日に決定された「新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言」等について」という通知の中で、「イベント等の開催制限」という項目があります。その中で、「感染拡大防止に係る重要な留意点」という項目があり、「密閉された空間において、大声での発声、歌唱や声援、または近接した距離での会話等が想定されるイベント等に関しては、上限人数や収容率の目安に関わらず、開催に当たって、より慎重に検討するように促す」とされております。これはイベントに関するものですので、サークル活動とは異なる部分があるかもしれませんが、室内の換気、マスクの着用、人々との間隔を空けるなど感染予防対策を講じた上で慎重に対応していただければよいのではないかと考えております。

○議長（森田公明君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 町内会の忘年会などの飲食を伴う大人数の食事会は、今後、自粛することになりますか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 町内会等自治組織の行事につきましては、これまでも町で中止などの要請をしてきたものではございませんが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、行事实施の検討をお願いしてまいりました。

今後、感染拡大の第2波、第3波が心配される場所ですので、参加範囲ですとか地域の感染の状況、町、県及び国の感染予防策などを参考に判断していただきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 関連しての要望ですが、先日報道されておりましたが、長野県の市長会で、町内各自治体の経済活動を活発にする上でも、今まで自粛していました送別会とかそういう催しについては積極的にやっというふうなお話がされたというふうに聞いております。ただ、そ

れが感染の拡大になっては意味がありませんので、どのような方法なら可能なのか等について、町として研究をしていただきたい。よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の質問です。「働き方の新しい生活スタイル」は、町の役場では、どのように具体化されていますか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 現在、役場では、次のような感染防止対策に取り組んでおります。

1 番目として、職員の体温を毎日測定するとともに、家族の健康状態、行動状況とあわせて庁内 LAN システムに記録し、上司が確認をする健康チェックを行っておりまして、体調の悪い場合は出勤しないということとしております。

2 番目として、会議はできるだけウェブ等オンライン会議や書面決議としますが、必要により会議を開催する場合は、できるだけ少人数とし、席を離し、十分な換気を行うなどの感染防止対策を講じることとしております。

3 番目として、町民の皆さんなど大勢が利用するカウンター、手すり、待合のための椅子など、毎朝、消毒剤による拭き掃除を行っております。

4 番目として、庁舎内各所への手指消毒設置とカウンターへの仕切りを設置しております。

5 番目として、執務中における適切な換気を行っております。

6 番目として、職員及び家族が感染、または濃厚接触者となった場合の対応方針及び業務継続計画を策定しております。

7 番目として、事業者――業者です――に、営業や挨拶を目的とした来庁の自粛を依頼しております。また、万が一の役場内での感染に備え、自宅等でインターネット回線によるパソコン接続を可能とする情報セキュリティに対応したテレワークシステムを導入するとともに、和田支所 2 階会議室を事務室とした分散勤務を可能とするサテライトオフィス体制の準備をいたしました。

今後も、国が示す「働き方の新しいスタイル」により、長期化も予想される新型コロナウイルス感染拡大防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森田公明君） 以上で、3 番、田福光規議員の一般質問を終結いたします。

ここで 10 時 10 分まで休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 01 分

再 開 午前 10 時 10 分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

4 番、羽田公夫議員の一般質問を許します。

羽田公夫議員。

○4 番（羽田公夫君） 議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に申し上げたいと思いますが、質問書をつくった当時と時間的な差がありまして、違和感のある文章になってしまっておりますが、このまま進めたいと思いますので、その辺のところよろしくお含みいただきたいと思います。それでは、質問に入らせていただきます。

昨年末より中国武漢から発生した新型コロナウイルス感染の問題が、現在、世界中を巻き込む大問題になっております。毎日、コロナの問題で明け暮れしている状態で、細かくは既に報道のとおりなので省略しますが、外出を控え、自粛生活を余儀なくされ、沈みがちな生活の中で感じるのは、自分の人生の中で100年に一度の生命の危機に際し、どうやって生き抜いていくかが自分にとって最大の課題なのかなと不安の中で思いを巡らす毎日になっていました。

上田保健所管内にもコロナ発生のニュースが聞こえるたびに危機感を募らせていましたが、とりあえず外出を極力控え、自粛していれば何とかなる中で考えることは、落ち込んだ気分を少しでも持ち上げることができればいいなと思わずにはられません。

そこで思い浮かぶのは、羽田町長のキャッチフレーズになっている、今こそ元気の出る長和町づくりではないかと考えます。日頃より自分なりに考えていた中、幾つか元気の出そうな思いを、いろいろな角度から今回は提案し、それが少しでも改善の方向へ進めばとの思いから一般質問の機会にぶつけてみたいと思い、この場に臨んだ次第です。

今回のタイミングとしては、まず先にコロナ関連の質問ではないかと思いましたが、長和町の産業の占める割合の高いサービス産業と都市部に出て勉学に励む学生の生活苦が報じられています。この2点が特に強く関心を引きつけられました。しかし、国や県、長和町でも対策が考えられているとの報道に接し、ひとまずは見守ることとし、このときだからこそ元気の出る長和町に焦点を当て、どうしたら元気の出る長和町になるか、各問題を集約してみました。

今回の質問の内容は以下のとおりです。通告順に、人間ドック健診と体力づくりの奨励について。敬老祝賀会のあり方について。ボランティア団体への支援についての3点について質問させていただきます。

まず最初は、人間ドックの受診率についてであります。健康であることを否定し、望まない人は一人もいません。また、健康でなければ全てが始まらないと考えている自分にとっても、受診の機会を逃している方々が少なくないのではないかと感じられ、残念な気持ちにさせられます。現役で働いている方は、企業内での社員健康診断の機会もあり、有給扱いで受診できますが、自営業及びリタイアされている方々については、2年に一度か、各地区巡回の特定検診の機会があります。健康に自信があるのか、病院や医者嫌いなのか、また、血圧やその他の持病を持ち、定期的に医者通いをされているから等、理由はいろいろあるかと思われそうですが、せっかくの機会を無にしているように思われて、受診されない皆様はもったいないような気持ちにさせられます。高齢化に伴い、人それぞれ、自分の体にはいろいろな不具合に悩まされているものと思われそうですが、健康でなければ楽しい人生も台なしです。受診の機会を無駄にしないように、担当者が直接家庭訪問されているともお聞きします。でも、受診率が上がらない原因はどこにあるのか、少しでも根本原因に近づける

回答をお願いしたいと思います。

第1の質問は、なぜ受診率が上がらないのか。その原因と他の市町村との比較ではどうなのかということから答弁をお願いしたいと思います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 特定健診の受診率の問題でございますが、平成30年度は42.2%、令和元年度は45.1%でございました。この地区特定健診が健康づくり事業団に委託になってからは受診率が減少しておりましたけれども、このたび4年ぶりに受診率が向上したわけでございます。詳細につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） それでは、私のほうから申し上げます。

未受診の方に未受診の理由をアンケート調査いたしましたところ、医療機関にかかっているからというふうに答えた方が最も多く、次に、町以外の健診を受けているからという結果でございました。

これらを踏まえまして、今後、他の医療機関で受けた健診結果の提出、また、医療機関を受診し、検査を受けた場合、特定健診の項目を満たしていれば結果を提出いただくことの周知をさらにしてまいりたいというふうに考えております。

ちなみに平成30年度の上田市の受診率は39.3%、東御市は46.1%、青木村は44.7%ということになっております。

以上です。

○議長（森田公明君） 羽田公夫議員。

○4番（羽田公夫君） 我が家も、当初、町よりの健診希望調査に応募しましたが、再度の調査に辞退を記入しました。現在もコロナの影響で受診がストップ状態ですが、この先どうされるのかという問題が心配になりましたので、2番目の質問ですが、今年度の健診計画が手つかず状態だが、この後の予定、見通しはどのように考えているのかを質問したいと思います。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 今年度の健診につきましては、御存じのとおりコロナウイルス感染症の影響で緊急事態宣言が全国に拡大された時点で、国より健診を控えるようにという通知があったことと、依田窪病院におきましても胃カメラを中止したというようなこともございまして、4月21日より人間ドックを自粛しておりました。

人間ドックにつきましては、6月より実施しておりますが、3密を避けまして、時間短縮に向け、これまで1回の受診者数を12人ということで実施をしてございましたけれども、現在は6人体制ということでございまして、検温し、風邪症状などのないことの確認、それから感染拡大地域への往来がないかなどの問診、そして会場内での手指消毒、マスクの着用、換気に努め実施をしてまいります。終了後は、施設内の消毒を、その都度、実施をいたしまして、町民の皆さんに安全に安心し

て健診を受けていただくように努めてまいりたいというふうに考えております。

また、6月・7月に予定していました子宮がん検診、地区特定健診につきましては、1回の人数が60人を超えるということで、健診を延期することにいたしております。

以上です。

○議長（森田公明君） 羽田公夫議員。

○4番（羽田公夫君） 次の質問に入らせていただきます。

受診の結果、早期発見、早期治療が最も大切な目的ではあると思いますが、広い意味において健診の意義はどこにあるのか質問したいと思います。お願いします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 長和町は早くから人間ドックを町の健診に位置づけまして実施をしております。健診でがんが発見される方は、毎年10名ほどいらっしゃいます。その7割から8割が早期がんということで、たとえ早期でなくても、健診で発見することができれば、自覚症状が出てから受診するよりは、その後の人生にも大きく影響してまいりますし、また、医療費も大きく変わってまいります。生活習慣病においても、健診を受けて自分の体の状態を知り、生活習慣を改善するきっかけにし、元気に自分らしく生活していただくための一つの方法として大変重要であるというふうに考えます。

町としましても、今後も引き続き一人でも多くの皆さんが健診を受けられるよう、その周知と受診率の向上に一層の力を入れてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 羽田公夫議員。

○4番（羽田公夫君） 次に、以前、森田議員が質問されましたが、こども・健康推進課で推進している体力づくりの一環として、誰でも気軽に取り組めるのが散歩だと思われまます。一人でも、夫婦・友達とでも、子や孫とでも、犬が身近に飼われていれば共にする散歩は最高です。歩き方にもいろいろあって、年齢や目的に合った歩き方が選べます。

以前、公民館の行事で諏訪湖一周のイベントが開催されました。その際、遊歩道の要所にぶら下がり、体を伸ばしてひねったり、ベンチが置いてあったり等、興味を持たせるような健康器具が設置されていて、長和町にもこんなものがあつたらいいなと思ったものでした。町道で通行の邪魔にならない場所、神社境内や小公園等に設置できたらと考えます。町内の中心地に集約的な形での設置もよいと思いますが、地元の散歩コース内に手軽に使える二、三カ所程度でよいと思います。散歩も、ただ歩くだけではなく、興味を持ち、楽しい環境がさらに住民の健康増進につながればと思います。散歩の奨励と健康・体力づくりの器具設置のお考えはあるかどうか。お願いします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 羽田議員のおっしゃるとおり、誰もが気軽に一人で、またいつでも取り組める運動の一つとしてウォーキングがございます。現在、長和町でもウォーキン

グしている方の姿をよく見かけます。さらに、楽しんでウォーキングができるように、ベンチや健康器具を配置することは健康づくりにつながるものというふうに考えております。

さて、そのコースへの器具の設置についてでございますけれども、現時点では特に予定しておりませんが、設置に係る用地や予算など、さまざまな課題がございます。将来、町でウォーキングコースなどを整備することがあれば、先進地の例などを参考にさせていただきまして、その折にあわせて関係する各課と検討してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 羽田公夫議員。

○4番（羽田公夫君） 健康な体や気持ち、元気の出るまちづくりが始まるものと思います。町内を車で走ってみると、時間帯にもよりますが、健康志向から散歩をされている皆様の姿をよく見かけます。農道を走られる運転者からの徐行精神や関係者の積極的な道路美化にも健康体力づくりは無関係ではないと思い、期待を持って改善の方向へ展開されることを願っております。

次の問題に入ります。9月の第3月曜日は敬老の日として国民の祝日に指定されているとおり、当町においても、この日を挟んで、長く町の発展に尽くされた高齢者の皆様の御苦勞に感謝して敬老祝賀会を開催しています。私も議員の立場になり、この会に出席させていただくようになりましたが、最初は元気あふれる多くの高齢者の皆様の勢いに圧倒されたという思いが強く残った祝賀会だったと感心させられました。その後も、毎年、元気のよい高齢者の皆様とも顔なじみとなり、本当に楽しい時間を過ごすことができるようになりました。

元気の出るまちづくりにはうってつけのイベントとして、それはそれとしてよいのですが、自分の地元の元気のよいお年寄りの姿は見えず、なぜこんなに楽しい敬老会へ参加しないのか、寂しさとともに不思議に思えるようになりました。

参加対象者には係の方が声をかけ、バスの手配をし、会場でも盛り立て役に徹し、帰りのバスでも帰宅を見届けるまで大変な御苦勞を背負われている役員の方々には感謝の気持ちでいっぱいですが、いつも終わってみて、参加者の少ないのには残念な気持ちになります。逆に、全員が出席されたら、町民体育館へは入り切れなくなるのではないかなというような心配もありますが、多少経費が増えたとしても、町民の皆様が元気になるために、思い切って気楽に参加できる自治会や区単位の分散開催にしたらどうでしょうか。プロのステージはやめて、自分たちが楽しむカラオケや芸能発表の場にしたり、飲食の時間と談笑の時間を分けるなど、参加者全員でつくり上げる敬老祝賀会となると思います。これらの観点から、祝賀会の質問に入らせていただきます。

現状の開催スタイルを変え、もっと多くの参加者の満足できる敬老祝賀会にはならないのかという質問であります。お願いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 町の敬老祝賀会の開催についての御質問でございますけれども、今、るお話がございましたように、敬老祝賀会につきましては、合併する以前から、旧長門町、旧和田村においても、それぞれ町村単位で敬老祝賀会を開催しておりました。合併後につきましても、今

日まで豊かな郷土を築き上げてくださいました高齢者の先輩の皆様に感謝の意と高齢者の皆様の長寿を祝い、健康を願って、例年、9月中旬に町内の77歳以上の方を対象に敬老祝賀会を毎年開催させていただいてまいりました。

そして、この敬老祝賀会の開催スタイル等につきましては、毎年、前年度の反省等を改善しながら開催をしておりました。今後につきましても、参加者の皆様や敬老祝賀会開催に当たりましては、参加者の出欠確認や当日の参加者の皆さんの付き添い等、大変、多大な御協力をいただいております民生児童委員の皆さんの御意見、そして、今、議員からいただきました御意見等を参考にしながら、今後、検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 羽田公夫議員。

○4番（羽田公夫君） 他町村での開催実態及び内容はどうかということが大変気になりますので質問したいと思います。お願いします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、敬老祝賀会の他町村の開催実態についての御質問ですが、上田市では自治会ごとで開催しているところもあるとのことですが、市からの補助金等はなく、独自の開催となっているとのことです。

また、東御市、青木村においては、敬老祝賀会の開催を直接実施しておらず、自治会単位での開催も把握をしていないというようなところでした。隣接の立科町においては、午前中に式典を開催し、午後は保育園児等の発表やアトラクションを開催しているということです。

○議長（森田公明君） 羽田公夫議員。

○4番（羽田公夫君） 敬老会についての最後の質問であります。高齢者からの敬老祝賀会に対する声の集約はできているのか。その結果、活用についてどのように扱われているのかという問題で、先ほど町長のほうからも話がありましたけれども、課長のほうから、またひとつお願いしたいと思えます。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、敬老祝賀会の声の集約についてですけれども、敬老祝賀会の開催に当たりましては、先ほど町長のほうからも答弁がありましたように、民生児童委員の皆様には対象となる方への参加の呼びかけと集約、そして当日の付き添い等をお願いしており、敬老祝賀会の開催後には民生児童委員の皆様から高齢者の皆様からの御意見、また、民生児童委員さんとしての御意見をいただき、開催方法等については、毎年、改善を図りながら、皆様に喜んでいただける敬老祝賀会となるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 羽田公夫議員。

○4番（羽田公夫君） 敬老祝賀会につきまして、以前、佐藤議員の質問により小学生の参加が実現しました。この会にも少しずつ変化が見られていますが、少しでも多くの方々の参加と皆が楽しめる会になるよう、配慮をこれからもお願いしたいと思います。

この質問を考える中で、自分なりに飛躍し過ぎているのではないかなというような思いもありましたけれども、今まで実施されている一斉の全大会形式は盛大で華やかに見えますが、参加者が限定されていることと、ただ黙々と飲食されている方もいらっしゃるようなので、顔見知りの楽しい手作り敬老祝賀会を提案させていただきました。

次に、ボランティア団体に対する質問に入らせていただきます。現在、私は縁あって、和田宿整備に当たる、おてんまの会と依田窪病院のお手伝いを目的とした、あゆみ会のボランティア活動に参加しております。

ボランティアとは志願者の意味で、福祉事業、社会奉仕に自発的に無報酬で奉仕活動をする人ということで辞書には記載されていますが、日本では平成7年に阪神淡路大震災が起これ、若者の何かをしなければと思う気持ちがボランティア活動につながったことから、この年のことをボランティア元年と呼んでおります。しかし、長和町にもボランティア活動として30年以上も前から今も活動が続けられている現実があることが十分に周知されておらず、知る人ぞ知るの世界に入っているのです。町に功績のあった皆様の表彰される姿は、文化祭やその他イベントの会場、または広報の誌上等で拝見されます。ボランティア活動に精を出している皆様にも、年々、高齢化の現実は厳しく、設立当時の崇高な理想のもと、頑張られている方々に少しでも支援の手を差し伸べられないものかと考えました。

もとより、目立つ場所へ出たいとは考えない皆様ですが、存在自体の紹介と後継者となってほしい若い世代の方々への気持ちを町の広報等で伝えるお手伝いは行政でもできるのではないかと思います。目立たないところでじっと頑張っておられる皆様の声を聞き取ることも大切にしてほしい一心で、このボランティアの灯を消さないためにも、町の隅々で町のために頑張っておられる姿を広く町民の皆様の前に紹介してほしいとの思いから質問いたします。

町内には、現在、活動しているボランティア組織は幾つぐらいあるのか。また、その活動とボランティア歴の年数はどれほどか。さらに、行政の中のどの分野の担当課ですけれども、に関係しているのかについて質問したいと思います。お願いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 町内のボランティアの実態把握に関する御質問でございますけれども、今、羽田議員からボランティアとは何ぞや、志願者というようなお話もあったわけでございますけれども、ボランティア活動は誰もが人間らしく、豊かに暮らしていける社会を目指し、身近なところでできることを自ら進んで活動することで、他から強制されたり、義務としてではなくて、自分の意思で行う自主性、主体性、誰もが生き生きと豊かに暮らしていけるようお互いに支え合い、学び合う社会性、連帯性、報酬や金銭的な見返りを求めない無償性、無給性、非営利性、今、何が必要とされているのかを考えながら、よりよい社会を自分たちでつくる創造性、開拓性、先駆性を伴う活動でございまして、今の社会の様々な場面において必要な活動と認識をしております。

今後、長和町におきましても、いろいろな分野でこういった気持ちを持っていただきながら、特

にまちづくりをボランティアによってするというような、非常に大切なことだというふうに認識をしております。

また、町内のボランティア状況につきましては、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、私より町内のボランティアの状況について答弁をさせていただきます。

地域住民の皆様へボランティア活動に関する理解を深め、参加を促進するため、県社会福祉協議会や地域の社会福祉協議会がその役割を担っており、当町におきましてもボランティアセンターとして長和町社会福祉協議会においてボランティア活動の推進を図っております。

現在のボランティア活動の状況についてですけれども、町の社会福祉協議会で把握されているものとしましては、町内32カ所で行われているいきいきサロンを支えるいきいきサロンボランティアにつきましては、平成16年からの活動で223名の方が登録。ふれあい館での子供の遊び相手や介護施設での洗濯物たたみ等を行うあゆみ会につきましては、旧長門町からの活動で67名の方が登録。日常生活の中でちょっとした困り事を支える支え合いボランティアにつきましては、平成23年からの活動で62名の方がボランティアとしてそれぞれ登録されております。

このほかに地域で高齢者を支える活動として、お茶会等の自主的な開催を行っておりますおたっしゅサポーター、介護施設や病院等で傾聴を行う傾聴ボランティアラポール、一人暮らし男性を対象とした料理教室を開催するサラダクラブ、聴覚障害者へ町の広報を読み上げ、録音したCDを届ける声のおたより、男性を対象としましたサロンを開催するメンズサロンの8団体、425名の方が町内の様々な場面でボランティアとして活躍をされております。

ボランティアは関心のあるテーマやできることから始める身近な活動とされており、高齢者や障がい者、子供を対象とした活動を初め、各種イベント等の運営スタッフ、安心安全のまちづくりに関すること、芸術や文化継承の活動など様々であることから、町内におけるボランティア活動も社会福祉協議会が把握している8団体だけではなく、大勢の方が地域で活躍をされているかと思いません。

行政においては、様々な部署で関係をしてしておりますが、町民福祉課高齢者支援係では、高齢者事業に関するボランティア養成や研修を社会福祉協議会に委託をしており、今年度は全ボランティアに対する防災や災害に対する研修や新たな傾聴ボランティアを養成する講座等の開催を計画しております。また、福祉係では、支え合いサポート事業等のボランティア研修の支援も行っております。

今後も町として社会福祉協議会と連携を図りながら、ボランティアの推進を図ってまいりたいというふうに考えております。また、議員のおっしゃるとおり、ボランティア活動について、広報などがわや、社協だより等により紹介をさせていただき、ボランティアの推進の一助になればと思っております。

○議長（森田公明君） 羽田公夫議員。

○4番（羽田公夫君） 次の質問ですが、今の中にも出てきたと思いますけれども、ボランティア後継者の育成と研修会等の設定する考えはあるのかということで質問させていただきます。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） ボランティア後継者の育成と研修等についての御質問ですが、昨年度、長和町社会福祉協議会が主催で語り合っまちづくり講座と題しまして、4回コースで研修を開催いたしました。なぜボランティア活動が必要なのかを理解し、地域において、今、自分ができることをやろうとする雰囲気づくりをするとともに、ボランティア意識のレベルアップを目指し、研修会を開催したところでございます。

講座では、若い世代の参加者もあり、町への思いや課題を共有し、テーマごとにグループに分かれ、実際にできる活動を企画し、そして実践し、講座内で報告をされております。

町におきましても、高齢者や障害者等の事業に関するボランティアの育成は、先ほど答弁させていただきましたが、社会福祉協議会への委託として実施をしております。今後も社会福祉協議会と連携を図りながらボランティア後継者の育成を図り、ボランティア活動の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 羽田公夫議員。

○4番（羽田公夫君） 長和町の合併以前の和田村、長門町の経済状況の中、収益の見込めない分野においてボランティア活動に期待することは、行政側の現実として予算不足を補う意味合いが強いものにならざるを得ない実態がありました。時代も移り、社会環境も変化する中で、人々の思考も変化を強いられます。行政側としても積極的に行動を起こすときだと思っております。また、新たなボランティア組織の立ち上げについては、現実に対応を最初から心がける努力は最低限の心遣いと思っております。

本日は町長及び関係課長により答弁いただきました。最初から申し上げましたとおり、このような沈みがちになっている今こそ、町が一致団結して町を盛り上げていく元気、気力が必要と思っております。行政として、町民の一人一人が元気の出るまちづくりに向けて努力をしていただくことを期待して質問を終了いたします。

○議長（森田公明君） 以上で4番、羽田公夫議員の一般質問を終結いたします。

ここで10時55分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時42分

再 開 午前10時55分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、1番、佐藤恵一議員の一般質問を許します。

佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 議長に発言の許可を頂きましたので、通告に従いまして、一般質問をさせ

ていただきます。

本日は、新型コロナウイルスによる感染症と大規模自然災害の複合災害における当町の避難対策について。

2点目としまして、新和田トンネル無料化に伴う町の産業振興施策及び交通量増の予想に伴う騒音等環境保全対策について。

2項目について質問をさせていただきます。

1項目め、新型コロナウイルスによる感染症と大規模自然災害の複合災害における当町の避難対策についてですが、行政の防災担当課に当たっては、今年の豪雨災害の反省を踏まえ、間もなく始まる台風豪雨などの出水期に向けて万全の対策を講じられていると思いますが、現在、終息の兆しが見えたとはいえ、ウイルスがなくなったわけでもなく、有効なワクチンが開発されたわけでもない、新型コロナウイルス渦の中で、災害時に開設される避難所での感染対策が早急の課題となっています。

新聞報道等によりますと、国は4月7日付で自治体に避難所での新型コロナ対策を徹底することを通知、県は5月中に避難所での感染防止対策を県避難所運営マニュアル策定指針に盛り込むと発表されています。

指定避難所では、感染リスクを回避するためにどのような対策を講じており、あるいは、いつまでに対策を講じる予定でしょうか。具体的には、避難所における感染対策マニュアルは改定されていますか。

2番目に、避難所の収容人数の見直しはできていますか。

例えば、世帯ごとの間隔を四方2メートルずつ空けると仮定すると今年の避難所の避難人員を収容できない場合が想定されます。感染対策のために新たに備品として備蓄する物資は、調達、備蓄されていますか。

さらに、発熱、咳などの感染の疑いのある人が出たときの対応、専用スペースの確保、トイレや消毒など、衛生面などの対応、プライバシー、人権の保護の具体的な対応策は、具体的にどのように対応するのでしょうか。

御回答をお願いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 新型コロナウイルス感染拡大は、先月25日の警戒宣言の解除がありましたように、ひとまず蔓延を防止できたのではないかと考えておるところであります。しかし、今、議員からお話がありましたように、まだまだ安心できる状況ではないと考えられます。

こういった中で、梅雨、または、大雨をはじめとする災害の発生が心配される時期となってまいりました。もし、災害の発生が予想され、避難所を開設する場合には、密閉・密集・密接の3密の回避、あるいは、衛生対策の徹底をするなど、感染防止対策に万全を期することが重要であると考えております。

長和町の避難所運営マニュアルにおいては、感染防止対策を想定されておりませんので、長野県から5月26日付で示されました「県避難所運営マニュアル策定指針」を参考に避難所の開設方法等の具体的な内容を、今、検討しているところでございます。

具体的内容が決まり次第、町民の皆様にお知らせしてまいります。最初のお知らせとして、新型コロナウイルスが終息する前に地震や水害等が起きたときはどう行動するのか、平時の事前準備として、親戚や友人宅等への避難の検討、また、非常時の備蓄の確保など、災害時の対応を考えていただくように6月号広報で呼びかけているところでございます。

○議長（森田公明君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 先ほど質問しました詳細について、御回答をお願いします。

○議長（森田公明君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 避難所における感染症対策マニュアルにつきましては、先ほどの町長の答弁のとおり、県避難所運営マニュアル策定指針が先月26日付で示されたところであります。早急に当町の運営方法を検討して、準備や周知を進めてまいりたいと考えております。

避難所の収容人員については、昨年の台風19号で開設した避難所を中心に、世帯ごとの間隔を2メートル空けた場合の受け入れ可能人数を調査しているところでありますが、県から示された基準を基に、図面上、大まかに計算しますと、現在、防災計画にある収容人員の半分程度になると考えております。

感染症対策に必要な備品につきましては、マスク、アルコール消毒液などの衛生用品や避難所用パーテーション、簡易トイレ等を既に備蓄しておりますが、数に限りがあり、不足する場合がございます。

さらに、発熱、咳などの症状が出た人のための専用スペースやトイレが確保できるように、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、新たに避難所における感染防止対策に必要な資材を順次、購入しているところであります。

また、個室が確保できる専用の避難所を事前に検討し、プライバシーや人権保護の対策も必要であるとと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 再質問ですが、県避難所運営マニュアル策定指針が示されたばかりのことなので、これから検討し、当町の状況に合った防災計画を立てるとの答弁ですが、いつまでに、誰が、感染症対策と昨年の豪雨災害等の反省を生かした長和町防災計画、避難計画を立てるのか、再質問いたします。

補足ですが、「誰が」と質問したのは、感染症対策には専門的な知識が必要だと思いますので、その知識を持った専門家が入った計画策定チームなのかということについての確認です。

また、策定された計画、避難計画を消防団等関係団体や自治会長、区長等と情報共有し、防災の事前準備をする予定があるか、あれば、いつまでに行うのか、具体的な日程を質問いたします。

○議長（森田公明君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 今回、改定を検討しております避難所における新型コロナウイルス感染症対策を盛り込んだ長和町避難所運営マニュアルでありますけれども、県で先ほど申し上げましたとおり、5月26日に示された県避難所運営マニュアル策定指針を参考に、こども・健康推進課とも相談しながら、防災担当部署で原案を作成し、新型コロナウイルス感染症長和町対策本部にて内容を協議し、6月中旬を目途に改定する予定であります。

また、避難所運営マニュアルを改定でき次第、広報や町ホームページで住民の皆様にお知らせするとともに、実際に避難所運営に当たる職員向けのマニュアルを作成し、事前準備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 関係団体と情報共有をし、意見交換をして、地域の実情に合った防災避難計画を改定しながら、継続して策定をお願いいたします。

次の質問です。

避難所での新型コロナウイルス感染リスクを避けるために、テレビなどでは盛んに避難所への避難の他に、①在宅避難、②屋外避難、③疎開避難を大規模災害時の避難の在り方として取り上げています。

災害の形態にもよるとは思われますが、豪雨災害を想定した場合、ハザードマップ上、長和町の多くの地域が土砂災害や河川の浸水危険地域であり、上記の在宅、屋外、疎開避難の選択が必ずしもベストな避難方法ではないと考えられますが、町の防災担当部署としての考え方を質問いたします。

○議長（森田公明君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 新型コロナウイルス感染が心配されるこの状況の中で、災害が発生した場合の避難方法につきましては、災害の種類や規模によって異なってくると考えられます。

また、避難所における感染リスクについても、地域の感染状況により日々変化すると考えられます。

したがって、住民の皆様には、自分の住んでいる場所が土砂災害警戒区域とか浸水想定区域なのかといったことを確認していただき、自然災害の危険性と避難の必要性について、一人一人が最善の避難行動を改めて決めておくことが重要であると考えられます。

その避難方法の検討の一つとして、親戚や友人宅等への避難や駐車場などにおける車中泊避難なども検討いただきたいと思います。

行政としましては、避難所において世帯ごとの間隔を2メートル空けた場合の収容人員の確保をどうするのか、避難所の感染予防対策や避難箇所が増えた場合の対応、車中泊避難の方が見えた場合の対応など、今後の避難所運営マニュアルの変更時にいかに対応するのか検討を進めたいと思っております。

○議長（森田公明君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） いろいろな災害を想定すると派生事項がたくさん出てきますので、迅速に計画を立てるには、まず、想定災害を絞る必要があると考えられます。

昨年のような豪雨災害、土砂災害などの災害を想定した避難計画を優先して立案すべきだと考えますが、防災担当部署の考えはいかがでしょうか。

当町の地形を考慮した場合は、①の在宅避難は避難のタイミングを逸するおそれがあり、危険が及んでの、夜間、山間部の道路の移動は危険を伴います。また、在宅避難以外の屋外、疎開避難は、近隣住民同士の安否確認がしづらくなる等のデメリットがございます。

○議長（森田公明君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 佐藤議員がおっしゃるとおり、町といたしましても、昨年の台風19号のような豪雨災害や土砂災害などの災害を想定して避難所運営マニュアルを改定する予定でおります。

先ほども申し上げましたとおり、避難方法については、災害の種類や規模によって状況が変わってきますし、そのときの感染状況によっても変わってくると考えられます。

住民の皆様一人一人が最善の避難行動を決めておくことが重要でありますので、町でも自然災害の危険性と感染の危険性を比較検討いただけるような避難パターンを周知してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 高齢者介助を必要とされる方がいらっしゃる家庭、要支援者等にとって避難行動を起こし避難することは大変なことだと考えますが、昨年の災害の教訓を踏まえ、かつ、感染症や熱中症対策を踏まえた避難対策はどうなっていますか。質問いたします。

○議長（森田公明君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 昨年の東日本台風災害での避難行動要支援者への対応は、現場ですとか福祉関係者等からの連絡により準備し、対応をさせていただきましたが、限られた職員数で避難支援を実施するには限界があり、地区防災組織、自主防災組織を含めて、共助・公助のバランスを検討していく必要を感じたところです。

こういった方々の避難支援に当たっては、関係者間の感染防止も重要になってまいります。支援時には、要支援者の健康状態をチェックするとともに、マスクなどの感染防止器具をどの程度用意しておけばよいか、作業に当たっての手順などを定めておく必要があると考えられますので、避難所の運営などとともに検討を進めてまいりたいと考えております。

また、避難所の換気や密集防止は熱中症対策にも当てはまるのではないかと考えます。感染予防とともに熱中症対策も考慮して、小まめに水分・塩分補給や施設内の通気をよくする等の基本的な予防法を徹底した避難所運営を準備してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 再質問になりますが、避難行動要支援者とその家族にとって避難所に避難

することにより、情報を的確に知ることができます。2番目として、人的な支援を受けることができ、3番目としては、備蓄等の支援を受けることができます。また、4番目として、緊急時医療等への支援が受けやすい等避難することのメリットとして考えることができる反面、感染症のリスクを考えると避難所への避難について慎重にならざるを得ない状況です。

国などは、学校、ホテル等、区画がしっかり分けられている施設を避難所として開設する考えを提示していますが、当町としては、区画が仕切れる学校等の施設の利用はどのように考えているのか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 県の避難所運営マニュアル策定指針においては、利用可能なホテルや旅館等を避難所として活用するとの内容が盛り込まれておりますが、町といたしましては、宿泊施設等を避難所として指定することは困難であると考えております。あらかじめ指定した避難所の中で、可能な限り多くの避難所を開設して対応する予定でおります。

また、学校を避難所として利用することにつきましては、議員がおっしゃるとおり、各教室などを利用すれば専用スペースを確保できるため、感染拡大防止対策が可能であるとは思いますが、これも、限られた職員数で避難行動要支援者を受け入れるための準備や運営管理、また、避難所閉鎖後、早期に学校機能を再開することなどを考慮しますと、教室等を一時避難所として利用することは困難であると考えております。

ただ、災害状況によって避難が長引いた場合は、広域避難所として指定してある学校体育館を利用しながら教室等を利用せざるを得ないことも考えられますので、臨機応変に対応できるように検討してまいります。

○議長（森田公明君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 避難行動要支援者とその家族にとって、安全で安心できるスペースの確保と、可能な限り、再移動を伴わない場所への避難を強く希望されていると思います。

昨年の事例、避難行動要支援者の個々の支援事項を丁寧に検討していただき、最善の対応を強く要望いたします。

次の質問ですが、地区の自主防災組織の当町の組織状況と感染症防止対策について、2点、質問いたします。

1番目ですが、自主防災組織の現在の組織数はどのようになっていますか。組織されていない地区への今年度の対応予定、また、組織化ができていない理由はどこにあるのか、質問いたします。

高齢者世帯が多い当町において、災害時の孤立や情報が行き届かないリスク軽減には自主防災組織が有効だと思っておりますが、いかがでしょうか。

2番目としまして、自主防災組織が開設する1次避難所でも感染症対策を講じる必要があると思っておりますが、感染症対策マニュアル設置やマスク、消毒液等の備蓄予定はございますか。質問いたします。

○議長（森田公明君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 平成26年から事業推進してまいりました自主防災組織は、現在、22団体48区で設置していただいております。

自主防災組織が設置されていない地区においては、地区防災会議や区長会を開催して、引き続き、自主防災組織設置に向け、住民意識の向上と理解を図ってまいりたいと考えておりますが、やはり、新型コロナウイルス感染防止のため、しばらく会議等が開催できない状況でありました。

また、町では、日本防災士機構が実施している防災士養成に係る補助金要綱を作成し、地域で活動していただける防災士を育成してまいりたいと考えております。

防災は、平時からの活動が大変重要となっております。防災士を育成することによりまして、自主防災組織の活性化を図り、自助・共助・公助の連携が取れるよう体制構築に努めたいと考えております。

自主防災組織における感染対策につきましては、これまで特に対策は考慮されず、これに対応するマニュアルや資材の準備はないのが現状です。

避難所運営マニュアル改定に併せて、自主防災組織の方にマニュアル的なものやマスク、消毒液などを町から配布できるよう衛生用品の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 昨年6月の自主防災組織は、当町86区に対して12団体21区、世帯数に対する設置率26%、現在の自主防災組織は22団体48区とのことですが、まだ、全体の区に対して53%と半数にとどまっています。

先ほど総務課長が答弁で、限られた職員数での限界は見えているのですから、地区防災組織や自主防災組織の重要性は高いにもかかわらず、設置に向けた住民意識の向上と理解を図るのみでは進展が進まないのではないのでしょうか。

12月の渡辺議員の質問に対する答弁では、「これらにつきましても、町民の皆様に災害が身近なことであることを理解いただけるよう、講演会、地区説明会を積極的に開催するとともに、広報誌、ケーブルテレビなどを通じて、災害について考えていただける機会を増やしていきたい」と答弁されています。

コロナウイルス感染防止のために会議等ができなかったとの理由ですが、答弁に沿った活動は行われたのでしょうか。担当部署、課長等が未組織の自治会長、区長のところへ出向いて組織設置の必要性を説いて回ることも考えるべきではないのでしょうか。質問いたします。

○議長（森田公明君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） これまでも組織づくりには積極的に当たっており、その結果が、議員おっしゃるとおり、1年余りの間の組織の増加につながっていると考えるところであります。

12月以降、具体的に自主防災組織設置の啓発活動等を行っていないことは、おわび申し上げたいと思います。

平成29年の防災講演会時のアンケートや引き続き行ってきた地区防災組織の設立に向けての説明会でも感じられるのは、多くの住民の皆さんに組織の必要性が認められている一方、組織のリーダーとなる人材の確保が難しいことがネックになっていると思われま

す。そういったことから、昨年

から地域のリーダーとなる防災士の育成に力を入れているところであります。御指摘のとおり、広報活動にも努めていきたいと考えておりますので、議員の皆様方にも、自主防災組織の推進に御協力を頂きたいと思っております。

○議長（森田公明君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 再度、12月の答弁を検討し、諸策を実施することにより自主防災組織の組織化を強く推進願います。

次の質問ですが、防災や減災のために、日頃、地区の皆さんと役場職員等の顔の見える関係構築は避難所での感染症対応など、新たな予想がつかない事態に、柔軟な対応やコミュニケーションが取れる礎となると思われま

す。役場の地区担当制度がその役割を担うのでしょうか。感染症が終息していない現在、避難所に滞在する行政職員の役割は大変重要だと考えま

す。

○議長（森田公明君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 昨年の令和元年東日本台風においては、避難が解除された後に被災状況確認のため地区担当職員を中心に見回りを行った経過がありますが、避難所運営については、地区担当職員制度を利用した経過はございません。

これは、災害時に職員が被災するなどして出勤できない場合も想定されますし、防災計画により担当部署によっては、避難所運営以外の対応をしなければならないこともあるため、今後も避難所運営については、活動可能な職員で臨機応変に対応してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 職員の災害リスクや緊急時の庁内での役割が発生することは当然のことであり、それが地区の皆さんとの顔の見える関係性構築を行わない理由とは考えられないのですが、現場で避難所運営を担う職員は感染症リスクの下で、避難所では体調不良で咳込んでいる住民の方の対応、要望調整や不足物資等の対応など、相当な心理的な負担を強いることが想定されます。その心理的な負担を和らげるために、日頃から自治会長、区長をはじめとする地区の方との関係性構築は現場に派遣される職員にとって必要なことだと考えま

す。

組織で部下を持つ上司としてそのような必要性を感じないのでしょうか。再質問いたします。

○議長（森田公明君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 先ほどの御質問には、避難所運営と地区担当制度の直接的な関係はあるのかと捉え、答弁したところです。

地域防災計画では、職員の役割が定められており、地区担当職員が直接その地区の避難所運営に当たることはできないのが現状です。

地区担当職員制度は、高齢、障害者の方、交通弱者の方を中心に、住民の皆さんの町への連絡事

項や相談事、証明書類の代理取得など、住民の皆さんと町との橋渡し役を担う目的で設置いたしました。

また、このような活動を通じて、区の役員の方や住民の皆様と良好なコミュニケーションが取れるようになってほしいと考えております。

当町のような小規模町村では、職員と町民の皆様との距離感が近く、いわゆる顔の見える関係を築いていくことは大変重要であると考えております。様々な行政課題に当たる中で、職員と住民皆様との良好な関係性構築を進めまして、避難所運営にも生かせるようにしてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 以上で、第1の感染症と自然災害の複合災害における避難対策についての質問を終わりますが新型コロナウイルスに関する日々の情報を的確に把握し、常に最善の対策を講じることができるように要望いたします。

第2の質問に移ります。

新和田トンネル無料化に伴う、町の産業振興施策及び交通量増の予想に伴う騒音等環境保全対策について質問いたします。

昨年、2019年11月22日、長野県知事会見では、「トンネルを無料にしてほしい、早く一般道路化して欲しいという声がそれぞれの地域にあることは十分承知しています。そうした意見を県として財政負担の話との兼ね合いがありますので両面兼ね合いを見ながらしっかり検討していきたいと思う」と話しており、新和田トンネルも、平成33年、令和3年夏頃に無料化できるのではないかという見通しが示されています。

トンネルの無料化により交通の円滑化、観光、産業経済等の地域の発展に役立つとして無料化を強く推進してきた当町に具体的にどんな効果をもたらすと考えているか、また、トンネル無料化に伴う効果を最大限長和町にもたらすためにどのような施策を計画、準備しているのか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 新和田トンネル有料道路につきましては、延伸事業で無料化が延びておりましたが、無料化は以前より町民の積年の願いであり、いよいよ来年無料化となる見通しであることを大いに歓迎するところでございます。

新和田トンネルは、下諏訪町と隣接しておりまして、従来から諏訪地域の皆様と親睦や交流を図っているところでございます。

特に、下諏訪町とは、行政や議会、経済団体の人と人との交流を重ねてきておりまして、人的交流のみだけでなく、産業、経済、観光における事業交流を連携して図れたらとお互いに考えているところでございます。

黒耀石の遺跡を核とした連携、中山道、ビーナスライン、eーバイクを活用したインバウンド事

業などについて協働して人を呼び込もうと協議している段階で、観光プロモーションを広域で行い、この地域へ一体となり人を呼び込むことができると考えているところでございます。

具体的には、諏訪や松本地域からの冬期のスキー客が見込めるようになるということも考えられますし、あるいは、学習旅行の団体割引も現在は上田地域の学校へは割引を提供しているところでございますが、諏訪地域においても、隣接の下諏訪町にこの割引適用も可能になってくるというふうに考えておるところでございます。

道路の無料化による効果として、こういった誘客や宣伝などが容易になるということは確実であると考えております。

さらに、無料化は、地域住民の往来が増えることにより、様々な恩恵を受けるであろうと推測されます。

諏訪地域は産業構造が違う工業圏でございます。長野県で、唯一、過疎地域のないところございまして、農地が少ないため農業があまり盛んではなく、新和田トンネルを利用する地域、下諏訪町、岡谷市、諏訪市等は新鮮な野菜を買い求めるニーズがあるというふうに考えます。

当町の和田宿ステーションや今回オープンするマルシェ黒耀への呼び込みが無料化によりしやすくなり、新鮮な野菜を買い求めに往来していただけたらと思っております。

今後の取り組みとして、既に交流している諏訪地域の皆様に御協力いただき、関係する諸機関や団体など、緊密な連携の下、一体となり、地域住民の皆様へ浸透させるとともに誘客を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 私の住んでいる場所からも上田市内の商業エリアに行く時間と同じ時間帯で諏訪地域の商業エリアに車で行くことができるため、トンネルの無料化は大変歓迎すべきことですが、懸念される点も考えられますので、以下、懸念点を質問させていただきます。

1点目ですが、トンネルの無料化による交通量の増大は容易に予想されますが、県外の車が他地域の観光地や都市への単なる通過道路のみに利用し、長和町にもたらされる経済効果が少ない等が危惧されますが、その対策をどのように考えているか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） トンネルの無料化により、確実に交通量は増えると推測されるところでございますが、先ほどの答弁にてお答えしました内容について、しっかりとプロモーションをして、それぞれのニーズに沿った対応を観光協会等の関係者がしっかりと、確実に、そして、着実に取り組み、実践することにより、単なる通過道路のみの利用とはなり得ないであろうと考えておるところであります。

○議長（森田公明君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 観光協会等の関係者の皆さんの取り組みが確実に成果がでるように、行政としても予算措置等を講じ、単なる通過道路にならないように計画準備を要望したいと考えますが、

設置に多額の費用と、場合によっては、設置許可を得るために時間を要す大型看板について行政として検討すべきだと考えますが、行政の考えをたずねます。

カーナビがあるとはいえ、鷹山、姫木平リゾートエリアへの誘導看板、和田宿ステーション、マルシェ黒耀への誘導看板等は、景観に配慮し、長和町を印象づけるデザイン、かつ、効果的な看板が必要だと考えます。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） この関係につきましては、基本的には最小の費用で最大の効果が得られるよう、ソフト事業、あるいはハード事業、共にしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございますけれども、看板の設置につきましても、確かに一理あるかとも考えておりますし、既存の案内看板や歓迎塔などもありますので、大小問わず、それらも含め、関係事業者や諸機関などとも、研究、検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 次の質問ですが、国道142号線は、北関東と東海、関西を結ぶ主要道路であり、トラック輸送を担う幹線道路です。さらに、圏外からの交通量が増大すると予測されるとバイパス化が進んでいない沿線の住居に及ぼす騒音、排ガスは増大すると考えられます。

この問題に対する対策、具体的には、自動車から発する騒音や道路構造が原因となる道路の亀裂、マンホールや橋のジョイント部分の接触による衝撃音、振動音などをどのように軽減し、住民の生活環境を守る対策を講じるのか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 今回に限らず、町としては、以前より国道・県道に係る要望で大規模にかかる物は毎年上田建設事務所へ県単要望として行っているところであり、規模の小さい物は随時依頼をしているところであります。

また、下水のマンホールは占有者が町であることから、道路管理者と協議を重ね、担当係にて修繕をしているところであります。

また、建設事務所においては、計画を立てながら修繕をしているところでありますが、なかなか県の予算も厳しく、担当者が思うように短い期間で工事を終わらせるのは厳しいのが現状であります。

今後におきまして、騒音、振動等で要望箇所等がございましたら、区長、自治会長を通して要望書を町にあげていただければ、現地を確認、検討し、町民の皆様のお安全安心を考え、県へ強く要望してまいります。

○議長（森田公明君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 騒音、振動の苦情改善要望ですが、質問で申し上げたように、必ずしも、バイパス化が進んでいる当町において、自治会全体の問題とはならない場合もあります。そういった場合でも自治会、区全体の問題としないといけませんか。

また、騒音、振動等の問題は、一定期間、現地滞在をして調査しないと現状を把握できません。要望書等につけ加えるだけで長年の騒音・振動が解消されるのでしょうか。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 町の要望と同じように、単に個人の要望ではなく、その地区全体の要望の意味で、区長、自治会長からの要望書を提出していただきたいと思います。

また、要望書等につけ加えるだけで長年の騒音、振動が解消されるのでしょうかとの質問については、私たちは県に要望をするのみでございしますが、県で工事が行われれば、舗装やマンホールが原因での騒音、振動は多少解消されると考えられます。

○議長（森田公明君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 国道、県道の劣化による補修は毎年行わないといけない状況ですが、町として優先順位つけの状況や上田建設事務所での採択結果は住民へ公表されないのでしょうか。御質問いたします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 町の優先順位を示した要望書は、役場建設水道課耕地係まで来ていただければ、開示はできます。

また、上田建設事務所の採択結果は公表していませんが、今年度行う大規模工事、修繕箇所等の説明は毎年6月前後に上田建設事務所より提供していただいております。その内容も役場の担当まで来ていただければ閲覧することは可能でございます。

○議長（森田公明君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 国道142号線沿い、沿線のバイパスを制限速度の標識や標示がない一般道路制限速度時速60キロで走行しているとあおり運転を頻繁に受ける区間やバイパスを通過して住居地を通過するときも速度を落とさずに、バス停付近の横断歩道を児童が渡ろうとしていても無視して通過する横断歩道箇所があります。住民の安全安心が脅かされている状況に町としてどのように対処するか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 交通安全対策についての御質問ですが、全国的に交通事故件数や死亡者数が減少する一方で、議員おっしゃるとおり道路交通法を無視したあおり運転の横行や横断歩道の歩行者優先が阻害されることで、町民の皆様が危険にさらされることに対しましては、大変、ゆゆしき事態であると認識しております。

あおり運転につきましては、平成29年6月の東名高速道で発生しました一家4人の悲惨な死傷事故や、昨年8月の常磐自動車道で発生しました傷害事件など、今なお記憶に新しく、あおり運転などの危険運転が社会問題へと発展しております。

そして、先日、改正道路交通法が可決成立したことを受けまして、あおり運転について新しい規定が罰則化するという報道もされているところでございます。

長野県の令和元年中の交通事故発生件数、死者数、負傷者数は、前年と比べ、いずれも減少しておりますが、高齢者人口の増加等を背景として、死者数全体に占める高齢者の割合は引き続き5割を超えている状況があります。また、子供が被害に遭う交通事故は減少傾向にありますが、より一層の交通事故抑止の対策が必要であると認識しております。

このような状況を踏まえまして、道路交通法の監督官庁である警察庁におきましても、それぞれに対する交通取り締まりの強化について、全国の関係機関へ通達がなされているとのことですので、警察へは、より一層の取り組み強化を依頼していきたいと考えております。

なお、当町におきましても、町民の皆様が安全に、そして安心して暮らせるまちの実現を図るために、運転者のみならず、歩行者も交えて、双方が交通ルールやマナーを守ることが基本でありますので、町といたしましては、交通安全教育や啓発といったソフト面に対する事業を継続的に実施し、町民の皆様の交通安全意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 平成になり制定された騒音規制法第17条第1項には、自動車騒音により道路の周辺地域の生活が著しく損なわれていると認められているときは市町村長が県公安委員会に対して道路交通法の規程による措置を取るよう要請できる。また、市町村長は道路管理者に対して道路構造の改善等について意見を述べるができる」とされています。

長和町には、バイパス化されていない区間が国道沿線にあり、騒音、振動等で悩まされている住民がいるならば、たとえ騒音規制法の要請限度を超えていなくても住民の声を真摯に受け止めていただきたいのですが、町に騒音対策や交通安全対策の要望の声は届いているのでしょうか。質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 騒音対策や交通安全対策の要望についての御質問ですが、道路交通法上における交通規制の目的の一つには、「道路の交通に起因する障害の防止」として、車の走行に伴い、発生する大気汚染や騒音及び振動により人の健康、又は住民の生活環境に生ずる被害を防止すること」とうたわれております。

また、道路の構造に起因する障害につきましては、各道路管理者において適切に維持、保全することが業務となっております。

町といたしましても、騒音、振動その他、道路に関連します苦情、要望等につきましては、その都度お寄せいただいた内容を各道路管理者へ伝達している状況でございます。

○議長（森田公明君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 先ほども質問させていただきましたが、各道路管理者、県公安委員会、建設事務所等へ伝達とのことですが、その結果について、住民への公表はされるのでしょうか。

また、騒音規制法第17条では、意見を述べるができるとは、伝達とは異なり、生活環境保全のため、住民のために、行政が主体となり、行政の権限を行使することとなりますが、現在のと

ころ、騒音、交通安全問題等に対する改善要望、住民の声が届いていないとの認識でよろしいでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 地区からの要望や苦情につきましては、様々な形で町へ頂いております。

その対応としましては、まずは、現場等を確認させていただき、状況によっては、自治会長さんや区長さん、各道路関係者等の皆様の立ち会いの上、状況を確認することも行っております。住民の皆様の声を直接関係者に伝えることも、現在、行っているところでございます。

また、文書による要望等につきましては、回答書により回答も行っており、進捗状況につきましても、各道路関係者等から連絡があれば、その都度、お伝えしているところでございます。

今後もトンネル無料化に伴い、懸念をされます騒音問題、交通事故の問題等につきましては、町としても常に状況を把握しながら、各道路管理者等の関係機関と連携を図りながら対応を図ってまいりたいと考えています。

○議長（森田公明君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 橋のジョイント部分、マンホールの継ぎ目のトラックの衝撃音は一瞬ですが、すさまじい音がいたします。バイパス化が進んだ当町でも、一部の地域で昼夜を問わず騒音に悩む住民が一人でもいるのでしたら、解決策を検討していくことが必要だと考えます。

道路補修がなかなか進まないのでしたら、騒音調査など、客観的なデータを取り、関係団体へのデータを基に要望するとか、家の防音対策を講じるなど、行政としてすべきことはあると考えます。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（森田公明君） 以上で、1番、佐藤恵一議員の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで昼食のため休憩いたします。

休 憩 午前11時45分

再 開 午後 1時00分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

2番、渡辺久人議員の一般質問を許します。

2番、渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） ただいま、議長の許可を頂きましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。

本日、私は、新型コロナウイルス感染に起因する町でのさまざまな対応と台風19号豪雨災害に伴う復旧工事について、質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症について、最初に教育関係の質問です。

小中学校では、一斉臨時休校に入って以来、子供たちは4月初めのわずかな再開期間を除き、5

0日余りも学校生活が送れずにいました。また、保育所でも基本的に登園できない状況となっており、園児、児童、生徒はもちろん家族にも大きな負担となっていたはずですが。このコロナ休校の間、それぞれメンタルなどの支援を行ったのか、また、休校のため育児休暇などを取った保護者、通園を自粛した保護者はどれほどいたのか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休校や保育園の登園自粛に関する御質問でございます。

小中学校の臨時休校につきましては、2月27日の内閣総理大臣の全国全ての公立小中学校・高等学校を臨時休校とする要請により、当町は、3月2日から始まりました。その後、緊急事態宣言の発令等によりまして休校延長がございまして、最終的には5月31日まで臨時休校期間が延長されました。

長野県が緊急事態宣言発令区域から除外されたことを受けまして、5月18日から5月29日の間は、小学校におきましては学年ごと、中学校におきましてはクラスごとの分散登校を行い、学校再開のための準備を進めて、6月からは通常登校となっております。

また、臨時休校期間中におきましては、保育園も園児の登園自粛をお願いするという状況でありました。

今までに前例のない臨時休校、また、登園自粛の間におきましては、子供たちをはじめ、保護者の皆様に大変な御心配や御負担をお願いするようになってしまいました。

今後も、町全体として、この新型コロナウイルス感染防止対策には様々な面で御協力をお願いするようになるかと思いますが、町としましても、最大限の支援を行っていきたいと考えておりますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと存じます。

御質問の臨時休校及び登園自粛期間中の対応につきましては、教育長及び担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） それでは、最初に、私のほうから、小中学校におけるメンタル面などの支援などについて、答弁させていただきます。

小中学校の臨時休校期間中におきましては、家庭訪問を週1回、必要に応じてはそれ以上行いまして、保護者や子供の顔を見て、家での様子や学習の取組状況について、お話をし、ケアを行ってまいりました。

さらに、町のケーブルテレビを通じまして、小学校の先生が授業感覚や登校に期待が持てることを狙った内容の放送を行いました。

また、臨時休校のため育児休暇などを取得した保護者の数の関係でございますけれども、現在のところ調査は行っておりませんが、小学校低学年で、どうしても家庭の事情や環境で児童クラブのほうへ預けたいという児童の数は確認しております。その日によって違いますが、長門地区で4人

から17人、和田地区で3人から4人という状況でありました。

保育園の状況につきましては、こども・健康推進課長よりお話がございます。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） それでは、私からは保育園の関係についてお答えさせていただきます。

まず、登園自粛をお願いした期間でございますが、4月10日から5月15日まで、日数では4月が14日間、5月は8日間で計22日間でありました。

次に、登園自粛の人数と登園率でございますが、長門保育園では、現在、109名の園児をお預かりしておりますが、自粛期間内の登園率は約42.8%でありました。

また、和田保育園におきましては、17名の園児に対しまして自粛期間内の登園率は約30.5%となっております。

保育園は、国からの指示もございまして、休園はいたしませんでしたが、緊急事態宣言の発令に伴う県の方針に基づきまして、感染防止の観点から家庭で保育が可能な家庭及び保護者には登園自粛のお願いをしたという経過でございます。

以上です。

○議長（森田公明君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 今回、地方創生臨時交付金で支援金が支給されるのは大変ありがたいことではありますが、育児休暇の取得、通園を自粛した家庭、しなかった家庭に一律に支給するのは公平ではないのではと疑問を持ちました。給付に至った経緯をお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 田福議員の答弁でもお答えいたしました。地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じて地方創生を図るものでございまして、当町には第1次限度額として6,762万3,000円が交付されることとなっております。

事業の検討に当たりましては、町民の皆様、商工会や観光協会をはじめとする町内各団体の皆様から町に届けられた声などを受けまして、今、緊急に必要なことを事業化するために町の対策本部でも協議した上で内容を決定させていただきました。

補正予算に計上させていただきました臨時子育て応援金事業でございますが、町は、日頃から、子育て日本一を目指し、様々な事業に取り組んでおります。その中でも、子育て世代からの要望が多い、経済的な負担の軽減策を様々な実施してきておりますが、今回の事態を受けて、臨時休校が続く中、子育て世帯では、食費や光熱水費等の経済的な負担が増しております。このような状況下にあつて、子育て世帯への支援を優先して行う必要があるというふうに判断したところでございます。

対象は、ゼロ歳から高校3年生までの年齢の子供がいる世帯に、子供1人当たり1万5,000

円を支給することとし、給付に当たってはきめ細やかに、かつ、速やかに支給することが重要であり、所得制限を設けることは致しませんでした。

また、ひとり親世帯には、さらなる経済的な苦境が考えられることから、児童扶養手当受給者に給付金1万円を上乗せさせていただきました。

○議長（森田公明君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 次に、文部科学省では、児童生徒1人にパソコン端末1台を整備するGIGAスクール構想を打ち出し、長和町でも、今年度、教員の研修が予算化されておりました。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、教育課程の実施に支障が生じており、このような事態にも対応可能な遠隔教育などの実現を加速していくことが急務となり、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、令和5年度までの児童生徒1人1台端末の整備スケジュールの加速、学校現場へのICT技術者の配置の支援、在宅・オンライン学習に必要な通信環境の整備を図る等などのため、総額約2,292億円が閣議決定されております。

長和町では、これを踏まえ、どのようなスケジュールで進めていくのか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） GIGAスクール構想の推進に係る町のスケジュールに関する御質問でございますが、渡辺議員さんのおっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年4月7日に、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定されております。

この中で、遠隔教育について実施すべき事項といたしまして、ICT環境の早急な整備が掲げられております。

これを受け、編成されました国の令和2年度補正予算において、1人1台端末の早期実現や家庭でもつながる通信環境の整備等、GIGAスクール構想におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、緊急事態においても、ICTの活用により、全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急に実現することを目的として総額約2,292億円が計上されたところでございます。

町としましても、学校関係の新型コロナ感染症対策といたしまして、このGIGAスクール構想の実現に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

町のスケジュールなどにつきましては、課長より答弁いたします。

○議長（森田公明君） 宮阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） それでは、ICT環境の整備のほうについて、説明をさせていただきますと思います。

ICT環境の整備などにつきましては、令和元年12月5日に、安心と成長の未来を拓く総合経済対策が閣議決定されており、その中で、新たに時代を担う人材の教育などを目的に、学校における高速大容量のネットワーク環境の整備を推進するとともに、義務教育段階で令和5年度までに、全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すGIGA

スクール構想の実現がうたわれ、これに伴う国の令和元年度補正予算 2, 318 億円が計上されています。

これを受けまして、町では、各学校において国庫補助事業であります公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金を活用して、校内ネットワークの整備、端末機器及び機器保管庫の整備を実施する補正予算を令和2年3月議会に提出させていただき、お認めいただいたところであります。

この時点では、端末機器の整備につきましては、小学3年生から小学6年生の端末機器を整備する予定でした。

しかし、今回の新型コロナウイルス感染拡大緊急経済対策におきまして、GIGAスクール構想の推進をさらに加速していくこととなり、令和5年度までに整備することとされておりました児童生徒1人1台端末の機器の整備を前倒して実施することとなりました。

町としましても、後年度において端末機器の整備を行う予定でありました他の学年において、必要な端末機器整備について専決処分させていただきました令和元年度補正予算において関係予算を計上させていただいております。

これらの予算につきましては、令和元年度の繰越事業ということでお願いしておりますので、令和2年度中に整備を完了させる予定です。

なお、中学校につきましては、当初の予定では、令和元年度の繰越事業として、令和2年度中に校内ネットワークの整備、基地局バンクの設置工事を行い、端末機器整備につきましては、令和3年度以降に実施する予定となっておりましたが、今回の緊急経済対策を受けまして、端末機器整備につきましても令和2年度中に実施させていただきたいと思っております。

また、学校において、ICT機器を活用していくためには、まず、教職員が機器を使いこなせるようにしていく必要があります。これに伴う研修費につきましては、令和2年度当初予算に計上させていただいております。

今回の学校関係の新型コロナウイルス感染症拡大対策の中で、取り組んでいくべき課題と取り組んでいくべき課題とされていますオンライン学習につきましては、各御家庭での通信環境の整備が必要となってきます。端末機器整備に併せまして、児童生徒が各家庭においてオンラインで学習するための方法について検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 答弁いただきまして、前倒しになって、今年度内に導入するわけですが、今回のように、休校中でも各家庭でオンラインでできるよう、通信速度もいろいろあるかと思っておりますが、高速で使いやすい通信方法を選択していただきたいと思っております。

また、エアコンの設置のときもそうでしたが、全国一斉に授業が開始されるわけで、施工業者、機材の不足等も危惧されますので、出遅れのないよう着手をお願いいたします。

続いて、次の質問です。

休校中の小学生の過ごし方について把握しておるか、また、アンケートなどを行ったか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） 臨時休校中における小学生の過ごし方の把握に関する御質問を頂いたわけですが、臨時休校期間中の子供の過ごし方に関わるアンケートにつきましては、実施しておりません。

臨時休校期間中におきましては、各学年担任が週に1回、または、必要に応じて、それ以上、家庭訪問を行うことによりまして、児童の学習状況や生活の様子を把握するというようにしてありますので、そのような形で把握をしているということでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 小学館のHug Kumというサイトの調査では、1位はやはりテレビなんです。テレビを見ている。それから、2位は勉強、3位は漫画も含めて読書。4位はYouTube、5位はテレビゲーム、6位はボードゲームやカードゲーム、次いで、工作（作品系）、おもちゃ、料理、お菓子づくり、運動系となっております。

1位のテレビ、4位、5位のゲームというのはちょっと気がかりなところですけども、県教育委員会のまとめでは、普段から学校外でインターネットの利用をしている小学生が89.5%、うち、「スマホを利用している」との回答が50.5%という調査結果が出ております。

最近、依存というような、ゲーム依存とか、そういう言葉とか、病気に制定されておりますけれども、そういったところを心配するところです。

ただ、新型コロナウイルスの感染の広がり、休校、コロナ休校で、子供たちが学習の機会を大きく奪われてしまいました。このような状況の中、ゆいねっと等で企画していただき、長門小学校、和田小学校の先生により、自作自演された特別番組が放映されました。中には、自撮りしたユニークな映像もありました。子供たちの反応が伝わらず、先生方もやりにくかったかと思いましたが、好感が持て、大いによい企画であったと思います。

今後、休校はあってほしくはないわけですが、GIGAスクールが構築できれば、リモートビューで授業ができ、大変期待をするところであります。

次の質問ですが、健診のスケジュールについては、羽田議員の質問と重複いたしますので、省略します。

次に、健康面の質問で、長和町国民健康保険加入者対象の健康診断も少なからず新型コロナウイルスの影響を受けていると思われれます。対象者は何名か、また、対象者には健康ポイント付与があります。500ポイントの地域いきいき券の発行枚数は、これまでどれほどあったのでしょうか。ポイント発行前に対し受診率はアップしたのか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） それでは、お答えします。

国民健康保険加入者を対象にした健康ポイント事業につきましては、平成30年度より実施しております。

平成30年度のいきいき券の発行枚数につきましては、122枚、令和元年度は142枚、対象者は1,351人でした。

平成30年度の特定健診の受診率でございますが、先ほども申し上げましたけれども、42.2%、令和元年度の受診率につきましては、45.1%でございます。

3ポイント受診率が上がったということは、40人の受診者の増加があったということになります。

健康ポイント事業関係で、いきいき券を発行するときにアンケートを実施しておりますが、「健診の受診につながった」と回答している方が57人、「個人的に健康づくりに取り組むきっかけになった」は47人、「以前よりも健康について考えるきっかけになった」が64人おられました。

令和元年度も受診率の向上に向け、様々な努力をして実施してまいりましたが、地区特定健診が健康づくり事業団となってから受診率が向上したのは初めてのことでありまして、受診率の向上に健康ポイント事業も効果があったのではないかというふうに考えます。

○議長（森田公明君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 受診率が40%台ということで、これは全国的に平均値であります。長和町では、受診率が3ポイント上がっていますので、ポイント事業が奏功していることも考察できます。

このように、事業を検証することは、現状を把握し、次につなげるステップにもなります。今後一人でも多くの方の健康推進をお願いいたします。

次に、我が国の死亡原因の第1位は、悪性新生物、がんであります。老衰を除くと第4位が肺疾患であります。まさにコロナウイルスなどのウイルス、あるいは、細菌による肺炎に起因する肺疾患です。

新型コロナウイルス感染症の病態は、間質性肺炎から炎症への自己免疫疾患サイトカインなどが原因で重症化するものです。

新型コロナウイルスには、有効な治療薬がなく、体の免疫抵抗力に頼るしかありません。さらに、ウイルス性肺炎で弱った肺に細菌がついてしまうと重症化してしまいます。

このような、二重の感染を防ぐため、高齢の方に今一番できる対策として、肺炎球菌ワクチンの接種を推奨している医師もいます。また、成人が日常的にかかる肺炎の原因菌としては、肺炎球菌が一番多いと言われていています。

肺炎で亡くなる方の約98%が65歳以上であることから、65歳以上の方に肺炎球菌ワクチンの接種が推奨されています。

長和町の接種の状況、また、どのようなワクチンを接種しているのか、説明をお願いします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 令和元年度の接種率につきましては、65歳が57.0%、70歳が31.3%、以下75歳29.2%、80歳23.5%、85歳9.5%、90歳29.4%、95歳16.7%、100歳以上では100%という結果でございました。

肺炎球菌ワクチンにつきましては、現在、日本において定期予防接種に位置づけられておりまして、使用できるワクチンは23価ワクチンのニューモバックスのみとなっております。定期予防接種として町が補助をして接種できる回数は、このニューモバックスで、生涯を通じて1回というところとなっております。

以上です。

○議長（森田公明君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 答弁を頂きました肺炎球菌ワクチンは2種類ありますが、もう一つのワクチンの説明と、理想的なワクチンの接種方法を説明願います。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 肺炎球菌ワクチンには、もう一つ、任意接種で実施できる13価ワクチンのプレベナーがございます。2019年10月に65歳以上の肺炎球菌ワクチン接種に対する考え方が日本感染症学会、日本呼吸器学会の合同委員会により示されてございます。

今年度定期予防接種の対象者は、23価ワクチンを接種していただき、1年以上空けて13価ワクチンを任意で受けていただくか、5年以上間隔を空けて23価ワクチンを任意接種していただくことの安全性が確認されました。

任意接種につきましては、本人に接種時期について管理していただくようになります。国からも接種勧奨等についての通知が来ていないことから、今後の動向に留意し、理想的なワクチンの接種方法の周知については慎重に進めてまいりたいと考えております。

肺炎球菌ワクチンの接種により肺炎予防及び重症化の軽減効果が高まるというふうにされております。

今後も肺炎予防のために定期予防接種の必要性も併せて周知をしてまいりたいと考えております。

なお、任意接種につきましては、主治医と相談の上、接種をしていただければと思います。

以上です。

○議長（森田公明君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 今回、新型コロナウイルスに対するワクチンがないこと、有効な治療薬がない現状では、でき得る限りの予防は行うべきと考え、インフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチン等、2回目以降の肺炎球菌ワクチン等の接種の必要性をぜひ啓発していただきたく思います。

次に、コロナ禍において、介護予防、フレイル対策である、いきいきサロン、はつらつ運動教室、元気アップ教室が滞っております。ケーブルテレビで放映されておりましたが、どなたでも参加できるという面ではよかったと思います。

高齢者の運動機能が滞ることにより、その低下は加速し、取り戻すことはかなり厳しくなります。

6月からは再開とのことですが、どのような対策をして行うのか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 高齢者の健康維持等を目的とした事業の再開についての御質問ですが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に伴いまして、高齢者の健康維持、介護予防として実施してきました。先ほど、議員からもお話にありました各種事業、元気アップ教室等でございますけれども、2月26日より中止をせざるを得ない状況になりました。

しかし、高齢者の閉じこもりや生活不活発等による高齢者の健康憎悪等が懸念されるため、現在の対応としましては、高齢者一人一人が自宅でも健康維持、介護予防ができる番組「元気アップ運動」を作成し、3月16日より1日2回から3回、町のケーブルテレビ等で放送しておりました。

毎日続けることで階段の上り下りがスムーズになったなど、好評を得ております。既に第2弾に関係者の協力を得ながら制作をいたしまして、5月27日より放送を開始したところでございます。

また、今後につきましては、第3弾を計画しており、ほかにも介護予防等に関するリーフレットの作成も進めているところでございます。

6月からの介護予防事業の再開につきましては、高齢者の皆様にとって優先度の高い事業であるため、3つの基準により判断し、感染防止の対策を講じた上で実施をしてみたいと考えております。

具体的には、3つの基準として、県の緊急事態宣言の解除、町内に感染者がいないこと、感染予防対策を徹底しての実施が可能であることとしています。

また、具体的な感染対策については、3密の回避として、換気の徹底、できるだけ大きな会場を使用して参加者の間隔の確保、このほかに、体調の確認や新型コロナウイルスに関する問診、時間の短縮、マスクの着用、手指消毒や手洗いの実施、発声を伴うプログラムは行わない、飲食はしないこととして感染予防に配慮し、順次再開をしていきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 順次再開していくということですが、これまでもひきこもり状態にあった高齢者の方を参加させること、メンタル的にも考慮しなければならないと思います。また、マスク着用とのことですが、運動に限ってはマスクは行うべきではないと思います。

また、これからは、熱中症対策など、十分な配慮の上、実施をしていただきたいと思います。

続いて、防災に関しての質問です。

長野県では、新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、災害時に避難所が密集するのを防ぐため、ホテルや旅館などを活用してもらおうと県が独自にデータベースを作成し、市町村に提供しております。

このデータは一般の人は閲覧できないということです。

長和町には、宿泊施設が幾つかあるにしても、全ての災害に対応した構造で、かつ、3階以上の階層の宿泊施設はないと私は認識しています。このリストをどのように取り扱うのか、お伺いしま

す。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） ホテルや旅館などの宿泊施設を避難所として活用することにつきましては、4月17日付で県からホテルや旅館などの宿泊施設の位置及び収容能力を確認できるサイトの提供がありましたが、単に町内の宿泊施設のリストとなっており、そこを新たに避難所に指定することはすぐには困難であるというふうを考えております。

長和町としましては、あらかじめ指定した避難所の中で、可能な限り、多くの避難所を開設することや、町民の皆様へ事前に親戚や友人宅等への避難の検討や駐車場などにおける車中泊避難の検討を呼びかけるなどして、対応する予定でおりますので、リストは今後の参考にして行きたいというふうを考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 次に、用意しておりました質問ですが、避難所における感染防止対策と避難の方法については午前中の佐藤議員の質問と重複しますので、省略させていただきます。

これからの長雨、思わぬ豪雨による災害発生が予測されます。大変、急務であると思っておりますので、早急な対応をお願いします。

昨日、町長は、町村会長として逃げ遅れゼロの宣言を行っております。分散避難という新しい言葉も出てきておりますので、よろしく願いいたします。

次は、医療体制の質問です。

国保依田窪病院では発熱外来を開設されていますが、開設の経緯と内容について御存じか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 依田窪病院の関係でございます。

病院の事務局からの報告に基づきまして答弁させていただきます。

発熱者外来の設置につきましては、ウイルス感染が疑われる方とそうではない方を分けて診察を行うことにより、新たな感染者の発生を抑えることを目的としておりまして、このたびの新型コロナウイルス感染症に限らず、例えば、インフルエンザの流行期などにおきましても、多くの医療機関が実施しております。

国保依田窪病院におきましても、新型コロナウイルス感染防止対策として4月10日より発熱者外来を設置し、病院に来られる全ての患者さんの検温を行いながら、37度5分以上の熱がある方を対象に、一般外来患者と分けて診察をしている状況であるということでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 消防、病院など、医療の最前線では常に感染の危険にあり、人的、施設的にも感染対策がなされています。

病院といっても手術室のように無菌な空間があるわけではなく、様々な傷病者が来院し、まず、

感染を疑って対応しているはずです。

しかし、一度、このような菌が持ち込まれ、医療スタッフにより伝播するといわゆる院内感染となるわけです。

昨日、私も1時間ほど病院におりました。病院の出入り口は1カ所として、来院者に対して体温測定と簡易な問診を行っておりました。スタッフは、マスクは着用しておりましたが、フェースシールドの着用はありませんでした。また、待合室では換気扇は動いておりましたが、窓を開けての換気は行われていませんでした。さらに、ディスタンスに対するの指導もありませんでした。

来院者には、安心して、来院していただけるよう、待合室ほか、各スペースの十分な換気、椅子やドアノブなど、接触部の消毒など、十分な感染防止対策をお願いいたします。

次に、長野県では、新型コロナウイルス感染の第2波に備え、安心できる医療提供体制、検査体制を整えました。

医療提供体制で、41病院300床、うち重症患者は12病院33床、中等・軽症・無症状患者は35病院217床、プラス、3病院50床で、上小管内でも13床とありました。

上小管内で対応する病院を御存じでしょうか。お伺いします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 県内や上小管内の状況につきましては、ただいま議員おっしゃったとおり、また、報道等で確認されておりますとおりでございます。

具体的な病院名や状況等につきましては、県からの公表がされていないため、回答を控えさせていただきます。

○議長（森田公明君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 県が公表していないとのことで、明言していただけませんでした。手を挙げた医療機関所在の行政は存じているはずですか。

上田広域管内で対応できる病院を予測すると、2次以上の医療機関で、そのうち公的公立の医療機関に限定されるのではと推測します。

このように、公式で信頼できる情報を発信しないと様々な推測、憶測が発生します。感染症にまつわるデマの氾濫は感染拡大そのものを悪化させてしまう可能性があります。SNSなど情報の発信が自由に行われる社会では、行政は正確で信頼のできる情報を適切なタイミングで発信していただく必要があると思います。

次に、病院、消防など、医療現場で使用するN95マスク、フェースシールド、アイソレーションガウン、防護服などは足りているのか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） まず、病院の関係ですけれども、国保依田窪病院に確認をいたしましたところ、新型コロナウイルス感染症につきましては、疑いのある患者の診察を含め、多くの医療機関で必要な医療物品を利用しながら対応しているということでありました。

また、上田地域広域連合消防本部全体では、現状として不足はないが、特にN95マスクにつきましては入手困難な状況であるということでもあります。

これは、全国的な状況でありまして、通常であれば、容易に納品される医療物品の確保が困難な状況にあることは御案内のとおりでございます。

特に、御質問の物品につきましては、どの病院でも必要不可欠な物品となることから、現在は供給が需要に追いつかず、病院独自での確保が極めて困難な状況であると認識をしておりますが、だんだんと状況は改善してきております。

依田窪病院におきましても、こうした状況は同じでございますが、今後の診療や患者数にもよりますが、在庫数は十分ではなく、このため県や国に対して必要物品の確保と早急な配布を要求していますということでした。

以上です。

○議長（森田公明君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 介護施設や、また、消毒液などの確保も併せてお願いできればと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、緊急事態宣言を受け、長和町でも、宿泊・飲食業では、休業要請、協力を受け、感染拡大防止に協力を行って来ました。

この間の損害は取り戻せるものではありません。また、今後の大きなイベントの中止も決定されており、しばらく厳しい状況が続くと見込まれます。

町では、地方創生臨時交付金、町独自の事業継続給付金で支援を行いますが、対象期間を延長、さらに、町税の減免などできないか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 前段の御質問につきまして、私のほうからお答え申し上げます。

現在、地方創生臨時交付金事業によりまして、町独自の事業継続給付金事業ということで、事業者の支援を目的に取り組んでおるところでございます。

現状では、対象期間を2月から5月ということとしておるわけでございますけれども、現在の事業の中での期間の延長することは考えておらないということでございます。

しかしながら、今後、地方創生臨時交付金に係る2次補正などの動向を注視するとともに、何ができるのか、どのような支援が可能なのか、必要なのか、支援事業、消費喚起、経済対策事業、併せて、鋭意、研究、検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） それでは、私からは町税の減免について答弁させていただきます。

町税の減免については、中小事業者に対する固定資産税等の軽減措置が国から示されておりますけれども、その他は猶予のみとなっております。地方税法に基づく町税条例を根拠とする課税でありますので、町独自の町税減免といったものは難しいものと考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 次の質問で、生活様式の啓発についての質問ですが、田福議員の質問と重複しますので省略しますが、紙面、あるいは、リーフレットだけの啓発ではなく、いろいろな介護予防事業などもあります。そういった席でも啓発していただければありがたいと思います。

次の、新しい生活様式では、働き方の新しいスタイルも幾つか提案されています、特にリモートワークやオンライン会議は感染対策だけでなく、多くのメリットがあります。

オンライン会議システムを日常業務で利用すれば、会議場まで出張しなくて済みます。時間の短縮、交通費の削減、交通事故等はありません。

また、正確で迅速な意思決定が可能になります。会議時間も短縮されたなどのメリットもあります。

テレビ会議を災害に強いインターネットで利用すれば、災害時に対する有効なコミュニケーション手段になります。メリットばかりが目立つテレビ会議ですが、既に町長はテレビ会議を行っております。オンライン会議システムは長野県内各市町村に導入されて利用可能なのでしょうか。お伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としまして、国、県、各種団体との会議のほとんどが、今、お話にございましたように、オンライン会議や書面決議となっております。

そして、研修や事業説明会などもオンラインで開催されております。

今、お話にあったように、オンライン会議には様々なメリットの面もありますが、私も経験してみまして、通信状況が急に悪くなったとか、そして、また、発言への時差や同時発言とならないようにするような注意しなければならない点がありまして、慣れないせいか、若干、自由な発言等がしにくいように感じました。慣れてくればいいと思いますけれども。

また、私は、オンライン会議が拡大されるに従い、この会議の開催方法に少し違和感を覚えることが多くなってまいりました。

確かに映像によりまして顔を見ながらできますが、その会議の雰囲気ですとか、参加者の表情から読み取れる会議の成否とかといった感覚は、やはり集合しての話し合いのほうがしっくりくると感じたところがございますけれども、新しい生活様式の進行によってオンライン会議は増えていくというふうに思いますが、重要な場面では、膝を突き合わせて話をするということが、ある意味、大切なことではないかなとこんなふうに感じたところであります。

○議長（森田公明君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 町長から答弁を頂きました。町長の答弁の中にありましたけれども、会議の雰囲気が伝わらない、また、顔を合わせることでより新たな話題とか企画とか発想などが期待できます。これは、市町レベルの会議で、事務担当レベルではいわゆるトップダウン的な、説明とか

研修、講習会などが多いと思います。特に会場に集まって行う必要はないと思いますので、時間の節約が一番の経費の節約であります。

様々な会議はありますが、長和町から近隣の市町村や県にオンライン会議の推薦をしていただければと思います。

次に、コロナ渦で、見送り、あるいは、中止、及び中止見込みの事業と、その予算の総額、他事業への振りかえなどの計画はあるか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 大きなイベント関連では、観光協会で開催しているトレイルランやウイスキー&ビアキャンプが中止となりました。

また、5月までは学校の休校や健康診断の休止などがありました。今後も夏のお祭りや敬老祝賀会など、大勢の人が集まる行事については、国・県が示している対応方法や感染状況を見ながら、どのようにするのか、さらに検討が必要でございますが、感染の状況を見ながら、方法や内容を変更して実施することも視野に入れていきたいというふうに思っております。

また、事業が中止になった場合の財源につきましては、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症に対する感染予防や経済対策に充当していきたいというふうに考えております。

その節は、また議会の皆さんにも御理解を頂きながらというふうになろうかと思えます。

○議長（森田公明君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 以上で、コロナ関係の質問は終了しますが、コロナショックの後は、アフターコロナということで、グローバルな人の移動やインバウンドの検証、各種サービス、観光業の減少、半面、テクノロジーを活用した教育、テレビ会議などのIT産業、ホームオフィス関連サービスの流行により、働き方の変化など、社会の姿が大きく変化してくると思えます。

様々な救済支援が行われていますが、100%コロナ発生前に戻ることはないと考えます。

新型コロナウイルスによる人的、経済的、心理的被害は甚大ですが、この逆境をチャンスと捉え、進化しつつ、新しい生活様式へ生活していかなければならないと考えております。

次に、台風19号、豪雨災害に伴う復旧工事についてです。

被災した町内の農業用水路については、スピード感を持って対応していただきました。おかげさまで水田に水が張られ、ほとんどの水田で作付が終わっております。

私も一耕作者として関わっていただきました皆様にお礼を申し上げます。

さて、台風19号、豪雨災害に伴う復旧工事、町事業分の入札結果を見ますと、実質、8業者で数多くの工区を請け負っています。安全管理と工期が心配されます。これまでの進捗状況と年度工期分の発注予想をお伺いします。

また、県事業分は、落合と岩井、新屋間の大門川で工事が行われていますが、これからの工事着工予定を把握しておられるか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 昨年の台風19号と豪雨災害の復旧工事についての御質問でございます。

私からは、昨年度より、町民の皆様には頭首工や農業用水路の甚大な被害により水路に水が通り、稲作ができるのかと、大変に心配をさせておりましたが、今、お話がございましたように、何とか仮設を完了させて、農業用水路に水を通すことができました。

町民の皆様には、本当に御心配をおかけいたしましたことに対し心よりお詫びを申し上げます。

また、長和町建設振興協議会の皆様におかれましては、大変、お忙しい中を期日までに仮設工事を完成させていただき、水を通していただき、まことにありがとうございました。

今回の御協力に対しまして心から衷心より感謝を申し上げる次第でございます。

そして、町民の皆様には、あくまでもこれは仮設でございますので、今までより若干の水量は足りない水路があるかと思いますが、特に今年は水量もありませんので、お互いに水を大切に使うていただきたいというふうに思っておるところでございます。

復旧工事の詳細につきましては、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 今回の復旧工事では、工事箇所が多いため、県の復旧工事でも1人の現場代理人は5カ所まで担当できると認められております。

町の工事でも県にならって現場代理人が1人で扱える現場数を同様にしておりますが、今現在において、安全管理に関して、事故等の報告はございません。

また、工事におきましても既に竣工している工事箇所がございますので、進捗状況は順調に進んでいるものと考えております。

また、今後の発注予定でございますが、土木関係で2件、農地農業用施設関係の本復旧は秋以降になりますので、これから、測量、詳細設計を行い、秋の稲作で水路に水が必要となくなった時点や冬の渇水期に工事に取りかかれるよう作業を進めてまいりますのが77件ございます。設計ができ次第、順次、発注をしていきたいと考えております。

林務関係におきましては、今年度の発注は既に発注済みでございます。

県事業分といたしましては、23件の未発注分がございます。今後、順次発注予定と確認しております。

○議長（森田公明君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 広報ながわで町工事分の予定が掲載されておりました。工事状況は順調とのことですが、建設業者の皆様には現場を幾つかかけ持ちとのことで、安全第一でお願いしたいと思っております。

また、依田川、五十鈴川では未着工の箇所がほとんどでブルーシートの被覆も剥がれ、今にも土砂が崩れ落ちる寸前。護岸が洗堀され、大きく穴が開いている。そのまま。そして、いまだ家を目の前にして1キロ迂回している世帯など、何の対策も取られておりません。早急な対応と、長引くようであれば、適切な補償も必要だと思います。

以上で、私の本日の質問は終わらせていただきます。

○議長（森田公明君） 以上で、2番渡辺久人議員の一般質問を終結いたします。

ここで2時5分まで休憩いたします。

休 憩 午後 1時52分

再 開 午後 2時05分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

9番、宮沢清治議員の一般質問を許します。

宮沢清治議員。

○9番（宮沢清治君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問を行いたいと思います。今回は、新型コロナウイルスの影響と対策、それから財政指数から見た健全な財政運営とは、次に高齢者に対するフレイル健診について、以上3点伺います。

まず最初の、新型コロナウイルスの影響と対策でございますが、今回私もこの対策については確認の意も含めて幾つか質問をしようと思っておりましたが、さきの質問者と重複する部分が多く、次の1点のみ、今質問というか確認をさせていただきます。

新型コロナの感染拡大の渦中、国や県の自主要請を受けて、自粛要請を受けて、ペンションなどの宿泊業をはじめサービス業、製造業、建築業、これさきの議員に対する答弁でもありましたように、深刻な影響が出ており、その経済的損失は大きいものと推測いたします。ここで伺いたいのが、町が98%出資している長和町振興公社、このことございまして、公社においても食堂、風呂等の施設がおおむね1か月にわたり休業され、経営にとって大変痛手であろうと想像するところですが、収支状況は前年比どのようになっているかお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 振興公社についての御質問でございますが、今お話しいただいたとおりでございます。スキー場営業終了時点で3月の入り込み及び売上げに多大な影響が生じておりました。また、温泉2施設とふれあい食堂、和紙の里あるいは姫木平自然の家、それぞれですね、今お話しございましたように、休館をし、大きな損失が生じております。

詳細につきましては、担当する課長から報告をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 収支の状況という御質問でございますけれども、端的でということ、売上げの状況につきまして、その対比によってについて御報告を申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

振興公社につきましては、4月5日にスキー場の営業終了時点での3月のお客様の入り込み並びに売上げに大きな影響を生じてございます。温泉2施設とふれあい食堂につきましては、4月の1日から5月15日まで休館をいたしまして5月中は時間短縮での営業、和紙の里につきましても、

5月10日まで休館いたしまして、体験予約につきましても8月まで全てがキャンセルとなっているという状況でございます。姫木平の自然の家におきましても、4月の8日から休館となっておりますということでございます。

収支の状況でございますが、部門全体での売上げを比較いたしますと、令和2年4月の単月で2,037万円、対前年対比28.2%、801万円の減、令和2年5月単月でございますけれども1,053万円、対前年対比で64.7%、1,932万円ほどの売上げの減となっております。

令和2年4月現在、7か月経過という状況でございますけれども、前年対比で8%、2,969万円ほどの減収となっております。5月分を加算しますと、8か月経過ということでございますが、前年対比で4,900万円ほどの減収、売上げの減となってしまう状況でございます。これからのコロナの終息状況などにもよるところもございまして、大変厳しい経営が予測され、猶予すべき状態であると申し上げざるを得ないというところでございます。

以上です。

○議長（森田公明君） 宮沢清治議員。

○9番（宮沢清治君） ただいま御答弁いただきました、4,900万の売上げ減と、8か月の累計の数字をいただきましたが、振興公社の前年度決算によると、あら利率が87.1%でありました。当年度も同じ水準のあら利率とすると、8か月経過時点でおおむね4,210万円ほどのあら利益、売上総利益が減少したということが言えるかと思えます。大幅赤字は免れない状態だろうと思えます。まあ赤字云々というよりは、それに伴いまして資金繰りへの影響が大変懸念するところであります。町として、これまで以上に情報共有をし、この難局を乗り越える手だてを、大事に至る前に、公社とともに、早急に講じてほしいものであります。

次の質問に移ります。

財政指数から見た健全な財政運営ということでお伺いをいたします。今回は、久しぶりに町の財政状況等について触れてみたいと思います。

町では、住民が安心して生活できる行政サービスの安定的な提供を図り、健全で持続可能な財政運営を目指しております。財政の健全な運営とは、具体的には収支の均衡、財政構造の弾力性、持続性、自主性などが確保されることであり、そのために自治体の財政は常に健全に運営されなければなりません。仮に、放漫な経営で、行政が行き詰まることがあれば、そのツケは、最終的に我々住民が払うことになるからであります。これを踏まえ、以下のことについて質問をします。

なお、これから申し上げます数値は、総務省が発表した地方公共団体の主要財政指数一覧、決算カードから引用しておりますので御了解ください。

まず1番目、先ほど申し上げました、収支の均衡について。これについては、実質収支比率で確認をします。

実質収支比率、これは単年度の行政運営した結果、生み出された利益剰余金の比率となりますが、おおむね3%から5%が望ましいとされています。財政規模、当該年度の経済事情などにより影響

されるところが大きいことから、一概には決められないとされています。

平成29年度の類似団体の数値は7.1%であります。当町の数値は2.1%、平成30年度は類似団体6.8%に対し、当町は2.9%となっていました。平成29年度では類似団体は当町の3.4倍、平成30年は2.3倍となっています。平成28年度には5.6%あった収支比率が、翌年から2%台で推移しています。

これから質問なんですが、平成28年度と比較して平成30年度は約2分の1の収支比率です。その原因をどのように捉えているか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 町の財政状況についての御質問にお答えをさせていただきます。

長和町は、緑の山並み、澄んだ空気、豊かな水などの自然に恵まれ、日本遺産にも認定された黒耀石原産地跡、中山道長久保宿・和田宿など歴史、文化が息づく魅力あふれる町でございます。

私は、町民皆様一人一人が大切にされ、誰もが安心して育ち、学び、働き、元気に暮らすことができるように行政運営をしまいたとところでございます。特に子育て日本一を目指して、妊娠・出産・育児・子育てを切れ目なく支援する環境を整えるとともに、公共交通の整備、医療体制の充実、産業や観光振興などに取り組んでまいりました。

そして、町の財政指数につきましては、決算時にお示しをしている財政健全化法に基づく4指標、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率は、全て基準をクリアし、現状では健全となっておりますが、収支の内容により悪化傾向も見られますので、増え続ける多くの課題に対応するためにも、事業の公益性、必要度合い、効果など再確認するとともに、経費の削減なども含め、さらに進めていかなければならないというふうに考えるところでございます。

指標などの詳細につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） それでは、よろしくお願いたします。

実質収支比率は、歳入歳出差引き額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支を、標準財政規模——これは標準税収入、普通地方交付税、地方譲与税を足したものでございますけども、標準財政規模で割った率でございます。

平成30年度の実質収支比率が平成28年度の約2分の1になっているとの御質問でございますけれども、平成28年度は、平成29年度当初予算への繰越額を考慮した中で、予備費を1億円ほど計上していたことにより、実質収支の額が多くなったため、実質収支比率が5.6%となったものでございます。平成30年度につきましては、当年度の予備費や不要額、翌年度当初予算における繰越金なども勘案して予算計上したため、実質収支が平成28年度よりも減少したことに伴い実質収支比率が小さくなったものというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 宮沢清治議員。

○9番（宮沢清治君） それでは、収支比率を上げるためには何が必要と思われるか伺います。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） 当該年度の実質収支の見込額は、主として翌年度当初予算に計上した繰越金を考慮して決めておりますので、それに併せて増減する可能性はございます。実質収支比率は、1つの目安として、議員がおっしゃるように標準財政規模の3から5%程度で推移していくものではないかというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 宮沢清治議員。

○9番（宮沢清治君） 類似団体と比較した場合、先ほど申し上げましたように大きな差がありますが、その要因は何かお伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） 類似団体とは、地方公共団体の地方財政状況調査等の報告に基づいて総務省が毎年作成する類似団体別市町村財政指数表という類型別の団体のことでございます。

長和町の類型はⅡ—1でございまして、人口要件が5,000人から1万人で、産業構造要件としては、2次産業と3次産業就業人口が80%以上、そのうち3次産業就業人口が60%未満の区分となっております。町村の場合は、この2要素の組合せによって、国勢調査の結果を基に15の類型に分類されておりました。全国的に見て一定の類似性が認められるため、自治体の比較対象として見るができるようになってきているという状況でございます。

一例として過去の数値を見てみますと、平成20年度は長和町が4.3%、類似団体が5.5%、平成25年度は長和町が7.9%、類似団体が6.9%というような年もあったということがございます。

それで、類似団体におきましてどのような方針で予算編成をされているか分かりませんが、近年の当町におきましてはタイトな予算編成を行っておられるということから、類似団体の数値と差異があるというふうに受け止めておるところでございます。

以上です。

○議長（森田公明君） 宮沢清治議員。

○9番（宮沢清治君） それでは、財政構造の弾力性について伺ってまいります。これは、財政力指数、経常収支比率で確認をしたいと思っております。

まず、財政力指数であります。

財政の豊かさを表す指数で、自治体を運営するには必要な経費に対して自前の収入、税収などがありますが、これがどのくらいあるかを示す数値で、高いほど毎年必要なお金を自力で調達できることを表し、1に近いほど財政に余裕があるとされています。

長野県には23の町、自治体がありますが、その実態を見ますと23自治体の、いわゆる町ですが、平成30年度平均財政力指数が0.45に対し長和町は0.23であり、下から2番目の第22位。ちなみに、類似団体平均は0.39でありました。毎年自前で調達できる資金は行政運営に必要な経費の2割強しか調達できないことを示しています。ちなみに、軽井沢町は何と1.56であ

ります。平成28年から3年間見ても同じ数値であり、順位も下から2番目、変わりありません。

今回私が申し上げたいことは、直ちに改善してこの順位を上位にすべきであるということではありませんので、申し添えておきます。

では、この現状をどのように捉えているか伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 財政力指数は、地方交付税の規定により算定した、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいうものでございます。

そして、基準財政収入額は、地方公共団体が標準的に収入し得ると考えられる地方税等のうち、標準的な財政支出に対応する財政収入となるべき額を算定したもので、法定普通税の収入見込額の100分の75、利子割交付金、地方消費税交付金、各譲与税などでございます。

また、基準財政需要額とは、普通交付税の算定基準となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額でございます。基準財政収入額が税収入の一定の割合の額であるように、基準財政需要額も主に義務的性格の強い経費や普遍性の高い経費として、人口そして道路の面積や延長、それから小学校の児童数、高齢者の人口、世帯数、面積、過疎対策事業債・合併特例債・臨時財政対策債などの償還費等を算定の対象としておりまして、地域的特殊性の高い経費や地方公共団体ごとの独自性の強い経費は算入されておられません。

このようにそれぞれの基準数値を積み上げた基準財政収入額と基準財政需要額の差額が、普通交付税として町に交付されます。このような仕組みの中で、当町につきましては、歳入の、御案内のとおり5割弱を地方交付税に依存している状況でございますが、地方交付税が多いということは、それだけ町が行うべき事業が多いとみなされているところであり、住民の皆様にとって必要な各種行政サービスをきめ細かく実施しているということでございます。

平成30年度の普通交付税決算額を類似団体と比較してみますと、町が人口1人当たり45万2,200円に対して、類似団体は約25万7,400円となっております。また、平成30年度の歳出の面で見ても、目的別の決算額人口1人当たり、類似団体と比較してみますと、衛生面では町が13万7,700円に対して類似団体では約5万9,100円となっており2倍強、それから商工費では町が約6万円に対して類似団体は約1万8,400円と3倍強、民生費では町が約17万6,800円に対して類似団体が15万5,000円、農林水産業費では町が約5万1,100円に対して類似団体が約4万6,700円の、こういうことになっております。このことから、町民の生活に密着した福祉の増進、生活環境の改善、それから商工観光業や農林水産業の振興などの施策に取り組んでいることが分かるというふうに思います。

当町の財政力指数は高くはありませんが、現状の制度を有効に活用することによりまして、今後でもですね、住民の皆さんの生活を守るとともに、地域がより発展していくように努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 宮沢清治議員。

○9番（宮沢清治君） では、足腰の強い財政運営のために、今後自前で調達できる資金をどう、どのように確保していくのか伺います。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） 地方税などにつきましては、早期催告や滞納処分などによる徴収率の向上を図るとともに、公平な負担の推進として手数料、使用料、負担金などの見直し、それから保有資産の有効活用として、未利用の資産の売却や貸付けの拡大による財産収入や、強力に進めたいというふうに考えている、ふるさと納税ですかね、ふるさと納税による寄附金の増額等も検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 宮沢清治議員。

○9番（宮沢清治君） それでは、弾力性について次で経常収支比率について伺います。

経常収支比率は、地方行政のエンゲル係数とも表現されるもので、当町のゆとり度を示すものがあります。例えば、給料のように定期的に入ってくる収入から、食費やローン、光熱費などの経常経費にどれだけ充てているかを見るものであります。

経常収支比率は、80%ですと、残りの20%を例えば道路や学校建設に充てることができます。比率の目安として、70から80%が適正、80から90%は弾力性を欠く、90%から100%は弾力性——ああ、80から90が弾力性やや欠くですね。90から100が弾力性を欠く、そして100%以上は硬直化で、新たな投資的経費はないと言われております。

そこで伺いますが、平成30年度実績は、県下23ある町の平均83.6%に対し当町は91.2%であります。これも下から2番目に多い、高い数値で、類似団体平均は87.6%です。平成29年度は当町91.8%、平成28年度は90.6%、順位は共に最下位に位置していました。平成30年度は順位を1つ上げていますが、まあ現状この数字を見ますと、ほとんどゆとりのない行政運営となっておりますが、この現状の所見を伺います。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） 経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、普通交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源がどの程度充当されているかを見ることにより、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられているものでございます。

普通建設事業費などの臨時的経費には、まず臨時的な特定財源が充当されますが、財源の不足部分については経常経費に充当した経常一般財源の残余によって補うこととなります。この意味からすると、経常経費に充当した経常一般財源の残りの部分が大きいほど臨時の財政需要に弾力性があるということとなります。

地方公共団体の経費につきましては、行政活動の多様化から経常経費の伸びが著しい反面、収入の変動に対応して伸縮できる経費が乏しい状況になっております。このようなことから、今後さ

らなる一般財源の確保と事業の見直しを進めていかなければならないというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 宮沢清治議員。

○9番（宮沢清治君） では、令和元年度の予測値、これはどのように推測されるかお伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） 現時点では、令和元年度の決算額の数値は出ておりませんが、經常収支比率を算出する項目として人件費、物件費、公債費、補助費等、繰出金及びそれぞれに充当すべき財源を推測した場合、平成30年度決算の91.2%と比較して、ほぼ横ばいではないかというふうに予想しているところでございます。

○議長（森田公明君） 宮沢清治議員。

○9番（宮沢清治君） それでは、ゆとりを確保するために今後何をしていくのか、何が必要と考えるかお伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） 平成30年度決算における経常的な経費につきましては、類似団体と比較した場合、義務的経費とされる人件費、扶助費、公債費の構成比は当町が34.6%、類似団体が34.1%とほぼ同程度の割合となっておりますが、補助費等では町が21.7%、類似団体が14.2%と大きな開きがございました。また、構成比ではそれほど差がなくても、人件費、公債費、物件費、繰出金等は決算額で当町のほうが多くなっているという状況でございます。

個々の自治体にはそれぞれの事情もありまして、一概に比較することは難しいと思いますが、1つの指標として比較検討し、何をどうすれば余裕を持った財政運営をしていくことができるのか精査するとともに、事務事業の内容や事業費の見直しも検討していかなければならないと考えております。

○議長（森田公明君） 宮沢清治議員。

○9番（宮沢清治君） 健全財政の次の要件であります持続性について。これについては、実質公債比率そして預金及び借入金、いわゆる基金と地方債等で、起債であります。

まず、実質公債比率——公債費比率から伺ってまいります。

町が毎年安定して得ることができる収入に対して借入返済がどのくらいになるかを示したもので、高いほど、収入の多くを借入返済に使っていることを表しております。

平成30年度、23ある町の平均は7.8%に対し当町は10.6%、23自治体中で20位、類似団体は7.2%であります。ちなみに、平成28年度は9.5%、29年度は10.0%で、共に順位に変動はないのですが、年々増えております。収入の約1割以上の額が借入返済に回っている現状が、見えてまいります。

金額ベースでは、平成30年度は人口1人当たりの借入れの、いわゆる地方債の元利償還金は、当町の12万7,000円ほどに対し類似団体では6万8,900円ほどとなっており、当町は1人当たり5万8,000円も多く返済をしております。過去を3年ほど見ても、公債費が高止まり

している傾向があります。

23自治体の平均値及び類似団体と比較しても悪化している現状をどう捉えているか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） 地方債の制限でございますけども、これは昭和27年の地方債許可方針において、「元利償還金が多額にのぼり、当該団体の財政を圧迫する団体」については一般単独事業の起債許可を抑制することがある旨、初めて明らかにされたところであります。これが平成18年度に地方債協議制度が導入されたことに伴いまして、実質公債費比率による制限がなされるようになりました。

また、実質公債費比率の過去3か年平均が、18%以上25%未満の団体は公債費負担適正化計画の内容及び実施状況に応じ、また25%以上35%未満の団体は財政健全化計画の内容及び実施状況に応じ、それぞれ一般的な許可基準により許可を行うこととされております。さらに、35%以上の団体は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政再生計画の策定が義務づけられ、当該計画に総務大臣の同意を得ない限り、地方債の発行が制限されることとなっております。

当町の公債費が類似団体と比較して金額が大きいのは、他町村よりも住民のための事業を多く実施しているということができると思います。

また、比較する数値は公債費として支出した金額を用いておりますが、この元利償還金は地方債の種類によって交付税算入がございます。平成30年度に支出した公債費の元利償還金約7億8,000万でございますが、そのうち、償還額の大きなものから、どのくらい交付税算入があるのかと申し上げますと、合併特例事業債の2億9,674万3,000円で70%、臨時財政対策債の2億1,840万3,000円は100%、過疎対策事業債の2億1,037万5,000円は70%、その他、学校教育施設等整備事業債なども借入れをするときの条件によって上限70%の交付税算入がございます。

以上のことを勘案して、金額の大きい3つの地方債の交付税算入額を差し引いた場合、先ほど12万7,000円ということで人口1人当たりの公債費ということでございましたけれども、交付税算入額差し引いた場合の当町の人口1人当たりの公債費は実質的には約3万3,800円ということになることを申し上げておきたいと思っております。

町の実質公債費比率は、合併当初の平成18年度及び19年度は18.5%と高い水準でございましたが、平成20年度に17.6%となり、その後、徐々に数値を下げて、平成27年度には9%まで改善することができましたが、先ほど申し上げられたとおり平成30年度は10.6%と、若干増加したということでございます。

今後も、財政指標に注視するとともに、収支のバランスを見ながら事業に適した有利な地方債を活用していきたいと考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 宮沢清治議員。

○9番（宮沢清治君） 平成30年度が10.6という御報告をいただきましたが、では令和元年度の数値予測、これを含めて、今後の推移はどのようになっていくか予想しておりますでしょうか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） おっしゃるとおり、実質公債費比率は、年々下降傾向でありましたが、先ほど申し上げたとおり平成30年度決算から若干であります上昇に転じております。

今後は、保育園や庁舎の建設費の元金の償還が始まることや、普通交付税の一本算定による減少を考えれば、実質公債費比率は僅かながら上昇傾向になるのではないかとこのように予想をしているところでございます。

○議長（森田公明君） 宮沢清治議員。

○9番（宮沢清治君） それでは次に、一般家庭でいう貯金と借入れについて伺ってまいります。

自治体の貯金イコール積立金ですが、積立金には御承知のとおり財政調整基金、減債基金、特定目的基金などがありますが、今回は財政調整基金について伺います。

財政運営上、実質単年度収支を黒字にするため、この基金を活用し、やりくりのための貯金である。貯金であり、家庭でいうと普通預金であります。

当町では、平成28年度は人口1人当たり43万8,000円ほどの貯金がありました。が、平成30年には37万9,000円に減っております。基金の取崩し、まあ預金ですね、これの取崩しで財政補填を行っている結果、毎年減少しております。

ちなみに、類似団体では、平成28年度17万5,000円、平成30年度は16万4,000円であり、当町は1人当たりの貯金が格段に多いことがうかがえます。

自主財源に乏しく地方交付税に依存している当町とすれば、将来不安から毎期一定の積立てをして基金を有しているということは、いざというときの対応力が確保できるという意味で安心であろうと思います。

しかし、平成31年3月に作成された財政推計では、令和2年度以降もこのまま取崩しを行っていけば、令和8年度末には、預金ですね、基金が枯渇するとの推測が出ております。自治体財政において、危機的なことであります。このまま何らの手だても講じなければ、収支不足を埋め切れない状況となります。そうなると、将来において財源を確保できない年度では、事業停止、執行停止や、義務的経費の削減など、様々な方面に影響が出る可能性があります。

そこで、伺います。財政推計作成後には、町は、令和元年度の台風、大型台風による災害や今回の新型コロナ拡散で町の経済は大きな打撃を受けました。加えて、会計年度任用職員制度が始まりました。これらの影響で、貯金である基金残高の推移についての影響を伺います。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） 宮沢議員のおっしゃるとおり、令和元年度は、10月の台風19号による被災箇所の復旧対応のために、大きな補正予算を計上いたしました。基本的には国庫補助

金や災害復旧事業債を充当いたしました。小規模の災害復旧では一般財源を充当せざるを得ない場合もございましたので、当初予算で計上していた財政調整基金繰入金5億7,948万3,000円は、本来であれば、推計に近いような、もっと減額することができたわけでございますけれども、最終的には4億7,711万5,000円の繰入金となったものでございます。

また、令和2年度では、新型コロナウイルス感染症の影響により感染症対策及び経済対策などについて、これも主として国県補助金、臨時交付金などの特定財源を充当して実施をしてみたいと思っておりますけれども、どうしても不足する財源または町独自の施策につきましては、財政調整基金繰入金を増額するようなことも、そういう可能性もあるのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 宮沢清治議員。

○9番（宮沢清治君） 基金の枯渇を回避するためには、安易に基金による補填に頼ることなく、持続可能な財政運営を行うため、当町の人口動態、歳入規模に見合った歳出構造への転換が急務であろうと思います。見解を伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 令和2年度の当初予算では、義務的経費は構成比で29.6%、前年度の32.4%より2.8%低くはなりましたが、人件費の伸びにより予算額は6,818万3,000円の増額となっております。その他、構成比の高い順に、物件費17.8%、災害復旧事業費17.2%、補助費等17.0%、繰出金が11.2%と続いております。

今年度の特徴といたしまして、台風19号被害の災害復旧に重点を置くために、極力、他の事業においては経費を削減するように努めたところでございますが、先ほどの答弁でもお答えしましたとおり、経常的に行っている事業をいきなりゼロにするということは大変難しいものでございますので、若干時間はかかりますが、収入確保と支出の抑制を前提に、バランスの取れた予算編成をしていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（森田公明君） 宮沢清治議員。

○9番（宮沢清治君） さて一方、家庭での借入金である地方債でございますが、地方公共団体が歳入の不足を補うために金銭を借り入れることによって負う債務で、家庭や企業では借入金であります。

当町での平成28年度人口1人当たりの借金、これは107万4,000円で、平成30年度では106万3,000円と、ほとんど変化がありません。類似団体では、その額は平成28年度67万円、平成30年度66万2,000円となっております。平成30年度では、実に類似団体の1.6倍の借金を負っています。

類似団体と比較して、貯金も多いが、借金も多い町であります。このことをどのように捉えているか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 当町の財源として大きな割合を占めている地方債でございますが、これは財政上必要とする資金を外部から調達することによって事業を行うことがあり、公共施設の建設や災害の復旧など、単年度に多額の資金を必要とする事業の所要金額を調達し、当該事業の円滑な執行を図るとともに、事業に関わる財政負担を平準化できるものでございます。

地方債は、その種類ごとに対象団体、適債事業、借入金、償還年数が決められておりますが、町といたしましては、主として交付税算入のある有利な地方債の借入れを行っております。

平成30年度末の地方債の残高は約65億1,400万円でございますが、先ほどの答弁でも申し上げました率で、金額が大きい合併特例事業債、それから臨時財政対策債、それから過疎対策事業債の地方交付税の算入分を控除した場合、町の地方債の実質的な残高は約14億4,100万円となります。人口1人当たりでは、議員がおっしゃった106万3,000円よりもはるかに少ない約23万5,000円というふうになります。

事業実施において不足する財源として、むやみに借金を重ねることはよいこととは言えませんが、制度として地方債に適する事業がある場合は、有利な地方債を財源に充てていくべきであるというふうに考えておるところであります。

○議長（森田公明君） 宮沢清治議員。

○9番（宮沢清治君） 家計でも預金と借金を使い分けるように、自治体の財政運営でも基金と地方債を上手に活用することが求められると思いますが、まあ先ほどの町長の答弁でもありましたけど、再度、見解を伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 例えば、過疎対策事業債1,000万円を借り入れて事業を行った場合は、後年度に発生する元利償還金の70%が交付税算入されますので、実質300万円の一般財源で町内の整備ができることとなります。これは、7割の国庫補助を受けて事業を行うことと同じであるというふうに言えます。

このように、何種類もある地方債の中から、当該事業に適した交付税算入のある有利な地方債を財源とすることができる場合は町債の借入れを行い、国庫補助金もなく有利な地方債にも適さない場合は基金の取り崩しなどにより、財源を確保していきたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 宮沢清治議員。

○9番（宮沢清治君） ここまで確認をしてまいりましたが、当町の大きな問題となっているのは少子高齢化であります。高齢化により仕事からリタイアによって所得も下がることで、税金が減る。人口減少によって、お金の動きの維持が困難になる。

当町の問題がここにあり、これまでできていたことも、そのためのお金が減っていくこととなります。その分をどうにか、どうしていくのかということこれから考えないといけないと思いますが、再度、見解を伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 当町の総面積は御承知のとおり183.86平方キロメートルで、林野面積が90%以上を占め、南北に約20キロメートルの中に集落が点在しております。

このように、行政効率を求めるには非常に厳しい条件の下で、延長約300キロの町道、それから公営町営住宅、上下水道、保育園、小中学校、病院などの社会資本を整備維持するとともに、社会福祉、高齢者福祉、保健衛生、農林業、商工観光など様々な行政ニーズに対し、真摯に向き合い、取り組んでまいりました。これは、ひとえに、住民の皆さんが「長和町に住んで良かった」と実感できる町政運営を行ってきたという強い気持ちの表れでございます。厳しい財政運営の中ではございますが、町民一人一人のために、何ができるか常に考え、実行してまいりたいというふうに思っているところでございます。

人口減少につきましては、これは国全体の課題であるという認識を持っているところでございますが、この問題については、地方創生総合戦略の中でも積極的に取り組んでまいりました。過去5年間では、社会移動によるマイナス傾向は若干鈍化しておりますが、依然として少子高齢化の傾向が続いている状況となっております。

このように少子高齢化が進む社会情勢を反映しながら事務事業を実施してまいりましたが、今後はより一層限られた財源の中で必要な事業が実施できるよう、収入と収支のバランスを考えながら、自主財源や特定財源の確保、そしてコスト意識を持った経費の縮減、事務事業の見直しなど、職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えているところでございますので、今後も引き続き、町の皆さんの御理解、御協力をお願いするところでございます。

○議長（森田公明君） 宮沢清治議員。

○9番（宮沢清治君） 最後に、先ほども触れましたが、財政調整基金の枯渇懸念であります。

令和元年度は、平成財政推計による取崩し予定額は3億5,440万円でありました。昨年10月の台風、大型台風による災害等で、貯金である基金を取り崩し、復旧・復興費用に充てました。その結果、予定された金額より、財政推計で予定された金額より1億2,270万円が多く取り崩しされたことになりました。

緊急事態でやむを得ないことと理解するものではありませんが、財政推計では、令和8年度末でその基金が底をつくとされています。枯渇する時期が何か前倒しになるのではないかと懸念するところであります。

したがって、今後も、予測できない事項が多々発生してまいります。継続して推計を行っていただき、常に将来を見据えた健全財政運営を図っていただきますようお願いを申し上げて、次の質問に移ります。

高齢者に対するフレイル健診についてであります。

時間もなくなってまいりましたので、若干省略して質問をしたいと思います。

フレイル健診、これが令和2年4月から75歳以上の人を対象に、厚生労働省が決めました。

フレイルは、筋力など衰えた高齢者が介護を必要とする一歩手前の状態のことで、介護予防につ

なげるためにも、この状態からの改善が必要だとしています。年を重ねると筋力低下や食が細くなったりするため、虚弱を早期に発見して重症化を防ぐことが求められます。

日本では、急速に高齢化が進み、平均年齢が男性81.25歳、女性が87.32歳であるのに対し、介護を受けたり寝たきりになったりせず日常生活を送れる期間を示す、いわゆる健康寿命、これは平均年齢より約10年短いのが現状であります。

長和町においても高齢化は著しく進んでおりまして、65歳以上の人口比率が41.7%が高齢化でございます。ますます高まっていくものと予想されます。

現在、65歳以上の高齢者の11.5%がフレイル、いわゆる虚弱と言われていますが、このフレイルに対する町民の関心を高めていく必要があり、重要な取組だと考えます。当町のフレイル健診の取組について伺ってまいります。

まず、フレイル健診を実施・導入する時期、そしてその内容をお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） フレイル健診についての御質問でございますが、フレイル健診とは、宮沢議員のおっしゃるとおりでございますが、後期高齢者の虚弱などの特性を把握するために新たな質問票として15項目が策定され、この質問票により健康課題の把握を行い、健康課題を基に、必要な支援につなぐものでございます。

町におきましても、人間ドック、それから地区特定健診の際に後期高齢者の健診を実施しているため、これに併せてですね、質問票による問診を実施します。

フレイル健診につきましては、当町におきまして既にシステム改修が終了をしており、後期高齢者を対象に、今年度より実施をしております。

○議長（森田公明君） 宮沢清治議員。

○9番（宮沢清治君） それでは、検診の質問内容が変わることによりまして改善が見られるものは、何があるとお考えでしょうか。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 後期高齢者の質問票の情報に国保のシステムより抽出いたしました高齢者の医療・健診・介護情報を組み合わせることで、高齢者の健康状態を多面的に捉えまして、捉えることができる、可能になるということで、町の高齢者の健康課題を把握しやすくなるということでございます。

○議長（森田公明君） 宮沢清治議員。

○9番（宮沢清治君） フレイル健診について、これからの課題と思われる点についてはいかがでしょうか。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 課題と思われる点ということでございます。

質問票の内容を理解しまして、一人一人の医療・介護の情報を一括把握するとともに、必要な関

係機関と情報を共有しまして必要な支援につなげる個別の対応が大切になってきます。

高齢者は、慢性疾患に加えまして、認知機能や社会的つながりが低下するなど、フレイル状態になりやすく、虚弱状態ですね——になりやすく、疾病予防と生活機能の維持の両面にわたるニーズを有しております。これらのことから、国保システムや質問票の結果から町の健康課題を明確にし、疾病予防と生活機能維持の両面にわたり取り組んでいく必要があるため、今後、高齢者支援係等関係する部署と課題について一体的に取り組んでいくことが必要でありまして、その体制づくりをしてまいります。

○議長（森田公明君） 宮沢清治議員。

○9番（宮沢清治君） それでは、最後の質問でございます。

フレイル健診を含めた今後の健診の在り方について、見解を伺います。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 健診は、自分の体の状態を知ることができる1つの方法でございます。

年に一度は健診を受けていただき、健診の結果を見ながら一人一人に丁寧に接し、健診を受けてよかったと思っていただけるように心がけていきたいというふうに思います。町民の皆様が、いつまでも元気で自分らしく生活をしていただけますよう、疾病予防、重症化予防、そしてフレイル予防に努めてまいります。

○議長（森田公明君） 宮沢清治議員。

○9番（宮沢清治君） 以上で、今回予定いたしました一般質問を終わります。

○議長（森田公明君） 以上で、9番、宮沢清治議員の一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（森田公明君） 一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日予定した会議は終了いたしました。

会議を閉じ、散会といたします。御苦労さまでございました。

散 会 午後 3時03分

第 3 号

(6 月 1 5 日)

議 事 日 程

令和 2 年 6 月 1 5 日

午前 9 時 3 0 分 開議

長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 議案第 3 8 号 長和町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出)
- 日程第 2 議案第 3 9 号 長和町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出)
- 日程第 3 議案第 4 0 号 長和町長等の町に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
(町長提出)
- 日程第 4 議案第 4 1 号 長和町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出)
- 日程第 5 議案第 4 2 号 長和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出)
- 日程第 6 議案第 4 3 号 長和町電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出)
- 日程第 7 議案第 4 4 号 令和 2 年度長和町一般会計補正予算 (第 3 号) について
(町長提出)
- 日程第 8 議案第 4 5 号 令和 2 年度長和町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 1 号) について
(町長提出)
- 日程第 9 議案第 4 6 号 令和 2 年度長和町観光施設事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
(町長提出)
- 日程第 1 0 議案第 4 8 号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
(町長提出)
- 日程第 1 1 意見書第 4 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

(議員提出)

日程第 1 2 意見書第 5 号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

(議員提出)

追 加 議 事 日 程 (第 3 号の追加 1)

令和 2 年 6 月 1 5 日

長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 発議第 4 号 長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
(議員提出)
- 日程第 2 議案第 4 9 号 長和町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
(町長提出)
- 日程第 3 議案第 5 0 号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい
て
(町長提出)

追 加 議 事 日 程 (第 3 号の追加 2)

令和 2 年 6 月 1 5 日

長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 発議第 5 号 新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

(議員提出)

閉 会

令和2年長和町議会6月定例会（第3号）

令和2年6月15日 午前 9時30分開議

出席議員（10名）

1番	佐藤 恵一 議員	2番	渡辺 久人 議員
3番	田福 光規 議員	4番	羽田 公夫 議員
5番	伊藤 栄雄 議員	6番	田村 孝浩 議員
7番	柳澤 貞司 議員	8番	小川 純夫 議員
9番	宮沢 清治 議員	10番	森田 公明 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	羽田 健一郎 君	副 町 長	高見沢 高明 君
教 育 長	辰野 登志男 君	総 務 課 長	金山 睦夫 君
企画財政課長	藤田 仁史 君	建設水道課長	龍野 正広 君
建設水道課専門幹	上野 公一 君	こども・健康推進課長	長井 剛 君
町民福祉課長	藤田 孝 君	情報広報課長兼会計管理者	城内 秀樹 君
産業振興課長	藤田 健司 君	教 育 課 長	宮阪 和幸 君
教育課専門幹	大竹 幸恵 君	総務課長補佐	小林 義明 君

議会事務局出席者

事 務 局 長	中原 良雄 君	議会事務局書記	牛山 美智子 君
---------	---------	---------	----------

◎開議の宣告

○議長（森田公明君） おはようございます。

長和町議会第2回定例会を再開いたします。

ただいまから、会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 議案第38号 長和町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出)

◎日程第2 議案第39号 長和町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出)

◎日程第3 議案第40号 長和町長等の町に対する損害賠償責任の一部免責に関する
条例の制定について
(町長提出)

○議長（森田公明君） 日程第1 議案第38号から日程第3 議案第40号までを一括して議題
とし、審議に付します。

本案に対する委員長報告を求めます。

渡辺総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（渡辺久人君） それでは、報告いたします。

総務経済常任委員会は令和2年6月9日全委員出席の下、今定例会に提案され、委員会付託となり
ました案件について審査を行いました。

議長の指示に従い、順次結果を報告いたします。

最初に、議案第38号 長和町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を
改正する条例の制定についての審査結果を報告いたします。

担当から説明の後、質疑応答を行いました。討論なく採決の結果、全員賛成で議案第38号は、
可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

議員より、具体的に何が変わったのかに対し、国に準じて行政手続に関してインターネット等
による電子申請の利用を推進していくというものですという回答。

次に、委員より、特別定額給付金のオンライン申請について、町では不具合はあったのかに対し、
担当は町民福祉課ですが、電子申請は20件ほどで登録の二度手間や添付書類漏れがあったと聞い
ているとの回答。

委員より、マイナンバーの取得は推進しているのかに対し、総務課としては職員への取得推進を

しているとの回答。

委員より、今後スマート申請など町民が便利で簡単に申請できるシステムの整備や職員のスキルの向上は考えているかに対して、町民が便利で簡単に申請利用ができるよう職員の能力向上を含めて努めていきたいと考えているとの回答。

次に、議案第39号 長和町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての審査結果を報告します。

担当課の説明の後、特段、質疑討論なく、採決の結果、全員賛成で議案第39号は可決すべきものと決定しました。

次に、議案第40号ですが、字句の訂正をお願いします。下から2行目、数字の39を40と訂正願います。

それでは、議案第40号 長和町長等の町に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についての審査結果を報告いたします。

担当課の説明の後、特段、質疑討論なく、採決の結果全員賛成で議案第40号は可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（森田公明君） 委員長報告が終わりました。

日程第1 議案第38号 長和町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第39号 長和町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第40号 長和町長等の町に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第41号 長和町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

◎日程第5 議案第42号 長和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

◎日程第6 議案第43号 長和町電気自動車等用充電機の設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

○議長(森田公明君) 次に、日程第4 議案第41号から日程第6 議案第43号までを一括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

羽田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（羽田公夫君） 報告いたします。社会文教常任委員会では去る6月8日に委員会を開催し、今定例会に提案され委員会付託となっておりました案件について審査を行いました。

議長の指示に従い、順次結果を御報告いたします。

議案第41号 長和町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての審査結果を御報告いたします。

担当係からの説明の後、質疑応答を行いました。質疑討論なく議案第41号 長和町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。議案第41号についての報告は以上です。

議案第42号 長和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査結果を御報告いたします。

担当係からの説明の後、質疑応答を行いました。質疑討論なく、議案第42号 長和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。議案第42号についての報告は以上です。

続きまして、議案第43号 長和町電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査結果を御報告いたします。

担当係からの説明の後、質疑応答を行いました。質疑応答は次のとおりです。

町民福祉課生活環境係、委員より、補助率は10分の10かの問いに、補助率は工事区分ごとの定額となっています。今回は、工事費約1,300万円に対して、交付金確定前ですが、400から500万円程度の補助率となる予定ですとの答弁でした。

委員より、充電器設置事業の今後の予定はの問いに、長野県インフラ整備ビジョンには、長和町は6基の計画となっています。既に5基の設置が完了しているので、今後の整備については設置の可否を含めて検討していきますとの答弁でした。

討論なく、議案第43号 長和町電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。議案第43号についての報告は以上です。

○議長（森田公明君） 委員長報告が終わりました。

日程第4 議案第41号 長和町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第42号 長和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第43号 長和町電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第44号 令和2年度長和町一般会計補正予算（第3号）について

（町長提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第7 議案第44号 令和2年度長和町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、審議に付します。

まず、総務経済常任委員会に付託された産業振興課の所管する補正予算について、委員長報告を求めます。

渡辺総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（渡辺久人君） 議案第44号 令和2年度長和町一般会計補正予算（第3号）についてのうち、産業振興課、建設水道課の所管する補正予算の審査結果を報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく採決の結果、全員賛成で議案第44号は可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

まず林務係、委員より現在の林道施設災害復旧事業の状況はどうなっているかに対し、小規模災害については約6割が竣工、国庫補助の災害復旧は現在古町の林道不動沢線のみが竣工となっており、進行状況としては全体の約1割程度となっているとの回答。

委員より、事業完了の目途は今年度中か、それとも次年度までかかるのかに対し、令和元年度に発注した事業につきましては、令和2年度中に全て完了する見込みとなっているとの回答。

次、商工観光係、既存の配管等について、スキー場オープン時のものかに対し、昭和60年12月オープン時からのもので35年経過している。漏水はその都度修繕してきたが、かなり老朽化しており、今回更新をお願いするものであるとの回答。

委員より、配管工事を実施する場所にはに対し、第1駐車場ポンプキン横から上部ゲレンデ下部、第4ロマンスリフト下部スノーガーデン下付近までの1.5キロメートルとなるとの回答。

委員より、今回の工事の行使は配管布設のほか、電線ケーブル敷設と中間貯水池にある給水ポンプ1基の更新となるとの回答。

委員より、財源について、過疎対策事業債を充当しているが、返済はどのようになっているのかに対し、町が返済しますが、今まで同様、振興公社より、交付税参入を除いた分を町へ返納していただくようになりますとの回答。

以上です。

○議長（森田公明君） 次に、社会文教常任委員会に付託されたこども・健康推進課の所管する補正予算について、委員長報告を求めます。

羽田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（羽田公夫君） 議案第44号 令和2年度長和町一般会計補正予算（第3号）についてのうち、こども・健康推進課が所管する民生費、衛生費及び関係歳入について審査を行った結果を御報告いたします。

担当係の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答は次のとおりです。

健康づくり係、委員より、体組成計はどこに設置するのかの問いに、通常は保健福祉総合センターに設置しているが、持ち運びタイプなので若い人たちが多い場所に出向いて測定したいとの答弁でした。

委員より、若い方から高齢者を対象にしているがその基準は、また、測定後のフォローはいつ頃計画しているのかの問いに、対象は18歳以上65歳未満です。若い方は運動の習慣率が低いこと、高齢者はフレイル予防と筋肉量を増大させる目的です。実施後のフォローは依田窪病院の理学療法士と連携して、各自の欠点を体操等で補う指導を行う。数か月後に筋肉量を測定し、評価をしていきたいとの答弁でした。

議案第44号についての報告は以上です。

○議長（森田公明君） 委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。

討論はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第45号 令和2年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について

（町長提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第8 議案第45号 令和2年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてを議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

羽田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（羽田公夫君） 議案第45号 令和2年度長和町国民健康保険特別会計

(事業勘定) 補正予算(第1号)についての審査結果を御報告いたします。

担当係の説明の後、質疑を行いました。質疑討論なく、議案第45号 長和町国民健康保険特別会計(事業勘定) 補正予算(第1号)については、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第45号についての報告は以上です。

○議長(森田公明君) 委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより、議案第45号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第46号 令和2年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)について

(町長提出)

○議長(森田公明君) 次に、日程第9 議案第46号 令和2年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長報告を求めます。

渡辺総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長(渡辺久人君) 議案第46号 令和2年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)についての審査結果を報告いたします。

担当課説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で議案第46号は可決すべきものと決定しました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

委員より、新型コロナウイルス感染拡大防止のために文書を送ったとのことだが、その内容がどのようなものだった。1回目は4月6日に各別荘へポスティングを行い、内容は「3密」と「症状がある場合は外出を控えていただきたい」というもの。2回目は、上田保健所管内で感染者が発生

したことから、建物のあるオーナーに文書を郵送、内容は「別荘への往来の自粛」「不要不急の外出の自粛」をお願いしたとの回答。

委員より、自粛依頼の文書を送付した後の別荘地の状況はどうだったかに対し、通知文についての苦情は10件以上いただいた。また、ゴールデンウィーク期間中に2回現地調査を実施（5月2日、4日）、その結果、学者村では59件、美し松では10件、ふれあいの郷では7件、美ヶ原高原郷では4件の来訪を確認している。全体的に当直営別荘地の多くのオーナー様に往来の自粛に協力していただけたと感じているとの回答。

委員より、コロナ対応と併せて滞納整理は実施したのかに対し、コロナ対応に追われていたが、4月から5月は出納閉鎖期間ということもあったので、催告書の発送など滞納整理も併せて実施した。僅かだが収納率も向上しているとの回答。

以上です。

○議長（森田公明君） 委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第46号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第48号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

（町長提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第10 議案第48号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長報告を求めます。

渡辺総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（渡辺久人君） 議案第48号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての審査結果を報告いたします。

担当課の説明の後、特段、質疑討論なく、採決の結果、全員賛成で議案第6号は可決すべきものと決定しました。

総務経済常任委員会に付託されました審査結果は以上です。

○議長（森田公明君） 委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第48号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第11 意見書第4号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

（議員提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第11 意見書第4号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題とし、審議に付します。

本案については、開会日に議員より説明がございましたので、説明を省略し、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、日程第11 意見書第4号を採決いたします。

意見書第4号について原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、意見書第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 意見書第5号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

(議員提出)

○議長(森田公明君) 次に、日程第12 意見書第5号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書を議題とし、審議に付します。

本案につきましても、開会日に議員より説明がございましたので、説明を省略し、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより、日程第12 意見書第5号を採決いたします。

意見書第5号について原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。意見書第5号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。そのままでお待ちください。

休 憩 午前 9時55分

再 開 午前 9時57分

○議長(森田公明君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、お諮りします。お手元に配付のとおり、議員及び町長から追加案件が提出されております。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ただいま追加した案件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し、即決といたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、追加した案件は、本日、即決することに決定いたしました。

◎日程第1 発議第4号 長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(議員提出)

○議長(森田公明君) 日程第1 発議第4号 長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程いたします。

上程されました議案について、渡辺久人議員より提案理由の説明を求めます。

渡辺久人議員。

○2番(渡辺久人君) 発議第4号 長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提出者を代表しまして御説明申し上げます。

追加議案書1—1ページを御覧ください。

本発議は、会議規則第14条第2項の規定に基づき提出するものです。

新型コロナウイルス感染症拡大防止、また自粛等の対策により、現在、町内においても飲食業、宿泊業を中心に大変厳しい状況に置かれております。長和町議会としてもこうした厳しい状況に置かれた皆様と痛みを共有するとともに、議員自ら姿勢を示すべきとの認識のもと、本条例を提出するものであります。

条例改正の内容は、1—2ページを御覧ください。

6月支給の期末手当を一律3%削減するものであります。

議員皆様の御賛同をお願い申し上げます、発議第4号の説明といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長(森田公明君) 提案理由の説明が終わりました。

発議第4号を議題とし、審議に付します。

本案に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより、発議第4号を採決いたします。

発議第4号について、原案のとおり可決されることに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 議案第49号 長和町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

◎日程第 3 議案第 50 号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

(町長提出)

○議長（森田公明君） 次に、日程第 2 議案第 49 号から日程第 3 議案第 50 号を一括して上程いたします。

上程された議案について、町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 先ほどは、本定例会に上程いたしました全ての議案につきまして、賛成可決をいただきましてありがとうございます。

最初に、一昨日オープンいたしましたマルシェ黒耀につきまして、お礼を申し上げたいと存じます。道の駅エリア活性化事業として進めてまいりました中核施設であるマルシェ黒耀が、おかげさまをもちましてこの 13 日にオープンをいたしました。あいにくの雨の中、大勢のお客様に御来店をいただき、一時は入場規制を行うほどでございました。土曜、日曜の来場者は、約 3,000 人ほどになるのではないかと思われ、売上げも予想を超えるものとなりました。これも、議会の皆様をはじめ、多くの町民の皆様にご協力いただいたたまものと感謝をいたします。運営を担います株式会社マルメロエイトの皆さんも、オープン当初からの盛況に一安心するとともに、これからの運営に一層気を引き締めて努力をしてみたいということでございます。町といたしましても、道の駅エリア全体が町の情報発信の拠点としての役割を十分発揮して、地域振興の道の駅エリア全体の発展につながるよう引き続き尽力をしてみたいと考えておりますので、大勢の皆さんの御利用と御協力をお願いいたします。

それでは、本議会に追加議案として提案をさせていただきました、条例の一部改正案 2 件について御説明を申し上げます。

最初に、議案第 49 号 長和町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明をいたします。

今般の新型コロナウイルス感染症によりまして、日本経済は大きな影響を受け、町内事業者の皆さんの売上げも大きく減っているなど地域の厳しい経済状況を鑑みまして、影響著しい皆さんと問題意識を共有したいと考え、今期の期末手当を町長 20%、副町長、教育長 10%減額とするものであります。

次に、議案第 50 号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険施行令の一部改正に伴い、課税限度額の見直しと軽減世帯の算定基準を改正し、低所得者層の負担に配慮したものです。

以上、詳細につきましては、御審議の際、担当課長より説明を申し上げますので、原案御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（森田公明君） 提案理由の説明を終わります。

日程第2 議案第49号 長和町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審議に付します。

担当課長より詳細説明を求めます。

金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） よろしくお願ひいたします。

それでは、追加議案書の2—1ページをお願ひします。

議案第49号 長和町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願ひするものでございます。

この条例改正につきましては、ただいま町長から説明のあったとおり、常勤特別職の期末手当を減額するもので、内容については追加議案書2—3ページの新旧対照表を御覧ください。附則に2項目を追加しまして、第2項で町長の今期の期末手当を20%減額、第3項で副町長、教育長の今期の期末手当を10%減額する規定を定めるものです。

なお、施行日は公布の日からとしております。

説明は以上です。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第49号を採決いたします。

議案第49号について、原案のとおり可決されることに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第50号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審議に付します。

担当課長より詳細説明を求めます。

金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） それでは、追加議案書の3—1ページをお願ひいたします。

議案第50号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、議会の議決をお願ひするものでございます。

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い改正するもので、議案書3—3ページ、新旧対照表を御

覧ください。

第2条第2項及び第4項では、課税限度額をそれぞれ61万円から63万円、16万円から17万円と引き上げ、次の23条各項目では、保険税の減額の対象となる所得の算定に用いる金額である軽減判定所得を引き上げることによって、低所得者層の被保険者の負担に配慮した制度とするものでございます。

施行日は公布の日からとし、令和2年4月1日からの適用としております。

説明は以上です。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第50号を採決いたします。

議案第50号について、原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

そのままお待ちください。

休 憩 午前10時09分

再 開 午前10時10分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここでお諮りいたします。

お手元に配付のとおり、議員から追加案件が提出されております。この際、これを日程に追加し議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

ただいま追加した案件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し本日審議し即決としたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、追加した案件は本日即決とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 発議第5号 新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

(議員提出)

○議長(森田公明君) 日程第1 発議第5号 新型コロナウイルス感染症対策に関する決議を上程いたします。

上程されました議案について、宮沢清治議員より提案理由の説明を求めます。

宮沢清治議員。

○9番(宮沢清治君) 発議第5号 新型コロナウイルス感染症対策に関する決議について、御説明を申し上げます。

追加議案書の1—1ページを御覧ください。

本発議は、会議規則第14条第2項の規定に基づき提出するものであります。

現在、新型コロナウイルス感染症は、国内においてようやく感染者数が減少してまいりました。長野県においては、5月中旬以降感染者は確認されておられません。また、長和町では、現在も1人の感染者も出しておらず、このことは、町対策本部及び関係者の対策はもとより町民皆様の感染症予防への御理解、御協力によるものであり深く感謝を申し上げます。

しかし、全国的な感染及び感染拡大防止対策により、町内事業者及び町民の皆様には経済的に多大な影響が出ております。

こうした未曾有の難局に対し、町においては引き続き状況に応じた対策を迅速かつ的確に講じていただく必要があると考えます。議会としても、会議及び一般質問を通じて説明を求め、質疑を行い、協議を行ってきたところであり、また国に対して意見書を提出することを先ほど議決いたしました。

本決議は、町においても引き続き、感染症拡大防止策及び強力な経済支援策等を講じていただくよう強く要請するものであります。内容につきましては、追加議案書1—2ページを御覧ください。

議員諸氏の御賛同をお願い申し上げます、発議第5号の説明といたします。

○議長(森田公明君) 提案理由の説明が終わりました。

発議第5号を議題とし、審議に付します。

本案に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、発議第5号を採決いたします。

発議第5号について、原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森田公明君） 以上で、本6月定例会に提出された案件は全て終了いたしました。

したがって、令和2年6月長和町議会第2回定例会を閉会といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 御異議なしと認め、令和2年6月長和町第2回定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午前10時15分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長 森 田 公 明

長和町議会議員 佐 藤 恵 一

長和町議会議員 伊 藤 栄 雄

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長

長和町議会議員

長和町議会議員